

平成16年11月29日(月曜日)第4回定例会

出席議員(20名)

1番	佐竹敬一	議員	2番	佐藤毅	議員
3番	鴨田俊	議員	4番	煤津博士	議員
6番	松田孝	議員	7番	猪倉謙太郎	議員
8番	石川忠義	議員	9番	鈴木賢也	議員
10番	荒木春吉	議員	11番	柏倉信一	議員
12番	高橋勝文	議員	13番	伊藤忠男	議員
14番	高橋秀治	議員	15番	松田伸一	議員
16番	佐藤暘子	議員	17番	川越孝男	議員
18番	内藤明	議員	19番	那須稔	議員
20番	遠藤聖作	議員	21番	新宮征一	議員

欠席議員(なし)

説明のため出席した者の職氏名

佐藤誠六	市長	荒木恒助	役
安孫子勝一	収入役	大泉愼一	教育委員長
	選挙管理委員会		
奥山幸助	委員長	武田浩	農業委員会会長
芳賀友幸	庶務課長	鹿間康	企画調整課長
秋場元	財政課長	宇野健雄	税務課長
斎藤健一	市民課長	有川洋一	生活環境課長
浦山邦憲	土木課長	柏倉隆夫	都市計画課長
	花・緑・せせらぎ		
犬飼一好	推進課長	佐藤昭	下水道課長
木村正之	農林課長	兼子善男	商工観光課長
尾形清一	地域振興課長	石川忠則	健康福祉課長
兼子俊弥	会計課長補佐	安彦守	水道事業所長
那須義行	病院事務長	大谷昭男	教育長
熊谷英昭	管理課長	菊地宏哉	学校教育課長
鈴木英雄	社会教育課長	石山忠	社会体育課長
	選挙管理委員会		
三瓶正博	事務局長	安孫子雅美	監査委員
	監査委員		農業委員会
布施崇一	事務局長	小松仁一	事務局長
	事務局職員出席者		
片桐久志	事務局長	安食俊博	局長補佐
月光龍弘	庶務主査	大沼秀彦	調査係長

議事日程第1号 第4回定例会
平成16年11月29日(月) 午前9時30分開議

開 会

- 日程第 1 会議録署名議員指名
- ” 2 会期決定
- ” 3 諸般の報告
- (1) 例月出納検査結果報告等について
- (2) 第112回山形県市議会議長会定期総会の報告について
- ” 4 報告第7号 損害賠償の額の決定についての専決処分報告について
- ” 5 認第 3号 平成15年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定について
- ” 6 認第 4号 平成15年度寒河江市駅前中心市街地整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- ” 7 認第 5号 平成15年度寒河江市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- ” 8 認第 6号 平成15年度寒河江市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- ” 9 認第 7号 平成15年度寒河江市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- ” 10 認第 8号 平成15年度寒河江市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- ” 11 認第 9号 平成15年度寒河江市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- ” 12 認第10号 平成15年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計歳入歳出決算の認定について
- ” 13 認第11号 平成15年度寒河江市財産区特別会計(高松、醍醐、三泉)歳入歳出決算の認定について
- ” 14 議第56号 平成16年度寒河江市一般会計補正予算(第3号)
- ” 15 議第57号 平成16年度寒河江市駅前中心市街地整備事業特別会計補正予算(第1号)
- ” 16 議第58号 平成16年度寒河江市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- ” 17 議第59号 平成16年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- ” 18 議第60号 寒河江市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について
- ” 19 議第61号 寒河江市都市計画税条例の一部改正について
- ” 20 議第62号 寒河江市農業委員会委員の選挙区及び定数に関する条例の一部改正について
- ” 21 議第63号 寒河江市水道事業の設置等に関する条例の一部改正について
- ” 22 請願第11号 地球温暖化防止のための森林吸収源対策の確実な推進を求める意見書提出に関する請願
- ” 23 請願第12号 年金制度に関する意見書提出方請願
- ” 24 請願第13号 郵政事業民営化に関する意見書提出についての請願
- ” 25 請願第14号 WTO・FTA農業交渉に関する意見書の提出を求める請願
- ” 26 請願第15号 「食料・農業・農村基本計画」の見直しに関する意見書の提出を求める請願
- ” 27 請願第16号 西村山地区における中学校教科書採択に関する請願

- ” 28 請願第17号 教育課題解決のための一層の条件整備の推進と、教育基本法の見直しについて慎重審議を求める、国に対して「意見書」の提出を求める請願
 - ” 29 陳情第3号 教育基本法「改正」ではなく、教育基本法に基づく施策を進めることを求める意見書を政府等に提出することを求める陳情
 - ” 30 陳情第4号 法務局職員の増員に関する陳情
 - ” 31 議案説明
 - ” 32 監査委員報告
 - ” 33 質疑
 - ” 34 予算特別委員会設置
 - ” 35 決算特別委員会設置
 - ” 36 委員会付託
- 散 会

平成16年12月第4回定例会

本日の会議に付した事件

議事日程第1号に同じ

第4回定例会日程

平成16年11月29日(月)開会

月 日	時 間	会 議		場 所
11月29日(月)	午前9時30分	本 会 議	開会、会議録署名議員指名、会期決定、諸般の報告、議案・請願・陳情上程、同説明、監査委員報告、質疑、予算特別委員会設置、決算特別委員会設置、委員会付託	議 場
	本会議終了後	予算特別委員会	付 託 案 件 審 査	議 場
11月30日(火)	休 会			
12月 1日(水)	午前9時30分	本 会 議	一 般 質 問	議 場
12月 2日(木)	午前9時30分	本 会 議	一 般 質 問	議 場
12月 3日(金)	午前9時30分	総務委員会 分科会	付 託 案 件 審 査	第2会議室
		文教厚生委員会 分科会	付 託 案 件 審 査	第4会議室
		建設経済委員会 分科会	付 託 案 件 審 査	議会図書室
12月 4日(土)	休 会			
12月 5日(日)	休 会			
12月 6日(月)	午前9時30分	決算特別委員会	付 託 案 件 審 査	議 場
12月 7日(火)	休 会			
12月 8日(水)	午前9時30分	予算特別委員会	付 託 案 件 審 査	議 場
	予算特別委員会 終了後	本 会 議	議案・請願・陳情上程、委員長報告、質疑・討論・採決、閉会	議 場

開 会 午前9時30分

佐竹敬一議長 おはようございます。

ただいまから、平成16年第4回寒河江市議会定例会を開会いたします。

本日の欠席通告議員はありません。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本定例会の運営につきましては、11月24日に開催されました議会運営委員会で審議されております。

本日の会議は、議事日程第1号によって進めてまいります。

会議録署名議員指名

佐竹敬一議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において3番鴨田俊・議員、21番新宮征一議員を指名いたします。

会 期 決 定

佐竹敬一議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、議会運営委員会の審議結果に基づき、本日から12月8日までの10日間といたしたいと思
います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、会期は10日間と決定いたしました。

諸 般 の 報 告

佐竹敬一議長 日程第3、諸般の報告であります。

(1) 例月出納検査結果報告等について

(2) 第112回山形県市議会議長会定期総会の報告について

このことにつきましては、お手元に配付しておりますプリントによって御了承願います。

議 案 上 程

佐竹敬一議長 日程第4、報告第7号から日程第30、陳情第4号までの27案件を一括議題といたします。

議 案 説 明

佐竹敬一議長 日程第31、議案説明であります。

市長から提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 初めに、報告第7号損害賠償の額の決定についての専決処分の報告について御説明申しあげます。

本件は、平成16年9月8日午前11時35分ごろ、市内大字寒河江字長岡地内において、台風18号による寒河江公園内の被害状況を調査中に、車の転落により建物に損害を与えた事故について示談書を取り交わすに当たり、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をしたので、御報告申しあげます。

次に、決算の認定について御説明申しあげます。

平成15年度寒河江市一般会計歳入歳出決算並びに8件の特別会計歳入歳出決算について、地方自治法の定めるところにより監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものであります。

最初に、認第3号平成15年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定について御説明申しあげます。

平成15年度は、長引く不況にもやっと改善の兆しが見られ、また経済指標からも明るさが見られたものの、景況感が実感されず閉塞感の中で過ぎた1年でした。このような中、国が進める国庫補助負担金、地方交付税、税源移譲のあり方を一体的に検討する三位一体改革を視野に、本市の中長期的な財政運営を見据え、平成15年度を転換の中で将来の展望を開いていく年と位置づけ、前年に引き続き醍醐小学校改築事業や駅前中心市街地整備に取り組み、さらに、一昨年開催し大成功をおさめた全国都市緑化フェアを継承する花咲かフェアINさがえの開催などの諸事業に重点的に取り組むとともに、昨今の大きな課題となっている少子高齢対策、農業及び商工業等の発展基盤の整備に積極的に努めてまいりました。

財政面におきましては、景気の改善から税収は若干の持ち直しはあったものの、全体では依然として減収傾向にあり、加えて地方交付税も減少するなど厳しい財政状況ではありましたが、厳選した事業の選択、徹底した歳出の抑制、補助制度や有利な起債の活用を図り、健全な財政運営に努めてまいりました。

以下、決算の概要を申しあげます。

増減率については、前年度対比で申しあげます。

一般会計の決算額は、歳入では0.9%減の149億85万8,104円、歳出では0.8%減の144億8,180万7,999円となり、形式収支では4億1,905万105円、繰越明許費に係る繰り越しすべき一般財源295万8,000円を差し引いた実質収支は4億1,609万2,105円の黒字決算となりました。

剰余金の処分につきましては、基金条例の規定により財政調整基金に2億1,000万円、減債基金に5,000万円を積み立てし、残る1億5,609万2,105円は翌年度に繰り越しいたしました。

次に、歳入の主な内容を申しあげます。

市税は、景気の回復傾向から企業収益の改善が見られ、市民税の法人分が8.5%の増となりましたが、個人所得及び雇用環境は厳しい状況にあり、個人分が5.2%の減、固定資産税は1.5%の減となるなど、市税全体の収入では1.3%減の48億5,563万644円となりました。

地方譲与税は6.3%増の1億7,114万8,000円となり、地方消費税交付金も12.8%増の4億2,236万5,000円、地方特例交付金は1.9%減の1億5,074万3,000円となりました。

また、利子割交付金については3,561万7,000円。自動車取得税交付金及び交通安全対策特別交付金の収入総額は8,512万6,000円となりました。

地方交付税の普通交付税については、今年度も臨時財政対策債の大幅な増額に伴い基準財政需要額の伸びが抑えられたため、基準財政収入額の減少にもかかわらず3.8%減の38億2,811万5,000円となりました。

一方、特別交付税も6.9%減の5億7,939万3,000円となり、地方交付税全体として4.3%減の44億750万8,000円となりました。

分担金及び負担金は、社会福祉費の措置費等負担金が制度改正によりなくなったことなどから、6.1%減の1億6,644万4,690円となりました。

使用料及び手数料は、市営住宅使用料、市民浴場使用料、道路占用料、戸籍・住民基本台帳手数料、諸証明手数料が主なものであり、総額で1億4,727万7,023円となりました。

国庫支出金は、児童福祉費負担金を初め民生費国庫負担金や土木費国庫補助金、さらには醍醐小学校建設に伴う学校建設補助金が伸びたことなどにより、30.8%増の11億3,895万2,226円となりました。

県支出金は5.3%増の5億5,902万1,877円となりました。

財産収入は、土地売払収入が大幅に減額になったことから、33.7%減の7,455万4,968円となりました。寄附金も大幅減の335万2,500円となりました。

繰入金は、全国都市緑化やまがたフェア開催に伴う財政調整基金繰り入れがなくなったことなどから、71.3%減の1億534万9,480円となりました。

繰越金の2億5,833万5,679円は、平成14年度決算に伴う剰余金であります。

諸収入は、市産業立地促進資金貸付金収入や地域総合整備資金貸付金収入が大幅に伸びたため、総額で13.3%増の5億2,073万2,017円となりました。その主なものは、貸付金元利収入3億9,629万5,566円、雑入1億476万8,186円などであります。

市債は、市民税減税補てん債の5,570万円、臨時財政対策債9億820万円、道路橋梁債1億2,480万円、都市計画債2億2,870万円など総額で17億9,870万円となりました。

以上、歳入総額では0.9%減の149億85万8,104円となりました。

次に、歳出について申し上げます。

義務的経費であります人件費は、引き続き退職職員の補充を抑制したこともあり、1.8%減の30億5,984万1,531円となりました。

物件費は、徹底した経費削減の結果、4.4%減の14億9,483万2,508円となりました。維持補修費については、4.2%減の3億1,365万4,471円となりました。

扶助費は、児童扶養手当が大幅に増加したことなどにより、5.9%増の11億311万653円となりました。

補助費等は、全国都市緑化やまがたフェアが終わり実行委員会及び市の推進委員会の負担金が減となりましたが、駅前中心市街地整備事業に係る公園管理者負担金が発生したことなどから、0.4%増の22億1,822万6,869円となりました。

投資的事業費は、本町駐車場整備事業や社会教育施設整備事業などが完了したことなどから、10.8%減の20億222万2,005円となりました。

公債費については、1.2%増の19億4,908万3,622円となりました。

また、積立金は309万4,920円、投資及び出資金は188万円となりました。

貸付金は、工業団地への企業立地に伴い市産業立地促進資金貸付金が大幅に増加したことなどから、18.2%増の3億6,500万円となりました。

繰出金は、国民健康保険や介護保険特別会計、さらには駅前中心市街地整備事業特別会計の繰出金が増加したことなどから、6.8%増の19億7,086万1,420円となりましたが、主なものは、駅前中心市街地整備事業特別会計に3億7,105万2,862円、公共下水道事業特別会計に8億6,671万5,924円、介護保険特別会計に2億9,778万6,036円などです。

以上の結果、歳出総額は0.8%減の144億8,180万7,999円となりました。

次に、認第4号平成15年度寒河江市駅前中心市街地整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

駅前中心市街地整備事業は、交流拠点にふさわしいまちづくりとして、都市軸の形成と都市機能の充実、商業施設の再編などにより、にぎわいと魅力、品格ある中心市街地を形成しようとするものであります。

平成15年度は、寒河江駅前交流センター及び寒河江駅正面口駐輪場、みこし公園などの公共施設を完成し、さらには都市計画道路の築造舗装及び電線類の地中化、新橋のかけかえ、街路灯や歩道等の整備工事を行い、事業の促進を図ったところであります。

以下、決算の概要を申し上げます。

歳入決算額は13億 3,816万 5,039円、歳出決算額は13億 379万 4,739円となり、歳入歳出差し引き残額 3,437万 300円は翌年度に繰り越しいたしました。

歳入の主なものは、国庫支出金3億 2,660万円、県支出金 400万円、一般会計繰入金 3億 7,105万 2,862円、市債3億 1,720万円などでありまして。

歳出の主なものは、建物等移転補償費 2億 5,933万 3,010円、工事請負費 4億 8,111万 9,963円、委託料 2,234万 2,476円などでありまして。

次に、認第5号平成15年度寒河江市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

下水道は、公共用水域における水質保全や、安全で快適な生活環境づくりに重要な役割を担っており、計画的な整備と利用促進に努めております。平成15年度は、公共下水道事業については洲崎地内の幹線管渠を初め、島、仲田、六供町、内ノ袋、塩水、落衣前、古河江地区などの市街地周辺の未整備地域の枝線管渠の整備を行い、処理区域の拡大を図ったところであります。

特定環境保全公共下水道事業については、引き続き三泉地区の幹線管渠及びタカへ、上・中河原地区の枝線管渠整備を進めてまいりました。その結果、平成15年度の汚水管渠の整備延長は1万 413メートル、整備面積は54ヘクタールとなったものであります。

また、年々増加する流入汚水、汚泥の安定した処理を図るため、老朽化した水処理施設機械の更新をいたしました。

以下、決算の概要を申し上げます。

歳入歳出決算ともに27億 4,828万 8,918円で、歳入歳出差し引き残額はありません。

歳入の主なものは、使用料4億 759万 4,274円、国庫補助金 4億 2,907万 8,390円、市債9億 4,720万円、一般会計繰入金 8億 6,671万 5,924円などでありまして。

歳出の主なものは、管渠建設費12億 7,525万 4,293円、水処理、汚泥処理などの浄化センター管理費 1億 8,116万 2,609円、浄化センター建設費 5,960万円、公債費11億 1,162万 8,807円でありまして。

次に、認第6号平成15年度寒河江市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。幸生地区の簡易水道事業については、良質な水の安定供給を推進するとともに、効率的な事業の執行に努めてまいりました。

以下、決算の概要を申し上げます。

歳入歳出決算ともに 754万 3,224円で、歳入歳出差し引き残額はありません。

歳入の主なものは、使用料 470万 3,605円、一般会計繰入金 283万 4,109円でありまして。

歳出は、総務管理費 118万 8,684円であり、公債費は前年と同額の 635万 4,540円となりました。

次に、認第7号平成15年度寒河江市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

国民健康保険事業は、景気の低迷や高齢化の進展などにより被保険者数及び保険給付費が増加する中で、医療費の適正化対策や保健事業などの充実を図り、効率的な運営に努めてまいりました。

以下、決算の概要を申し上げます。

歳入決算額は32億 2,742万 8,741円、歳出決算額は31億 1,924万 1,041円で、歳入歳出差し引き残額 1億 81万 7,700円のうち、給付基金条例の規定により 9,979万 9,000円を基金に積み立てし、残る 838万 8,700円は翌年度に繰り越しいたしました。

歳入の主なものは、国民健康保険税11億 6,628万 1,770円、国庫支出金11億 175万 2,894円、療養給付費交付金 5億 2,774万 8,000円、県支出金 1,475万 5,598円、高額医療費共同事業交付金 8,681万 7,710円、一般会計繰入金 1億 9,658万 660円などです。

歳出の主なものは、保険給付費20億 449万 8,702円、老人保健拠出金 7億 9,085万 8,352円、介護納付金 1億 6,671万 5,582円などです。

次に、認第8号平成15年度寒河江市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

平成15年度は、平成14年10月に受給対象年齢が75歳に引き上げられたことによる受給者数の減少や1人当たり医療費などの減少により、医療諸費が対前年比で 3.7%の減となっております。

以下、決算の概要を申し上げます。

歳入決算額は37億 4,358万 558円、歳出決算額は37億 4,243万 3,937円で、歳入歳出差し引き残額は 114万 6,621円となり、翌年度に繰り越しいたしました。

歳入の主なものは、支払基金交付金 24億 1,542万 5,000円、国庫支出金 8億 5,528万 4,639円、県支出金 2億 1,179万 3,230円、一般会計繰入金 2億 3,589万 1,380円などです。

歳出の主なものは、医療諸費37億 2,451万 5,648円などです。

次に、認第9号平成15年度寒河江市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

介護保険事業につきましては、老人保健福祉計画及び介護保険事業計画に基づき、制度の円滑な運営と保健福祉サービスの充実向上に努めてまいりました。その結果、平成16年3月現在の第1号被保険者数は 1万 594人で、介護サービスの利用につきましても着実な伸びを示し順調に経過したところであります。

以下、決算の概要を申し上げます。

歳入決算額は19億 6,139万 4,072円、歳出決算額は19億 3,866万 8,502円で、歳入歳出差し引き残額 2,272万 5,570円は翌年度に繰り越しいたしました。

歳入の主なものは、支払基金交付金 5億 8,924万 4,000円、繰入金 2億 9,778万 6,036円、国庫支出金 4億 8,060万 7,800円、県支出金 2億 3,036万 9,611円などです。

歳出の主なものは、保健給付費18億 4,295万 6,892円、総務費 7,785万 7,039円、基金積立金 875万 8,349円などです。

次に、認第10号平成15年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

介護認定審査会につきましては、本市及び西村山地域4町で共同設置いたし、その円滑な運営に努め、審査判定業務の公平性の確保と効率化を図ってまいりました。審査判定会議は 197回開催し、延べ 4,559件を判定しました。そのうち本市分は 1,767件でありました。

以下、決算の概要を申し上げます。

歳入決算額は 2,560万 434円、歳出決算額は 2,367万 1,557円で、歳入歳出差し引き残額は 192万 8,877円でありました。

歳入の主なものは、分担金及び負担金 1,483万 3,000円、本市介護保険特別会計からの繰入金 825万 2,000円などです。

歳出の主なものは、介護認定審査会委員等報酬 1,941万 6,633円、使用料及び賃借料 125万 4,676円などです。

次に、認第11号平成15年度寒河江市財産区特別会計（高松、醍醐、三泉）歳入歳出決算の認定について御説

明申しあげます。

各財産区とも山林の保護育成など財産管理に努めてまいりました。

以下、決算の概要を申しあげます。

歳入決算額は 114万 3,427円、歳出決算額は86万 7,767円で、歳入歳出差し引き残額は27万 5,660円となりました。

財産区ごとの歳入決算額は、高松財産区65万 2,193円、醍醐財産区18万 6,523円、三泉財産区30万 4,711円であります。

歳出決算額は、高松財産区50万 7,000円、醍醐財産区 9万 8,801円、三泉財産区26万 1,966円であります。

以上、各会計の決算について御説明申しあげましたが、よろしく御審議の上、御認定くださいますようお願い申しあげます。

次に、議第56号平成16年度寒河江市一般会計補正予算（第3号）について御説明申しあげます。

このたびの補正予算は、一般職員の人事異動等に伴う給与等経費の調整、知的障害者施設訓練等支援費及び児童手当の減額、重度心身障害者医療給付費及び山西鶴田線整備事業費などの追加、さらには小学校特殊学級新設などに対応する事業費を計上するものであります。その結果、1億 8,456万 5,000円の追加となり、予算総額は歳入歳出それぞれ 146億 3,945万 7,000円とするものであります。

以下、その概要について御説明申しあげます。

第3款民生費については、知的障害者施設訓練等支援費 1,000万円、児童手当 1,727万 2,000円を減額するほか、重度心身障害者医療給付費 1,600万円を追加するのが主なものであります。

第6款農林水産業費については、売れる米づくり総合支援事業費 208万 6,000円を追加するのが主なものであります。

第7款商工費については、市産業立地促進資金貸付金 1億 3,320万円を追加するのが主なものであります。

第8款土木費については、地域からの強い要望がある側溝整備及び道路舗装事業費 1,300万円、道路改良事業費 350万円、用悪水路整備事業費 350万円のほか、山西鶴田線整備事業費 3,600万円を追加するのが主なものであります。

第10款教育費については、小学校特殊学級新設等事業費 700万円、中学校体育文化関係大会参加補助金36万 7,000円を追加するのが主なものであります。

これらの歳出予算に対する歳入については、国県支出金 1,281万 7,000円を減額し、繰越金 4,438万 1,000円、諸収入 1億 3,450万 1,000円、地方債 1,850万円を追加し対応することとしました。

第2表地方債補正については、まちづくり総合支援事業債の限度額を変更するものであります。

次に、議第57号平成16年度寒河江市駅前中心市街地整備事業特別会計補正予算（第1号）について御説明申しあげます。

このたびの補正予算は、公園整備事業費の減額を行うものであります。その結果、3,600万円の減額となり、予算総額は歳入歳出それぞれ7億 9,020万 5,000円とするものであります。

以下、その概要について御説明申しあげます。

歳出予算については、公園整備事業の見直しを行い、みどり公園及びせせらぎ公園整備工事請負費 3,600万円を減額するものであります。

この歳出予算に対する歳入については、国庫支出金 1,800万円、市債 790万円、一般会計繰入金 1,010万円を減額し対応することとしました。

第2表地方債補正については、市街地整備事業債の限度額を変更するものであります。

次に、議第58号平成16年度寒河江市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について御説明申しあげます。

このたびの補正予算は、一般職員の人事異動等に伴う給与等経費の追加のほか、事業費の調整を行うもので

あります。その結果、400万円の追加となり、予算総額は歳入歳出それぞれ27億7,511万7,000円とするものであります。

以下、その大要について御説明申し上げます。

歳出予算については、建設総務費400万円を追加するほか、公共下水道管渠建設事業費などの調整を行うものであります。

これらの歳出予算に対する歳入については、一般会計繰入金400万円を追加し対応することとしました。

次に、議第59号平成16年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、国民健康保険税の一般被保険者分の税率改正を見送ったことによる財源の調整と、老人保健事業の拠出金が確定したことに伴う減額などを行うものであります。その結果、5,880万3,000円の減額となり、予算総額は歳入歳出それぞれ33億3,822万9,000円とするものであります。

以下、その大要について御説明申し上げます。

歳出予算については、一般管理費180万3,000円、老人保健拠出金5,830万円を減額するとともに、保険税の還付金130万円を追加するものであります。

これらの歳出予算に対する歳入については、国庫支出金2,856万7,000円、一般会計繰入金960万3,000円を減額し、さらに保険税の医療給付費分現年課税分1億2,000万円を減額して、給付基金から9,936万7,000円を繰り入れ対応することとしました。

次に、議第60号寒河江市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について御説明申し上げます。

国家公務員等の給与改定に準じ、寒冷地手当の額及び支給方法等について所要の改正をしようとするものであります。

次に、議第61号寒河江市都市計画税条例の一部改正について御説明申し上げます。

大字寒河江字高田の一部の区域について字の区域及び名称が変更されたことに伴い、都市計画税課税区域の名称について所要の改正をしようとするものであります。

次に、議第62号寒河江市農業委員会委員の選挙区及び定数に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

字の区域及び名称の変更に伴い、選挙区の名称について所要の改正をしようとするものであります。

次に、議第63号寒河江市水道事業の設置等に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

字の区域及び名称の変更に伴い、給水区域の名称について所要の改正をしようとするものであります。

以上、8議案を御提案申しあげましたが、よろしく御審議の上、御可決くださるようお願い申し上げます。以上です。

監査委員報告

佐竹敬一議長 日程第32、監査委員報告であります。

なお、詳細につきましては、後日開会されます決算特別委員会において報告を求めるとし、この際、簡略をお願いいたします。安孫子監査委員。

〔安孫子雅美監査委員 登壇〕

安孫子雅美監査委員 それでは、監査委員を代表いたしまして、私から平成15年度寒河江市一般会計及び各特別会計歳入歳出決算審査の結果について御報告を申し上げます。

第1番目に、審査の対象になりました会計等は、平成15年度寒河江市一般会計歳入歳出決算、同じく寒河江市駅前中心市街地整備事業特別会計歳入歳出決算、同じく寒河江市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算、同じく寒河江市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算、同じく寒河江市国民健康保険特別会計歳入歳出決算、同じく寒河江市老人保健特別会計歳入歳出決算、同じく寒河江市介護保険特別会計歳入歳出決算、同じく寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計歳入歳出決算、同じく寒河江市財産区特別会計（高松、醍醐、三泉）歳入歳出決算、以上9会計並びに実質収支に関する調書、財産に関する調書、及び基金の運用状況についてであります。

第2に審査の方法であります。平成16年8月10日付をもって市長から審査に付された、平成15年度寒河江市一般会計及び各特別会計歳入歳出決算書及び附属書類並びに基金の運用状況を示す書類が法令に従って処理されているか、予算の執行が適正であるか、計数が正確であるかについて関係諸帳簿、証拠書類等と照合調査するとともに、必要に応じ関係職員の説明を聴取する方法によって審査をいたしました。

第3に審査の結果でございますが、審査に付された各会計の決算及び附属書類は、関係法令に従って作成されており、計数的に正確であり、予算の執行についても適正であると認められました。

また、各基金はそれぞれ設置目的に沿って運用されており、決算における計数は正確で、その執行は適正であると認められました。

以上、平成15年度寒河江市一般会計及び各特別会計歳入歳出決算を審査した結果についてその大要を御報告申しあげましたが、詳細につきましては後日開かれます決算特別委員会において御報告を申しあげることとし、報告を終わらせていただきます。

質 疑

佐竹敬一議長 日程第33、これより質疑に入ります。

報告第7号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

認第3号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

認第4号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

認第5号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

認第6号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

認第7号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

認第8号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

認第9号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

認第10号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

認第11号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第56号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第57号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第58号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第59号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第60号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第61号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第62号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第63号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

請願第11号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

請願第12号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

請願第13号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

請願第14号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

請願第15号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

請願第16号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

請願第17号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

陳情第3号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

陳情第4号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終結いたします。

予算特別委員会の設置

佐竹敬一議長 日程第34、予算特別委員会の設置についてお諮りいたします。

議第56号については、議長を除く19人を委員に選任し構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第56号については、議長を除く19人を委員に選任して構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

決算特別委員会の設置

佐竹敬一議長 日程第35、決算特別委員会の設置についてお諮りいたします。

認第3号から認第11号までの9案件については、議長及び議員のうちから選任する監査委員を除く、18人を委員に選任して構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、認第3号から認第11号までの9案件については、議長及び議員のうちから選任する監査委員を除く、18人を委員に選任して構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

委 員 会 付 託

佐竹敬一議長 日程第36、委員会付託であります。

このことにつきましては、お手元に配付しております委員会付託案件表のとおり、それぞれの所管の委員会に付託いたします。

委員会付託案件表

委 員 会	付 託 案 件
総務委員会	議第60号、議第61号、 請願第12号、 請願第13号、 陳情第4号
文教厚生委員会	議第59号、 請願第16号、 請願第17号、 陳情第3号
建設経済委員会	議第57号、議第58号、 議第62号、議第63号、 請願第11号、 請願第14号、 請願第15号
予算特別委員会	議第56号
決算特別委員会	認第3号、認第4号、 認第5号、認第6号、 認第7号、認第8号、 認第9号、認第10号、 認第11号

平成16年12月第4回定例会

散 会 午前10時18分

佐竹敬一議長 本日はこれにて散会いたします。
御苦労さまでございました。

平成16年12月1日(水曜日)第4回定例会

出席議員(20名)

1番	佐竹敬一	議員	2番	佐藤毅	議員
3番	鴨田俊・	議員	4番	煤津博士	議員
6番	松田孝	議員	7番	猪倉謙太郎	議員
8番	石川忠義	議員	9番	鈴木賢也	議員
10番	荒木春吉	議員	11番	柏倉信一	議員
12番	高橋勝文	議員	13番	伊藤忠男	議員
14番	高橋秀治	議員	15番	松田伸一	議員
16番	佐藤暘子	議員	17番	川越孝男	議員
18番	内藤明	議員	19番	那須稔	議員
20番	遠藤聖作	議員	21番	新宮征一	議員

欠席議員(0名)

説明のため出席した者の職氏名

佐藤誠六	市長	荒木恒助	役
安孫子勝一	収入役	大泉慎一	教育委員長
	選挙管理委員会		
奥山幸助	委員長	武田浩	農業委員会会長
芳賀友幸	庶務課長	鹿間康	企画調整課長
秋場元	財政課長	宇野健雄	税務課長
斎藤健一	市民課長	有川洋一	生活環境課長
浦山邦憲	土木課長	柏倉隆夫	都市計画課長
	花・緑・せせらぎ		
犬飼一好	推進課長	佐藤昭	下水道課長
木村正之	農林課長	兼子善男	商工観光課長
尾形清一	地域振興課長	石川忠則	健康福祉課長
真木憲一	会計課長	安彦守	水道事業所長
那須義行	病院事務長	大谷昭男	教育長
熊谷英昭	管理課長	菊地宏哉	学校教育課長
鈴木英雄	社会教育課長	石山忠	社会体育課長
	選挙管理委員会		
三瓶正博	事務局長	安孫子雅美	監査委員
	監査委員		農業委員会
布施崇一	事務局長	小松仁一	事務局長

事務局職員出席者

片桐久志	事務局長	安食俊博	局長補佐
月光龍弘	庶務主査	大沼秀彦	調査係長

平成16年12月第4回定例会

議事日程第2号

平成16年12月1日(水)

再 開

日程第 1 一般質問

散 会

第4回定例会

午前9時30分開議

本日の会議に付した事件

議事日程第2号に同じ

一般質問通告書

平成16年12月1日(水)

(第4回定例会)

番号	質問事項	要 旨	質問者	答 弁 者
1	新潟県中越地震を視察して	災害ボランティアの受け入れ体制について 避難場所の確認と管理について	8番 石川 忠 義	市 長 市長・教育 委員長
2	第5次振興計画について	第5次振興計画の作業状況について 課題となっている事業をどのように盛り込むのか		市 長 市長・教育 委員長
3	山形盆地活断層対策について(新潟県中越地震の教訓から)	最も危険性が指摘されている断層帯周辺にある公共施設の耐震化対策について 市の情報伝達と自主防災組織について 急傾斜地崩落危険箇所の実態と対策の強化について 学校の耐震化優先度調査の進捗状況について	6番 松 田 孝	市 長 教育委員長
4	教育行政について	義務教育費国庫負担金の大幅削減に対する市長の考え方について 市内各小中学校から出されている要望に対する対応について 児童・生徒の防犯対策について	16番 佐藤 暘子	市 長 教育委員長
5	保育行政について	保育所待機児童の現状について 民間幼児施設との協力・共同の子育てについて		市 長
6	行政一般について	行財政改革の視点と課題について 台風などによる自然災害と最上川寒河江緑地整備事業について 市長在職20年を総括して自己評価と反省点について	18番 内 藤 明	市 長

再 開 午前9時30分

佐竹敬一議長 おはようございます。

ただいまから本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員はありません。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議は議事日程第2号によって進めてまいります。

一 般 質 問

佐竹敬一議長 日程第1、これより一般質問を行います。

通告順に質問を許します。質問時間は1議員につき答弁時間を含め1時間30分以内となっておりますので、質問者は要領よく、かつ有効に進行されますよう御協力を願います。

この際、執行部におきましても、答弁者は質問者の意をよくとらえられ、簡潔にして適切な答弁をされますよう御要望いたします。

石川忠義議員の質問

佐竹敬一議長 通告番号1番、2番について、8番石川忠義議員。

〔8番 石川忠義議員 登壇〕

石川忠義議員 おはようございます。

私は、緑政会の一員として、通告してある諸課題に対し質問を行いますので、よろしく御答弁のほどをお願い申し上げます。

その前に、先月11月1日、本市市制施行50周年記念事業を挙行され、その中で市長は、寒河江市は今、地方の新時代の中、景観の歴史、文化の融合した麗しい気品の漂うまちづくりに向け、新たなスタートを切った。私たちは、先人の幾多の業績をたたえつつ、さらなる市勢発展を誓うと格調高い式辞を述べました。また、50周年記念として、寒河江ギボウシを市の緑と決め、全国から歌詞を公募して市民歌も制定いたしました。駅前のみこし公園には、モニュメントフォルツァも完成し、これからの寒河江市は、市民歌にもうたわれておりますように、あしたに夢と希望が持てる明るいまちづくりを、西村山の中核都市として21世紀に羽ばたく目標を掲げていただきました。全市民挙げて感動したところであります。ありがとうございました。

さて、通告番号1番、新潟県中越地震を視察してを御質問いたします。

新潟県中越地震の発生から1カ月が過ぎ、死者40人、重軽傷者約2,860人に上り、家屋被害は約5万1,500棟、うち全壊家屋が約2,500棟と報道されております。冬を前に仮設住宅建設や住宅再建が早急に望まれております。10年前の阪神淡路大地震も、非常に類のない大きな被害だったわけですが、今回は隣県の新潟県ということで、対岸の火事では済まされない感情を多くの市民がお持ちになり、多くの義援金、救援物資が提供されたと報道されました。

さて、私ども緑政会の若手議員の方から、ぜひボランティアで、何らかの形で被害者のお役に立ちたいと、この目で現地を視察して勉強させてもらいたいとの声があり、緊急会議を開いて、全員一致で11月10日、11日の2日間の日程で実施することといたしました。

新潟県災害ボランティア本部、社会福祉協議会、ボランティアセンターにいろいろ問い合わせ御指導をいただきました。その時期はまだ余震が続いており、出発した11月10日の早朝も震度5強の余震が起き、後片づけとかの復興支援は危険が多くあるので、まだ実施の段階ではないとのこととございました。それでは、何か焚き出しでもしてはどうか、だんだん寒さが増している中で、温かい食べ物はどうかとの話し合いで、いも煮を300食分を出すことにいたしました。それから、寒河江名物玉こんにゃく1,000個等々準備することにしました。

それに先立ちまして、関連担当者の方に大変御苦労をしていただき、また職員の方が県の方に出向いて、私どもの救援車両を、山形県の緊急車両第1号の証明書としていただけてくれたこととあります。この証明書がありますと、高速道路は無料になりますし、被災地にも入れます。いろいろの御支援を受けた中で、11月10日午前6時、市役所前を出発。新発田より北陸自動車道に入り、関越自動車道に入ったとたん、車が上下に揺れ、周りを見ますと道路が波打ち、辺りの景色が一変した状態がありました。

11時過ぎ、小千谷市に着き、すぐ市内の視察に入りました。まず、目にしたのは全壊した建物、傾きかけた建物、道路の損壊したところ、これは大変な震災だなと直観いたしました。手続を済ませ、小千谷市の稲荷町町内会に入りました。この地域は、140戸から150戸ぐらいの町内会だそうですとございますが、山崎町会長さんにあいさつし、今晚の打ち合わせをして寸時を惜しんで食事は早々に済ませ、現地視察に入りました。

平成町は、ちょうど稲荷町と接した地域で、この地域の被害が大きいということで視察しました。そこは、丘陵地帯で、ちょうど稲荷町はその真上にあるわけでございますけれども、その平成町の丘陵のがけがほとんど崩れており、川は土砂で埋まり、ほとんどの家が傾いた状態でございました。その中で、住んでいる御老人

の方がぼつんと言っていたのを今も忘れることはできません。私のような年老いた者は、どこにも行けん。たとえこの家が崩れて命が絶たれても本懐だと言っておりました。返す言葉もありませんでした。一角にあったお墓も、見る影もなく崩壊しており、歴史のあるお寺、鐘つき堂も見るも無残な姿でありました。

私どもは、もっともっと視察をしたかったわけですが、意を新たにして3時近くから炊き出しの準備にかかりました。前日に手分けして準備をほとんどしておりましたので、順調に進んだ中、午後4時ごろから地域の奥さん、おばあちゃん、子供たちが顔を見せるようになり、私どもにもいろいろと話をかけられるようになりました。子供たちはどんなものができるのかなという興味津々の顔をしておりました。また、若い奥様は、山形のこと、寒河江のさくらんぼのこと等、ありったけの思いを話してくれました。また、あるおばあちゃんは、今自分たちはお世話になっているが、今度例えば寒河江市が何らかの災害にあった場合は、一番早く行って助けてやるからねと言われたときは、我々も感涙いたしました。

午後5時30分、稲荷町の山崎町会長のあいさつの後、一斉にいも煮を配らせてもらいました。最初は、こちらの用意した器にと思っていたのですが、皆さんがこれまでそういうときにはなべなんかを持ってきたとのことで、なべを持参したので家族の人数をお聞きしながら、それ相当のいも煮をよそって差し上げました。何回もおかわりに来る人もおり、心より応じて上げました。たとえお世辞でも、おいしいおいしいと言ってくれたことが最高の喜びです。それに寒河江の玉コンニャク。せんべいの提供もありましたので、それも配らせていただきました。

300食分用意させていただいたのですが、6時30分にはきれいになりました。雨も降らずに奉仕させていただきありがたく思っております。

また、このボランティア活動にも大変協力して下さった企業に対し、厚く御礼申し上げます。ありがとうございました。

私ども、緑政会は、今後とも近隣で発生した災害に対し、ボランティアを続けるつもりですが、本市にはその窓口になるところが現在ございません。物、金銭の支援はもちろん大切です。しかし、ボランティアは被災地の人に勇気と希望を与えてくれます。本市にも、災害ボランティアを志している市民も多くいることと思います。災害ボランティアの受け入れ窓口をぜひ設置していただきたいと思いますが、市長の御所見をお伺いいたします。

次に、今春、全戸に我が家の防災ハンドブックが配布されました。大変詳しくわかりやすく明記してあります。その中に、避難所一覧が記載されております。先月ある会議があり、中越地震の話が出ました。その中で、本市の避難場所はどこかとなったとき、出席者だれもが完全には承知しておりませんでした。その一覧を見ますと、小学校、中学校、高等学校、文化センター、保育所等、特に公共施設が避難場所になっております。もう一度、周知徹底するためにも、市報等を通じて広報活動をすべきと思います。

また、小中高校、保育所、文化センター等、夜間施設なされておりますが、万一の場合、どのように指導管理しておるのか。市長及び教育委員長にお伺いいたします。

次に、通告番号2番、第5次振興計画についてお伺いいたします。

第4次振興計画も残すところ平成17年、1年のみとなりました。計画の構成は、基本構想、基本計画、実施計画とからなっております。

第3次振興計画は、情報に強いカラフルな都市寒河江の建設に向けて、定住と交流をテーマにしたまちづくりを行い、県内陸部の中核都市として着実に発展してまいりました。

第4次振興計画は、自然と環境に調和する美しい交流拠点都市寒河江が本計画の将来都市像であり、花と緑せせらぎで彩る寒河江をキャッチフレーズに、広範な交流時代の結節点にふさわしい美しいまちづくりを進める中で、せせらぎ宣言もいたしました。

このことは、佐藤市政20年の骨格であり、本市繁栄の基礎であります。その結果、内閣総理大臣賞を初め、たくさんの賞をいただきました。平成14年には、県都を離れて、第19回全国都市緑化やまがたフェアINさが

えが開催され、大成功に終わり、これらの事業は市民一人一人の感受性が促された結果であります。また、花・緑・せせらぎ課も新設され、その事業を継承しております。それらのことが、市民の中にますますその意義が浸透するようになりました。また、福祉、医療、介護の充実にも他自治体に劣らない成果を上げております。工業団地におきましても、オーダーメイド方式による企業誘致による優良企業が86社にも上りました。

来年6月には、埼玉県所沢市に本社を構える株式会社フジミの誘致に成功いたしました。年に一、二社の誘致に成功しております。この会社は、自動車部品メーカーで、2005年6月操業予定だそうでございますが、まず50人ぐらいの雇用が見込まれております。今後、3年ぐらいの間に、長野、所沢、現在120名の天童工場を閉鎖して、寒河江工場に集約する予定だそうでございます。この厳しい状況のときに本市の工業団地に来てくれるとは、いかに工業団地の立地条件がよいか、これも佐藤市長の手腕であります。

現在、工業団地には3,300人の社員がおり、県内でも有数の工業団地に育ちました。河北町からは240名、西川町150名、大江町280名、朝日町140名、山形350名、天童220名、地元1,400名、その他となっておりますが、西村山の4町だけでも810人の社員を受け入れている大工業団地であります。このことだけでも、西村山の中核都市と言えるのではないのでしょうか。佐藤市政20年の功績が着実に実を結びました。これこそ、本市は独自の活路を見出し、地方分権にふさわしい民主主義、資本主義の道を一步一步市民とともに歩んでまいりました。

そこで、第5次振興計画をただいま検討中と思いますが、どのような作業状況が進捗状況を市長にお伺いいたします。

次に、今課題になっている中学校給食問題があります。平成4年8月に中学校給食検討委員会を設立して、平成7年1月までの間、約2年半をかけて検討を重ね、当時は中学校の完全給食実施には、現在のところ差し迫った必要性は見当たらない。よって、寒河江市立中学校において、完全給食は実施しないとの結論に達しております。昭和40年醍醐小学校改築、落成以来、これまで約40年間の間、11の小学校、附属する保育園、三つの中学校の新築を成し遂げました。御案内のとおり、平成16年度で醍醐小学校の改築移転工事は全部終了いたします。

私は、古さの中に新しい感覚を持ち合わせている人間と自負しております。中学校給食についても、学校教育、家庭教育上のことはもちろん理解の上ですが、よく言われております親子のきずな、愛情弁当が本当に大切であると考えている1人です。三つの中学校では、全国的にも例を見ないぐらいに落ち着いた学校生活を送っております。しかし、給食検討委員会の実施から、十有余年がたった現在、時代は大きく変遷を遂げ、少子高齢化に加え、核家族の進展、夫婦共稼ぎ世帯の増加等、大きく社会構造が変化しました。このような時代にあって、子育て世代のお母さん方のことを考えますと、住民の社会ニーズにこたえるため、教育の中の一環としての中学校給食というものを、新たな視点に立って考えてみるべき時期ではないかと思われま。

そこで御提案ですが、世の中が変わってきた今、時代の要請を確認する意味において、新たに中学校給食の検討委員会を設立して、住民の意見を十分にくみ上げてみてはと考えます。さらには、結果いかんによって第5次振興計画に盛り込んでいくべきと思います。

政治はタイミングの芸術と言われております。市長と教育委員長に御所見をお伺いして第1問といたします。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 お答えいたします。

まずは、新潟県中越地震を視察しての御質問にお答えします。

御案内のとおり、本年は10回の台風上陸や度重なる集中豪雨など、これまでにない災害の多い年となりましたが、特に10月23日に発生した新潟県中越地震につきましては、マグニチュード 6.8で震度7という阪神大震災以来の大地震となり、電気水道のほか、交通網や通信網など、多くのライフラインが寸断され、家屋倒壊や大規模土砂災害等により、全住民避難の自治体が出るなど、未曾有の大惨事となりました。

本市の皆様からも、多くの義援金や支援物資が届けられ、議員有志の皆様も新潟県小千谷市において、いも煮の炊き出し支援を行ってこられたわけですが、これら支援活動に深く敬意と感謝を申しあげますとともに、犠牲となられた方々や多くの被災者の皆様に対しまして、心よりお見舞いを申しあげます。また、一日も早い生活の立て直し、町の復興に頑張りたいと思っております。

さて、他地域での災害に対するボランティア活動の希望があった場合の受け入れ窓口が必要ではないかとの御質問ですが、ボランティアについては阪神大震災後、その受け入れを円滑に行い、効果的な活動ができるよう被災地自治体においてボランティア支援センターを立ち上げ、このセンターで直接受け付け登録をするとともに、社会福祉協議会が中心となり、その指示により各ボランティアの振り分け、調整を行うことになっております。

このたびの地震においても、そのような体制で実施されたようでございます。その理由は、災害発生直後と時間経過後では必要な支援の内容が異なり、しかも時間とともに変化していくためであり、またどこでどんな支援がどのくらい必要などの詳細な情報は、被災地でなければわからないからであります。受け付け場所も1カ所ではなく、避難所付近や駅前など、避難者の多いところや、移動に便利な場所に設置されることとなります。そのため、ボランティア活動に関する情報収集や問い合わせについては、被災地に対して行うのが原則であると考えております。しかし、何の情報も持ち合わせないボランティア希望者が、どうすればスムーズにボランティア活動に入れるのかわからないのは当然であり、情報のないまま被災地に乗り込むのもちゅうちょするのではないかと思います。

今回の例を踏まえまして、市といたしましては大きな災害が起きた場合、その都度災害復興ボランティア窓口を設置いたしまして、問い合わせやボランティア活動の申し出があった場合は、県の担当課や、被災地からの情報などを収集しながら、ボランティア希望者に情報を提供してまいりたいと思っております。

次に、本市の災害時における避難場所の周知についてお答え申し上げます。

御案内のとおり、本市では、昨年度寒河江市地域防災計画を全面的に見直しまして、新たな計画を策定したところでございますが、避難場所については従来の小中学校など、屋内避難所に加え、各地区の公園についても避難所として指定し、48カ所にふやしております。指定避難所の市民に対する周知につきましては、御質問にありましたように、本年4月に作成、全戸配布したわがやの防災ハンドブックに一覧表を掲げ周知したところでございます。

平常時における家庭での安全点検や、災害時の対処方法なども記載されておりますので、目につきやすい場所に置いて、折に触れ目を通していただきながら災害に備えていただきたいと考えております。市報等により、さらに広報すべきとこのことですが、現在12月20日号の市報から、防災に関する知識、情報等の記事をシリーズ化して掲載し、広報啓発していくよう準備しているところであり、避難所についても周知徹底を図ってまいります。

消防団や自主防災組織等においても、家庭での防災対策を地域内で指導できるよう、研修を実施してまいりたいと考えております。

夜間の災害発生等により、緊急に避難場所として保育所を開放する場合の対応についてでございますが、緊急連絡網により所長などに連絡をとり、各保育所に出動させ、開錠をするか、あるいは警備会社に連絡し、職員立ち会いのもと開錠することによりまして、施設の使用ができるようになっております。今後も非常事態に即応できるよう、日ごろの打ち合わせを密にし、また訓練等の実施に努めてまいりたいと考えております。

次に、第5次振興計画の作業状況、進捗状況についてお答えいたします。

地方自治法により、市町村は議会の議決を経て、その地域における総合的かつ計画的な行政運営を図るための基本構想を定めることになっております。このことにより、これまで新第3次振興計画、そして第4次振興計画を策定し、着実に事業を進め、市民とともに活力あるまちづくりを実践してきたところであります。

第5次振興計画策定の進捗状況についてでございますが、現在の第4次振興計画は17年度で終了することから、第5次の振興計画は、今年度と来年度の2カ年で策定作業を進めているところでございます。第5次振興計画は、平成18年度からの10カ年のまちづくりの基本構想及び基本計画を定めるものでありますが、その策定に当たっては、7月1日に寒河江市振興計画策定の組織に関する要綱を改正いたしまして、策定会議のもとに策定委員会、幹事会と三つの専門部会を設置したところであります。これまで6回の部会と幹事会を1回開催し、第4次振興計画の進捗状況把握と分析、課題整理を行うとともに、第5次振興計画の骨格の検討を行っているところでございます。

今後、基本構想の原案を策定し、振興審議会に諮問し、調査審議していただくとともに、振興審議会から答申をいただいた後に議決いただき、さらに基本計画についても振興審議会への諮問、答申を経て議会に報告し、平成18年3月まで第5次振興計画を策定していくことになります。

次に、課題となっている事業をどのように盛り込むかという御質問でございます。特に、学校給食の検討委員会の設置というような御質問でございます。

地方公共団体の行政事務を管理執行する機関としましては、法に基づき長及び教育委員会、選挙管理委員会などが設置されているわけでございます。この地方公共団体の執行機関の組織は、地方公共団体の長の所轄のもとに、それぞれ明確な範囲の所掌事務と権限を有するものでありまして、学校給食に関する件については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律により教育委員会の所掌事務であります。15年12月の定例会において、私市長に対して学校給食に関する質問がありました。

中学校給食については、平成4年に検討委員会が設置され、2年半もの期間をかけて検討を重ねた上で方針が決定されたものでありますので、教育委員会の方針を尊重し、本市では現行方式により行うべきものと考えたと答弁したところでございます。

議員がおっしゃるように、本市の中学校給食について、検討委員会において検討されて以来、もう12年も経過しており、当時と比べて家族形態の変化、核家族、単独世帯の増、さらには厳しい経済情勢下にあって共働きの増加、就業時間帯の多様化など、社会は大きく変わってきております。また、近年、青少年が引き起こす凶悪事件や家庭内の殺傷事件を数多く耳にするようになり、また非行なども低年齢化しており、人と人とのかわりが家庭内においても薄れ、社会性や自制心がはぐくまれているのではないかと考えております。

教育環境につきましても、少子化に伴う生徒数の減少、週休2日制の実施、ゆとり教育から学力向上への転換の論議など、大きな変化を遂げております。新たに中学校給食の検討委員会を設置してはどうかという御質問ですが、中学校給食については、これら社会情勢や教育環境の変化を踏まえた上で、本市の総合的な教育のあり方を検討する中で論じる必要があると思っております。

そこで、中学校の給食の今後について、広い立場、総合的見地から議論する場を学校給食を所掌する教育委員会に設け、十分調査検討してはいかかと思っております。そして、その審議経過、検討内容について、十分情報を提供し、中学校給食について広く意見をいただき、それを踏まえて実施するか否かの結論を出してはいかかと思っております。

また、議員は中学校教育を第5次振興計画に織り込むべきとのことですが、中学校給食については、

時代の変化や新たな教育目標、課題を踏まえた上で、十分に議論していただきたいと思っており、教育委員会の結論が出た時点で検討していきたいと思っております。以上です。

佐竹敬一議長 教育委員長。

〔大泉愼一教育委員長 登壇〕

大泉愼一教育委員長 おはようございます。

避難場所の確認と管理についてお答えいたします。

小中学校とすべての教育施設の災害時の対応について申し上げます。

校舎やグラウンドなどについて各種警報が発令された場合や、震度3以上の報道があったときは、児童生徒の避難状況及び学校施設を速やかに点検の上、被害の有無を教育委員会に報告するように指導しております。地域住民の避難所確保の点からいえば、夜間、休日等につきましても、災害発生時には校長を初め職員が学校に参集し、学校長の指示のもと、避難施設となる体育館などの安全を直ちに確認した上で避難誘導することとしております。

しかしながら、山間部にある学校については、道路被害により被災直後の職員の参集が難しい場合も考えられますので、町会長等に学校の合いかぎを預けておくことも検討していきたいと考えております。

次に、中学校給食の検討委員会を設置してはどうかということですが、教育委員会としての中学校給食についての基本的な考え方は、これまでも定例会の中で申し上げてきたところであり、その方針は今も変わっていないところであります。つまり、社会が変化している今、さらに子供たちの変容が心配される現在であるだけに、精神的にも身体的にも自立期にある中学生にとって、人と人とのかかわり合いの大切さを学び、みずからの食を自分の目で見て、ときにはみずからの手で作るなどの体験が、自立的主体的に生きる力を養うための大切な機会であると考えからであります。

しかし、これも今までたびたびお答えしていることですが、一般的にさまざまな教育課題について、いろいろな情報を収集したり、広く意見を聞いたりする場は常に設けておりますし、今後も広範囲な教育課題についての考えをお聞きする機会を設け、研究していくという考えは変わっておりません。

現在、国において、地方の役割と責任の明確化を目的とした三位一体改革が具体化しようとしておりますし、県でも第5次教育振興計画をいよいよスタートさせようとしております。そういうときでもありますので、殊学校教育に限らず教育全般についてどうあればよいかなど、広く知恵を出し合いながら、寒河江市の教育のあるべき姿を描いていく必要はあると認識しております。以上です。

佐竹敬一議長 石川忠義議員。

石川忠義議員 御答弁ありがとうございました。

それでは、2問に入らせていただきます。

まず、第1問の中で質問した内容でございますけれども、我々初めて中越地震の現地に、議員として緑政会が行ったわけですが、非常に見ると聞くでは全く違うというのが第一印象でございました。あのくらい報道されて、当然淡路のあれもあったわけですが、10年たった今、その間いろいろな災害があったわけですが、地震という大地が隆起するというようなことも、初めて現地に行って目の当たりに見たわけですが、町に入って全壊している建物を見ますと、やはり古い建物がほとんど全壊と。それで、基礎がしっかりしている建物は余り影響は受けないのかなと。1981年に耐震化基準の法制化が改正されたわけですが、やはりそれ以前の建築法に従って建てた建物は、やはり傾くなりそういうふうな現状が多かったのかなというふうに思われます。

本当に、現地に入ってお気の毒さまという言葉以外には見つからなかったわけですが、中を視察したことを一部申し上げますと、新潟県、非常に豪雪地帯ということで、小千谷市の平成町、稲荷町のものを見た限りでは、流雪溝とか消雪設備が、至るところに整備がなっている。それが今回の地震で、ほとんどそういう設備が壊れたというようなことで、3メートル近い雪が今でも降るそうでございますけれども、今までは除雪なんか、そういう消雪設備のおかげでしたときがないと。屋根の雪もおろしてすぐ流雪溝に流すというような、非常に雪国ならではの設備があったということが、逆にこれが壊れたということで、ことしの冬はちょっと修理が間に合わないだろうというようなことで、何とかこの件についても被災者はしてほしいというような悲痛な訴えをしておったようでございます。

本市におきましても、避難場所等のそういう徹底した広報活動も12月20日号でやるというような話でございますが、やはりそういうことがあっても、やはりうちのところは大丈夫だというようなことで、長年この寒河江地域は、寒河江川の堤防の決壊等が昔ありましたけれども、現在はほとんどそういう災害がない。大きい災害がないということでありますけれども、やはりこれ、いつ何時そういう地震とか、風水害が来るかわかりません。やはり常日ごろ市民の皆さんに定期的に啓蒙する機会をとっていただきたい。

また、前後しますけれども、我々第1問でも申し上げたとおり、これから隣県近くであった場合、市民の方にもお願いした中で、ボランティア活動を続けていきたいなと思っております。ぜひ、そういう窓口をできましたら設置していただきまして、多くの市民の方がそういう災害について考える場所、不幸なところに行って考えるということとは不謹慎なことですが、万が一あった場合に、市民が自分のところに起きたらどうしようかということが行政で指導することはもちろんですが、我々一人一人市民がそういう考えを持てるように、何とか窓口をつくっていただきたいというようなことでお願いしたわけでございます。

また、水道事業部の方でもいろいろ要請がございまして、いち早く給水車を持って現地に行ったと聞いております。本当に御苦労さまでございました。職員の方もそういう災害という現場をやはり担当者と申しますか、防災に関する職員の方を、やはり視察というような関係から出すのか、ボランティアという関係から出すのか私はわかりませんが、やはりそういう現場をしっかりと見ていただいて、本市で起きた場合それに対応するような考え方を持っていただくということも必要ではないかと思っておりますけれども、市長の御見解をこれについてお願いしたいと思います。

それから、学校給食、第5次振興計画、市長の答弁をお聞きしますと、策定会議等を開きまして三つの専門部会を開きまして、骨格を今検討しているというようなことで、着々と第5次振興計画の策定の準備に入っているところで、心強く思ったところでございます。ぜひ今後寒河江市の将来像、10年間を見据えたしっかりした第5次振興計画をつくっていただきたいというふうに要望しておきます。

また、給食問題でございますけれども、市長は中学校の給食について、現行の方式から10年も経過したと。

また、社会情勢では家族の形態の変化とかいろいろなものの変化があると。また、生徒の減少や週休2日制の実施等によって、教育環境も変化しておるということをはる言っておりますけれども、これらの変化を踏まえた上で、中学校給食について議論する場を教育委員会に設けたとの答弁ではございますが、特に生徒を持つ親としては、大きな関心事であると思われる中学校の給食問題について、地方自治体の長として、ただ調査の必要性を思うだけではなく、教育委員長もその必要性は今認めておるようでございます。教育委員会に検討する場の設置について働きかけるべきだと思いますけれども、市長の考え方をお聞きしたいと思います。

また、今市長の答弁が、中学校の給食の結論を得てから10年もたったというようなことではございますが、教育委員長も中学校給食については新たに検討する必要があるとっており、たゞいまの教育委員長の答弁も、機会を設けて研究していくという考えは変わっておりませんということでありましたので、早急に中学校給食を検討する場を設けるべきだと思いますので、いつごろからその検討に入る考えであるのかお聞きしたいと思います。

以上で2問終わります。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 災害関係でございますが、窓口とか広報について、万全の体制をとっておくべきではないかという質問でございますが、第1問でも答弁したとおり、それらについてはさきに申しあげたような体制でいきたいと、このように思っております。

それから、水道事業所等の関連するところの職員のことでございますけれども、これにつきましても、やはり非常事態になった場合の組織とか、あるいは連絡方法とか、そういうものについてはしかるべく十分に整えておりますので、それらを非常時の際には十分に動かすというようにしてまいりたいと、これまで以上にしてまいりたいと、このように思っております。

それから、中学校の給食についての調査検討というようなことについてでございますけれども、私、第1問の答弁の中におきまして、思うというようなことを言っているわけでございますけれども、そういう中には、やっていただきたいと、あるいは設置して検討していただきたいという意味を込めておりますので、教育委員会の方にも私のその気持ちを伝え、要請してまいりたいと思っております。以上です。

佐竹敬一議長 教育委員長。

大泉愼一教育委員長 先ほども申しあげましたが、いろいろ世の中が変化しておりますので、三位一体改革等も含めて、本市の教育のあるべき姿について、長期的展望に立って検討していかなければならないというふうに思っております。このため、いろいろなより広い立場から知恵を出し合って議論を尽くさなければならぬというふうに考えておりますので、やはり短時間では終わらないのではないかとこのように思っております。

今のところ検討する時期については決定しておりません。以上です。

佐竹敬一議長 石川忠義議員。

石川忠義議員 3問に入らせていただきます。

地震については、いろいろ今後検討するというところでございますけれども、先ほど私2問で、職員の方のいわゆる現地視察、その答弁がなかったものですので、それについて市長の答弁をわかる範囲で、急に言われてあれですけれどもお願いしたいと思います。

また、給食問題については、本当に市民の方ごらんのとおり、教育委員会の方で検討委員会を設置して、当時5名の皆さんでいろいろ論議していただいて結果が出たと。2年半というのは、私は非常に慎重審議したという、そういう期間については納得もしますけれども、こういう現在のスピードのある時代に、たとえ検討委員会を設立してやって、これから2年半もかけて結論を出すというものはいかなものかなと。やはりこういう時代の変遷もいろいろあったわけです。教育というものは10年、20年で変えるべきでないということは私、わかっております。教育基本法も昭和22年に立ってから60年にならんとしてはいますけれども、まだ変えるなという人もいるし変えるという人もいるし、これはいろいろ教育というのはそういう長いスパンにわたった教育方針を持つということを私もわかってはいますが、この給食問題については、やはり市民が10年前の考え方と今の考え方ではどう違うのか。どういうことを要求しているのかということ、やはり戻して考えてみる必要があると私は思うわけです。やはり市民の総意でこれを結論していただくということも、前回同様、私は慎重に審議してもらって、尊重すべきというふうに私は思っております。

そういうことで、なるだけ第1問でも申しあげましたとおり、その検討委員会を早くつくってもらって、それで第5次振興計画の方に入れてもらうべくお願いをしまして、3問を終わります。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 今回の中越地震におきましては、広域消防の方からも応援に行っておりますし、うちの水道職員も行っております。ですが、視察ということは行っておりません。ですけども、どのような形で今後お手伝いできるかどうかというようなものも、向こうの状況というようなものを十分連絡をとりながら、そしてもしも万が一当地方で災害が起きたような場合のいろいろ勉強になるかと思っておりますので、時間を割けるようにしまして、視察できるならば視察させたいと、このように思っておりますのでございます。

佐竹敬一議長 教育長。

大谷昭男教育長 先ほど、委員長の方からもお答えしたとおりであります。寒河江市の教育の中を見渡して、さまざま課題がありますし、全国的にも課題になっております。そういったものをどう将来、寒河江市を担う子供たちが、それだけではなくて寒河江市というものをつくっている私たちが考えるべきなのかということ、いわば寒河江市の教育のあるべき姿というふうに委員長がお答え申しあげましたけれども、それをとらえていくべきであるというふうに思います。学校教育、もちろんです。今、学力とゆとり、生きる力というようなことが言葉だけ一人歩きしているように思いますし、議論が言葉の上の議論になっているようにさえ思います。

それから、私たち一人一人は生きがい、創造ということが大きな課題になっておりますし、今までの定例会においても何回も出てきました家庭の教育力、地域の教育力とは一体何なんだということに、私はさまざまな切り口をみんなで探しましょうやと。殊学校教育や教育というふうな言葉でくくれないものがあるのではないかとということで、知恵を出していただきたいということをお願いしてまいりました。私は、今これから取り組もうとするのが、その知恵を出し合っていただく場だというふうに考えております。

そして殊学校教育というか、中学校だけではなくて、給食にかかわるならば、広く食育だというとらえ方をします。育という言葉がきますとすぐ教育ととらえがちなのが私たちだろうと、私を含めてですが、思います。しかし、これは食事というものを介して、一人の人間を、人間性を、地域をつくろうというのが本旨だろうと思います。したがって、中学校における、あるいは小学校における食育は何なんだと。食育の中の給食はどのような役割をしているのかということも含めて、総合的な見地からやはり検討の必要があるだろう。そういう意味で委員長の答弁になりましたことを御理解いただきたいとします。以上です。

松田 孝議員の質問

佐竹敬一議長 通告番号3番について、6番松田 孝議員。

〔6番 松田 孝議員 登壇〕

松田 孝議員 おはようございます。

私は、日本共産党と通告してある課題に関心を寄せている多くの市民の声を踏まえて、市長並びに教育委員長に御質問いたします。

通告番号3番について、去る10月23日、土曜日の穏やかな夕暮れを襲った突然の地震は、私たちに大きな衝撃を与えました。この巨大な揺れは隣県である新潟県中越地域が震源で、最大マグニチュード 6.8と観測されました。その周辺の60余りの市町村では、時間が進むにつれ、その被害は私たちの想像をはるかに超える非常事態となりました。特に、山古志村などでは地震による土砂崩れが発生したことで、住宅は押しつぶされ、さらには農地の崩壊、道路の消失や川が土石でせきとめられるなど、村全体が壊滅的な被害を受けています。この農村集落の大惨事は、同様の農村部に暮らす私たちに大きな衝撃を与えています。

今回の被害は、11月23日付で死者40名、負傷者 2,858名、住宅の全壊が 2,030戸、住宅の大規模半壊が 281棟、半壊が 4,150棟、一部損壊 4万 1,896棟で、合計で 4万 8,357棟が被害を受けたことで、三日後の10月26日には10万 3,000余りの方が避難されたそうです。一方で、民間の建築構造物と違い、高度な設計管理のもとに建設された公共の建物であっても 1万 451棟が被害を受けています。

今回の地震は、間もなく10年を迎える阪神大震災と同じ直下型で、震源が浅かったことで、マグニチュードであらわす規模にも増して地表面での瞬間的な揺れは極めて強く、阪神大震災を超えたと言われております。地震発生時の破壊開始は深さ13キロで、破壊はそこから浅い方向に向かって北東に進み、その揺れが大きくなったものと考えられております。

専門家は、メカニズムは逆断層型の地震であり、二つの節面のどちらが断層面か判断がつかないと言っております。さらに新たな未発見の活断層が伏在していた可能性もあったといえます。未知の断層帯が引き起こしたとされる今回の地震について、山野井 徹山大理学部教授、長谷見晶子同教授も、本県でも同様の直下型地震が起こり得ると改めて指摘をしております。また、被害状況の分析では、震源地の真上よりもその周辺で地質、地盤が弱い地域で、建物の倒壊など、被害が多く発生したと言われております。

これらの教訓から、寒河江市にも山形盆地断層帯があると発表され、おおよその活断層の位置も確認されていることから、特にその周辺にある市庁舎、文化センター、西根小学校などは早急に耐震調査を実施すべきであり、建築当時は断層帯の存在もわからないままに建設されたこともあって、大変疑問視されております。大勢の市民が利用するこれらの施設は、常に安心して利用可能な施設でなければなりません。管理者は、建築基準法が定めている第1条国民の生命、健康及び財産の保護が根幹の目的ということを忘れず、特に公共施設は高い基準を保つように努力を図るべきです。

これらの施設の耐震化対策については、9月議会で市長は、学校施設の耐震化対策が終了後考えると答弁をしております。しかし、新潟中越地震の教訓から、特に老朽化や耐震化対策が施されていなかった建物が被害を受けています。旧基準法で建築された建物は、現行では当然問題のある建物であることを指摘し、国は改善を求めています。この建築基準法には罰則はありませんが、施設管理者として安全性に欠ける、疑問視されている建物については、耐震調査を初め早急な対策を検討すべきと考えますが、改めて市長の見解をお伺いいたします。

次に、情報伝達と自主防災組織について。

このたびの地震の教訓から、地震発生直後の混乱で、防災機関の被害、道路などのライフラインが寸断されたことで、防災機関などが適切に対応できなかったこと。さらには山間地域の災害現場での孤立化などで、初

期の災害活動に大きな支障を来しました。災害直後の避難誘導や、救助などの混乱の回避を図るために、改めて住民が連携し、行動できる自主防災組織の組織化と育成が極めて重要であると痛感いたしました。

これらの課題については、9月議会で答弁を受けていますが、改めて災害時の受け皿となる自主防災組織の育成、指導を本格的に進めていくべきと考えますが、市長に改めて見解を伺います。

さらに、予期せぬ災害に見舞われたとき、私たちは最初に、瞬間的に通信手段を利用して、情報を伝える。ところが、阪神大震災や今回の新潟中越地震などの災害時には、電話、携帯電話などは全く通話不能となり、また今回のように道路を初めとするライフラインが寸断されたことで、孤立化した集落に対する情報伝達手段も深刻な課題ではないかと思っております。

これらの課題について、当局はどのような問題を抱えているのか、お伺いをいたします。

次に、災害時の重要課題の調査で、寒河江市は、最も重視すべきは情報伝達体制であると答えております。新潟中越地震を踏まえて、一刻を争う災害現場で犠牲者を出さないために、住民の協力を得て情報伝達体制の強化を図ることが最も必要と考えますが、これらの体制づくりについて見解をお伺いいたします。

次に、災害発生の場合、住民が差し当たり困るのは、食糧、飲料水、住居の確保、被害対策の情報などであり、その条件を一刻も早く整えなければならないと考えております。

今回の地震で、難を逃れて命が助かった方が、その後避難所での生活や自動車の中での避難生活で体調を壊して、痛ましい犠牲者も生まれております。したがって、最悪の条件を想定して避難施設などを増設し、支援体制を一層強化すべきと考えます。地域バランスや高齢者などに配慮できる公民館の分館を避難施設に加えていくべきと思います。さらには、避難所、避難施設であることを現地に表示をし、緊急の場合の連絡事項などを含め、各所に表示すべきと考えますが、市長の見解を伺いたいと思います。

次に、非常時の食糧や防災用機材の整備状況についてお伺いします。

災害時には、食品流通機構が麻痺し、食糧を入手するのが困難となる状況が予想されることから、速やかに被災者に食料を提供できるように、常に非常用食糧を備蓄し、災害に備えるというのが一般的であります。市町村によっては、食糧を初め生活必需品、医薬品までも備蓄目標を立て、備蓄をしております。

そこで伺いますが、寒河江市は地震や災害に備えて食糧などの備蓄は何日分を想定し、何食を確保されているのか。さらに、緊急時には即時食糧を調達できる体制が整っているのかお伺いいたします。

次に、防災用資機材などの常備を備えるための防災倉庫、または保管施設はどのように分散し、配置を行っているのか。その防災庫には防災用機材はどんなものを備えているのかお伺いします。また、各防災庫の管理体制はどのようになっているのかお伺いいたします。

次に、急傾斜地崩落危険箇所の実態と対策の強化についてお伺いいたします。

このたびの地震は、特に中山間地域の農村集落に大きな被害をもたらしました。農水省によると農地の崩壊、農道、水路の損壊など、農業用施設被害は1万2,023カ所で、農地と農業用施設の被害は847億円、さらに林道損壊など林業施設被害は126カ所で、被害額は120億円となり、全体の農林水産被害は967億円に達し、地震による被害としては戦後最悪の状況で、最終的な被害はさらにふえることが予想されております。これらは地震による土砂崩落や、地滑りが起きたことで、被害が広がったとされています。

土砂災害を防ぐために、山形県と寒河江市は、昨年より施行されたいわゆる土砂災害防止法への取り組みで、危険な箇所の周知、さらには土砂災害情報相互通報システムの活用による適切な警戒や避難誘導などのソフト対策を進めてきました。周知のために配布された寒河江市北部土砂災害危険箇所図は、私の地元である白岩地区全体の地形が表示されています。それによると、急傾斜地崩落危険箇所20カ所、土石流がはらんする危険箇所のある範囲は22カ所、そのほか地滑りの発生する危険性のある箇所は4カ所となっております。特に、この危険箇所図では、集落全体が危険にさらされている状況も見えてきています。

このような施策も効果的であり、必要なことと思いますが、しかしながら急傾斜地の崩落による被害は、そこに居住する市民の生命、財産を奪うものであり、早期に崩落防止工事などのハード対策が最も必要で、私は

従来から強くその推進を要望してきました。ところが、これまでは急傾斜地の定義にある傾斜の高さ5メートル以上、傾斜角度30度以上で、崩壊による危険性を生じるおそれのある人家が5戸以上の地区を対象に調査して、急傾斜地の崩落を防止するための工事が施行されてきました。

しかし、傾斜の高さや傾斜角度の条件を満たしても、対象となる人家が二、三戸では基準に満たない理由から、これらの崩落防止対策は除かれてきました。こうした危険箇所から回避を図るための補助事業として、がけ地近接危険住宅移転事業も制度化されていますが、住居移転では諸条件などで困難な方もあります。この事業制度については十分理解はしていますが、何とかこのような国の事業採択にのらない、小規模な危険箇所にある住宅の保護対策を進めていくべきと考えます。

現地の危険度などを考慮し、工夫を凝らした対策をすぐに実施すべきと考えますが、市長の見解をお伺いしたいと思います。

次に、地滑りが発生する危険性のある地域についてお伺いいたします。

白岩地区に地滑りの発生する危険性のある箇所は大枠で4カ所となっています。この大枠の中に集落全戸が入る地区もあり、改めて災害の危険性が指摘されたことで不安を抱えております。ところが、危険性を指摘したにもかかわらず、改築や増築を進めた方もおります。大変複雑な思いをしております。特に、都市計画区域から除かれた地域では、住宅建設をする際、確認申請も必要としないことで、安全性に欠けることがあっても本人の判断でほとんど改築などが行われてきております。このような危険な状況をなくすために、行政によるチェック機関と相談窓口などを設け、だれでもが安心して住める環境を整えていくべきと考えますが、市長の見解をお伺いします。

次に、学校の耐震優先度調査の進捗状況について、教育委員長にお伺いいたします。

阪神淡路大震災に引き続き、新潟中越地震でも、現行の基準法が実施される昭和56年6月以前の建物に被害が顕著にあらわれました。中でも一定規模以上の学校や体育館など、特定建築物にも被害が及んでおります。新潟県によれば、安全であるべき教育施設の被害は、56市町村で315棟に及び、被害額は100億円を超える見込みです。災害本部による詳細は、建物の基礎が壊れるなど、建て直しが必要な大規模被害は29棟、校舎の一部の損壊が特に激しい中規模被害は37棟で、そのほか軽微な被害を受けた施設は249棟となっております。学校は日常に多数が利用する教育施設であり、災害時には市内にある学校はすべて避難所に指定されるなど、防災の重要拠点となっております。

ところで、建築物の耐震改修の促進に関する法律が制定されてから9年が経過していますが、依然として寒河江市では耐震化は進まない現状であります。その前段として、学校施設で建築基準法の現行法以前の建物について、どの施設から耐震診断を行うかを定める耐震優先度調査を実施されましたが、調査に当たって、その経過と学校ごとの緊急度のランク結果についてお伺いいたします。

最後に、耐震優先度調査の結果を受けて、これから耐震化推進計画の策定作業が進められ、来年度には耐震診断業務などが実施される予定となっております。具体的には、地震で倒壊や大破のおそれのある建物で、危険度の大きい施設から優先的に実施されると思いますが、これからの耐震診断の計画をお伺いして、第1問いたします。

佐竹敬一議長 この際、暫時休憩いたします。

再開は午前11時10分といたします。

休 憩 午前10時55分

再 開 午前11時10分

佐竹敬一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 まず、公共施設の耐震化対策についてお答え申し上げます。

市庁舎や文化センターなど、耐震化対策についての御質問でございますが、当然これらの建物は、建築当時において基準に合致していることは言うまでもありませんし、現行法上からも問題はないものでございます。ただ、市庁舎は見た目が斬新なデザインのためか、地震には弱そうに見えるようでありまして、いろいろと心配される方もいらっしゃるようでございます。

この庁舎の管理につきましては、昭和59年度からほぼ毎年のように定期検査を実施しておりまして、はりの下がりや床のたわみなどを調べ、構造上の変化に注意を払ってきたところでございます。調査によりますと、建築後の早い段階では、はりの下がりなども見られたようですが、現在は落ち着いており、平常では差し迫った危険はないという報告を受けているところでございます。このことから、これからも適切な管理に努めながら、また定期検査時にはもちろん、検査以外にも随時専門家からのアドバイスをいただきながら、建物の状況変化を見逃すことのないよう気を配って使用していきたいと思っております。

公共施設の耐震化対策につきましては、これまでの御質問にもお答えしているとおり、まずは子供の安全を第一に考え、学校の耐震化対策から手がけていくこととしております。そういった観点から、昨年度、今年度と学校の耐震化優先度調査を実施してきたところでございます。

次に、情報伝達と自主防災組織についての質問にお答えいたします。

初めに自主防災組織の育成、指導についてでございます。

このことについては、9月議会でもお答えしておりますが、本市では地震等の災害発生時の地域住民の相互協力による避難や人命救助、初期消火の重要性にかんがみ、昭和63年に寒河江市自主防災組織整備推進要綱というものを定め、また寒河江市地域防災計画においても、地域住民、事業所などによる自主防災組織等の育成指導に努めることとしまして、その組織化を推進してまいりました。現在、本年度新たに組織化される白岩地区、中町自主防災会を含めまして21の自主防災会があり、それぞれ地域の実情に合わせた防災活動が行われていると思っております。自主防災組織は、自分たちの地域は自分たちで守るという自覚と連帯感に基づき、自主的に結成する組織でありますので、基本的には地域住民相互の合意により組織化されるものでありますが、市といたしましても地域の意向を尊重しながら組織率の向上に努めてまいりたいと考えております。

次に、情報伝達体制の課題でございます。

災害への的確な対応を行うには、被害状況を早く正確に把握する必要があります。しかし、大規模災害においては、交通、通信網が遮断されることが多いため、正確な情報を収集することが困難になることが予想されます。そのため、どのようにして多くの情報を収集し、また市民に対しどのようにして適切な情報を提供するかが課題であると考えております。情報収集に関しましては、報道や電話、防災無線、消防車や広報車による被害情報の収集が行われます。これらの方法ができない場合は、どんな方法でもその状況に応じた方法により収集するしかありません。収集に当たっては、市の災害対策本部の各担当者、消防本部、消防団、警察、町会長、その他一般市民の協力など、総動員して当たる必要があります。

それから、住民に対する情報提供については、まずテレビ、ラジオによる報道があります。そのほか、広報車、ポスター、避難所での直接の情報提供などではないかと思えます。情報は気象情報、被害状況、安否情報、生活情報など多岐にわたりますし、時間経過とともに変化していきますので、不安を与えないよう注意しながら繰り返し行う必要があると考えております。

次に、災害時の避難場所でございますが、公民館の各分館についても指定しておくべきではないかというお尋ねもありましたが、確かに各分館は身近な場所にあるために、火災の場合など、小規模災害の避難場所とし

て有効活用できますし、高齢者等の一時的な避難場所として使用することもでき、またその必要性も出てくると考えられます。しかし、建物の大きさや敷地面積から見て、地震や水害による浸水、土砂災害などにより、多数の避難者が出た場合、これらの避難者を収容するには十分とは言えず、救急搬送や大量の物資搬入にも不便なことから、分館を大規模災害を想定しての避難所として指定するのは適当でなく、多数の避難者を収容するのに必要な広さを持ち、給食、給水活動や救護活動が可能な公共施設を指定するのが適当ではないかと考えております。

それから、避難所である旨の表示についてでございます。

本市の指定避難所は、小中高等学校及びその地域の公園などございまして、その場所についてはほとんどの市民が知っておりますので、避難場所の表示をする必要は薄いのではないかと考えております。自分の地域の避難先がわかっており、避難経路の指示や誘導があれば、安全に避難できると思いますので、指定避難所がどこなのか、その施設名についての周知徹底を図ることの方が先決と考えております。

次に、食糧等の備蓄についてでございます。備蓄食糧は3日分あれば十分で、飲料水については1人1日3リットル必要と言われておりますが、これを満たすのは現実的には困難ではないかと考えております。本市では、災害用の飲料水や非常食などについては、平成7年の阪神大震災の後、わずかながら備蓄した経過がございます。今後品目及び数量等を検討し、順次備蓄品の充実に努める必要があると考えておりますが、災害に備えた食料品や生活用品の備蓄には、市の備蓄のほか、家庭での備蓄及び流通段階での備蓄も考えられますので、これらの備蓄についてもある程度確保されるよう啓発してまいりたいと考えております。

それから、防災の資機材でございます。

中央公民館及び南部、柴橋、西部の各地区公民館の防災倉庫に保管し、担当課で管理しております。その内容はテント、防災用組み立て式炊飯器、発電機などでありまして、これらの資機材は、毎年行われる市の防災訓練で使用するほか、非常時に即応できるよう各地区の行事にも貸し出して、使用方法の熟知に努めております。

次に、急傾斜地の問題について答弁申し上げます。

急傾斜地の崩壊とは、いわゆるがけ崩れのことでございます。土石流や地滑りが発生する要因である豪雨などのみならず、地震にも起因しまして、土の抵抗力が弱められ、急激に斜面が崩れ落ちる現象を言います。

急傾斜地崩壊対策は、本来土地の所有者が土地の崩壊が生じないように努めなければならないものと考えておりますが、土地の所有者において施工することが困難、または不相当と認められるときは都道府県が補助事業などとして進められております。

この急傾斜地崩壊対策事業は、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律によりまして施行されており、急傾斜地崩壊防止工事を施行するためには、まず県知事が市町村長の意見を聞いて、急傾斜地崩壊危険区域を指定し、擁壁、排水施設などの崩壊を防止する工事について施行することとなっております。

急傾斜地崩壊危険区域の指定の基準でございますが、御指摘もったように急傾斜地の高さが5メートル以上のもので、急傾斜地の崩壊により、危害が生じるおそれのある人家が5戸以上あるもの、または5戸未満であっても官公署、学校、病院、旅館等に危害が生ずるおそれがあるものとなっております。本市においては、28区域が指定されております。

それから、急傾斜地崩壊防止工事は国の補助事業となっており、山形県における総合的な土砂災害対策の説明会の資料によりますと、平成15年3月31日現在における村山総合支庁西庁舎管内における急傾斜地崩壊危険箇所数は182カ所あり、整備着手数は50カ所で、整備着手率は27.5%となっております。

現在、市内においては、白岩地区の1カ所において工事がなされております。また、市内における土砂災害対策の県事業としては、現在幸生の熊野川砂防工事、それから白岩の亀ヶ沢及び地福田沢砂防工事、箕輪の上屋敷砂防工事の4カ所について工事着手されております。同じく、平成15年3月31日現在における村山総合支庁西庁舎管内における土石流危険渓流の渓流数は155渓流あり、整備率は18.1%となっております。

それで、小規模な危険箇所に対し、工夫を凝らした対策ということでございますが、県施行に至らない小規

模の場合であっても莫大な工事費が伴うものでありまして、市としては従来から市単独での施行は行ってきておりません。しかし、危険区域に住んでいる方についてはその区域から移転されるよう、寒河江市がけ地近接危険住宅移転事業の補助を行っております。今後もこの制度を活用していただきたいと思っております。

次に、危険性のある場所に増築や新築する場合、行政によるチェック機関の窓口を設けてはという御質問がございました。

御承知のように、危険性のある場所に建築する場合についてでございますが、急傾斜地崩壊危険区域やがけ地に近接するところは、災害危険区域となっていることから、原則として宅地の用に供する建築物は建築してはならないことになっております。しかしながら、防護施設の設置の状況や建築物の敷地構造などにより、県知事が安全上支障がないと認めた場合には、建築が可能となっております。

建築の届け出については、新築や床面積10平米を超える増改築を行う場合に、都市計画区域内においては建築確認申請書を県に提出する必要がありますが、幸生・田代地区などの都市計画区域外では、建築工事届の提出となっております。建築確認申請は、建築物の構造、敷地が災害危険区域内やがけ地近接危険区域内であるかどうか、それから都市計画道路などが計画されていないか、接続する道路がどうなっているかなどを確認するものでございます。建築工事届は、建築動態統計をとるために求められているものでございます。市では関係する内容をチェックし、県の建築主事に申達しております。

田代地区などで、危険性のある場所に新築や増築する場合、行政によるチェック機関と相談窓口を設けてはどうかという質問でございますけれども、これまでも建築確認申請や建築工事届が提出された場合、または地域住民から建築についての問い合わせがあった場合には、急傾斜地崩壊危険区域やがけ地に近接するところであるかどうかを図面等で確認したり、現地の状況を確認するため、担当の者が直接赴くなどして、建築主などに説明・指導を行っているところでございます。

私の方からは、以上でございます。

佐竹敬一議長 教育委員長。

〔大泉愼一教育委員長 登壇〕

大泉愼一教育委員長 学校の耐震化優先度調査の進捗状況についての御質問にお答えします。

昭和56年の新耐震基準以前に建築された小学校4校、中学校3校の合計7校、建物棟数で24棟について、耐震化優先度調査を実施したところです。校舎の建設された時期によって、優先度のランクは同じ条件であれば、建設年度が古い建物ほど優先度が上がることになります。

しかしながら、建物により前提条件が違ってきます。例えば、平屋建てと3階建て、コンクリートの強度が低くなってきた建物と建設当時と変わらない建物などの程度によって条件が違いますので、同じ年代でも優先度の評価が違ってきますし、違う年代であっても同じ評価にもなることもあります。1棟ごとに優先度の評価は出ておりますが、学校を単位とする優先度の評価は難しいものがあります。

耐震化を実施する場合には、1棟ごとではなく学校ごとに実施する必要がありますので、今後学校全体の棟の優先度について分析し、学校ごとの優先度の判断、避難施設としての重要性、建物の老朽度合いなどを十分検討した上で、耐震性だけに限らず、安全性なども含めて総合的な優先度の評価について検討してまいりたいと考えております。

学校の耐震化推進計画につきましては、以上のことを踏まえて十分に内容を検討した上、総合的な優先度を判断し、計画を策定する必要があります。以上です。

佐竹敬一議長 松田 孝議員。

松田 孝議員 この地震に対する中身については、先ほど石川議員もこの問題を取り上げております。しかし、10月23日に発生して以来、ずっと新聞なんかにも、山形は安全かなんていう特集まで設けて、この間ずっと地震の話題が出ない日はないぐらいに出て、住民としても危機意識は大変持っておるところでございます。

それで、市の行政としてやはり責任ある立場であることによって、こうしたいろいろな、私今回取り上げた問題をどう対応してもらえるのかなど。市民の声を踏まえて私はいろいろ提言したわけですが、特にこの庁舎については、市長は平常時では問題がないと言っておりますけれども、今回の質問は異常時に対応できる建物かということで私は質問しているんです。ですから、この異常時に対応できる施設なのか、これをちょっとお聞きをしたいと思います。

それで、この庁舎は一般市民から見ると非常に危険だということで、特殊な構造であるということで、特殊な見方をしている市民が大勢いらっしゃいます。ですから、一番防災の中核の本部になるわけですから、やはり安全をもう少し確認をして、やる方向性をやってもらいたいと思っております。当時この設計に当たった方に、やはりこの辺で、建築基準法前で施工されたわけですから、新たな建築法で設計された場合の問題点、そういうのを直接設計士、黒川紀章さんですよ、その方が健在であるわけですから、そういう方といろいろ議論してもらって、本当に安全な施設であるかどうか。

当時は、やはり耐震度なんていうのは5ぐらいしか考えていなかったのではないかと思いますけれども、今はマグニチュード 6.8とか、マグニチュード 7.0とか、耐震度がずっとアップになってきております。だから大変危険な状況にありますのでこの辺も設計と絡めて、耐震というのは結局補強がなされれば安心というような一つの基準がありますから、この辺の軸の関係だと思うんです、設計上は。ですから、その辺についてもう少し具体的に、前向きに調査をしていただきたいと思います。

日ごろ調査は行っているということですが、ただ管理上の調査であって、異常時に対応できるように具体的に調査する意思があるか、市長に見解をお伺いしたいと思います。

あと、自主防災組織についてなんですけれども、これいろいろ私は今回取り上げた問題は、この自主防災組織の受け皿がなければ、なかなかいろんな備蓄の問題とか避難所の問題とか、そういう問題が絡んでこないような実感をしております。

今回の地震でも特に感じたのは、やはり発生直後の対応、これが非常に問題だと思います。確かに、市長が言うように対策本部の流れでいろいろ対策をとるようになっておりますけれども、防災計画上もそういう形にはなっておると思うんですけれども、しかし末端で、現場で被害を受けた状況とか被災者の状況とか、そういうことはやはり非常事態にはなかなかつかめないう状況にあると思っております。ですから、やはりこれは住民からの協力を得て、ある程度一定の初期対策をとる必要があると思っております。ですから、この自主防災組織そのものがある程度機能しなければ、この情報伝達なんかは特に無理な状況にあると思っております。

寒河江市でも、前は16年間で20個の組織ということでしたけれども、今回は21防災組織が組織化されているということですが、この組織も今の寒河江市の要綱に定めているのかどうかわかりませんが、防災機材なんかを提供して、提供というか購入の条件として防災づくり、組織づくりを今進めておりますよね。ですから、物を与えて組織づくりをするのではなくて、やはり町会長あたりを主体にして、ある程度連絡網の体系だけはきちっとしておく必要があるのではないかと思います。

確かに自主防災組織の中身を見ますと、特殊な地域に限定して補助金というか、やっておりますけれども、これは災害ばかりでなく地震なんかは全域にかかる問題でありますので、その辺についてももう少し具体的に自主防災組織を立ち上げる、具体的な検討をやはり庁舎内ですべきだと思っております。

確かに当局は、自主防災の防災計画書は持っておりますけれども、我々は持っていないし、市民も全然防災組織の流れというのは見えていないんです。ですから、上からはいろいろと情報は来ますけれども、下からの

連絡なんかは本当にどうしたらいいか、住民として非常に困るのではないかと考えております。ですから、その辺でもう少し真剣になって、全域にこの防災組織が広がるような体系をやはり指導、育成していくように検討をお願いしたいんですけれども、これについて見解を伺いたいと思います。

それから、いろいろありますけれども、避難所の表示とか、あと避難施設の増設なんかもいろいろ訴えましてけれども、確かに私は今回ちょっと気になったのは、高齢者などのやはり病気の人が大きい体育館の施設に避難していったら、いろんな問題、介護の問題とかいろいろ特殊な問題も出てきておりますので、やはり高齢者やそういう方のためにある程度分館なども活用して、避難施設として設けていったらどうかということまで今回提言申し上げたんですけれども、いろいろ管理上の問題とか、あと連絡の問題とか、さまざまあると思うんですけれども、やはり地域によって、幸生、田代なんかは1カ所、学校しかないんですよ。あと、白岩だってやはり結果的に中心部にありますけれども、避難所が1カ所に集中しているだけで、周辺にはほとんどないというのが一般的なんです。そうした場合、やはり住民が身近な避難所に駆け込むような条件づくりをするべきだと私は思います。その辺について、もう一度改めて市長の見解を伺いたいと思います。

それから、避難所の表示なんですけれども、これも前から申し上げておりますけれども、なかなか行政として今進まない状況で、私も困っているんですけれども、これはやはり住民もそうですけれども、いろんな地域から来ているわけですから、避難所としてどこにあるかというのは、住民は覚えていても、一般的に通用するものではないと考えております。ですから、滞在者の安全を図るためには、やはりそういう表示もきちっとしておけば、だれでもがそこに避難できるというのが一般的ではないかと考えて、今回提言申し上げました。その辺についても何かあればお願いしたいと思います。

それから、食糧の備蓄の件なんですけれども、ほとんど寒河江市は全く備蓄をしていないというのを、この前テレビでも放映されていましてけれども、ほかの自治体では本当に緊急対応できる、発生直後2日か3日の備蓄をほとんどの自治体でやっているわけです。ですけれども、寒河江は全くゼロというのは、異常事態ではないかなと思います。やはり発生直後の、そのときの食糧を調達できる体制がきちっとあるのかどうか。一般的に農協とか、あとスーパーとかいろんな協定を結んで、物を供給できるような体制が整っていれば、ある程度可能かもしれませんけれども、しかし緊急事態には、こうした備蓄を各倉庫から出すようにしないと、なかなかこれは食糧を配るとするのは非常に難しい状況になると思っています。ボランティアが食糧の調達とかなんかは、やはり発生後3日以降だと思っているんです。ですから、その事前の対策をもう少しきちっととっていただきたいということでもあります。

そして、やはり今回もいろいろ寒さの問題、これから新潟の中越では冬に入りますので、ストーブとか毛布の問題とか、いろいろ課題が出ています。この辺なども市町村によっては毛布を何千枚準備したとか書いてあります。また、ストーブなんか防災用資機材として備えているところもあります。ですから、こうした実態もこの前、11月5日号の朝日新聞にも、この備蓄の市町村の内容も出ておりますけれども、異常事態に備えてもう少し防災予算をとって、やはり対策をお願いしたいと考えております。この辺について、今後の市長の考え方について、再度お伺いをいたします。

それから、教育委員会に耐震化優先度調査についてお伺いしますけれども、建物によって相当ばらつきがあって、学校ごとの耐震化優先度調査の評価はなかなか難しいというのは、これはやはり建築年度とかいろんな問題で、多少難しい点もありますけれども、ある程度の数字だけは、やはり議会の方にも提示していただくようお願いをしたいと思います。

それで、今回計画の中で、やはりどの学校をまず耐震調査を実施するか、非常に今悩んでいる状況かと思っています。優先度調査は100%終わったわけなんですけれども、この7校に対しては全く診断を行っていない状況もあるので、やはりバラツキがあるわけですから、調整するものはやはりいろんな機関と調整を図る必要があるのではないかと考えております。特に学校施設関係者の十分な話し合いなどもして、やはり陵西中学校などは特に

大規模改修もおこなっている状況で、かなりコンクリートの劣化なども進んでいる状況もあります。

ですからそういう面と、あと活断層の周辺などについては、特に慎重に調査する方向性をきちっと診断してもらってやっていただきたいと思うんですけども、その耐震診断の費用と、あと耐震化のための事業が一体になっておりますよね、今現在。ですから、この耐震診断もなかなか進まない状況だと思っております。ある程度寒河江市は、優先度 100%ですね、今回は、これが終われば、ですけども、ほかの自治体はほとんど優先度もやっていないような状況で、寒河江市はこの辺では本当に進んでいるなと思っております。その点でひとまず安心しますが、でも肝心の耐震診断が一番重要だと思っているんですけども、これ7校すべてやるわけではない、やれないと思っているんですけども、耐震診断だけでもやれると、今文部科学省で方向が出ているんです、大体。

この前、私も文部科学省に行って、この耐震診断を単独でもやれるようにしてくださいということで、省庁に要望してまいりました。その中でやはり耐震化の優先度調査に補助金が2分の1今度来年度からつくよう、今文部科学省で要望を出しております。これが大体47億円要望しているそうです。そして、この耐震化優先度調査ばかりではなくて、耐震診断も含めてやる方向性も出てきております。ですから、この予算が通ればそこまでの耐震診断だけでもやれる状況になりますので、その辺の検討も含めて、この耐震診断に全力で取り組んでいただきたいと思っております。

それで、どれを耐震診断して耐震化するか。その相談というか、委員会でも協議すると思うんですけども、この中身について具体的にいつごろされるのかお伺いして質問を終わります。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 庁舎の問題でございますけれども、御心配いただくのは本当にありがたく思っておりますし、私たちもこういう格好の庁舎でございますからどうなるのかと。常日ごろ、先ほども答弁申しあげましたように調査をして、そしてこの特に地震のあった前後等々につきましては留意して、どのような動きがあったとか、あるいはどこか支障があったとか、こういうようなことは特に注意をして見ているところでございます。それらも記録にも十分とっております。

それから、設計者にいいたしても、設計者というよりも、やはり毎年調査しておるところの設計書等を十分見ておって、毎年調査しているところの方に当たってもらうということが、私はかえっていいのではないかなと思っております。

それから、自主防災組織でございますけれども、これはいろいろ自主防災組織の組織によりまして、防災計画の立て方なども、あるいは動き方なども違っておるようでございます。情報班を置いてみたり、あるいは情報を迅速に収集したり、あるいはどこにだれが通報するかというようなことにつきましても、いろいろあるようでございます。そういうものでございますから、なるべくそれらが動くようなあるいは防災訓練等によって、実際に動かしてみようというようなことが必要なかなと、このように思っております。

それから、この自主防災組織でございますけれども、やはり地震の場合は特に自助、共助、公助という言葉が言われておりますけれども、共助という面から自主防災組織というものは本当に必要なんだと思っております。そういう組織づくりにつきましては、市といたしましても指導は申しあげますけれども、やはり地域の盛り上がりということがより一層必要なんだろうと思っております。やはり自分たちの地域は自分たちがつくるんだ、ともに助け合ってやりましょうというような地域の盛り上がりというものを私は必要なんだと。そういう気持ちを醸成するような分野におきましても、行政、市といたしましても手をかしていきたいと思います。

それから、避難所の表示でございますけれども、第1問に申しあげたとおりでございます、どこどこが避難所に指定するということになっておれば、あの学校はどこどこということにわかっておるわけでございますから、改めての表示というのは必要ではないのではないかなと、こう思って1問で答弁したとおりでございました。

それで、どこどこが避難所ですよというやはりチラシとか、広報ということさえ知っておれば、すぐ緊急の場合にはそこに回ってくるということではないかなと思っております。

それから、分館の活用とか、ほかにないような条件づくりというような話もございましたけれども、先ほど答弁申しあげましたとおり、分館というのはやはり小さくて、駐車場もなければちょっとということで、緊急的な大きな災害というような場合につきましては、非常に使いづらいのではないかなと思っておるわけでございます。

それから、食糧の備蓄の問題でございますけれども、これですが何をどの程度、どの程度の地震といいますが、あるいは災害を想定してということになりますと、大変難しい問題になるんだろうと思っております、そしてこれは何年も同じものを備蓄しておいてというわけではございません。今度はこれを交換するということもございますので、そういうところの今度倉庫とか、あるいは保管場所とかいろいろ問題がございますので、これからの検討だろうと思っておりますところでもございまして、資機材にいたしましてもそういうことが言えるだろうと、このように思っております。以上です。

佐竹敬一議長 管理課長。

熊谷英昭管理課長 それでは、学校関係の耐震化計画についてお答えを申し上げます。

基本的な考え方については、先ほど委員長が答えたとおりでありますけれども、寒河江市では15年度と16年度に優先度調査を市単独で実施したもので、その成果品も手元に届いてまだ日が浅いわけですが、優先度調査につきましては、それぞれの当時の設計基準と、新しく出た耐震基準との比較、いわゆる構造上の比較の問題とか建設年度などを考察して、優先度を学校の棟ごとに出しておりますので、棟数の多い学校についてはその評価が分かれております。

あくまでも、そういうものに基づいて総合評価点制で、5段階に優先度を示したものであるというふうになっております。これは文部科学省で示した国の基準に基づいた優先度調査を実施した結果のものでありますけれども、本市では小学校の4校の9棟、中学校が3校で15棟、合わせて7校の24棟分を調査したものであります。

あと、質問にありました耐震診断の補助制度ということがございますけれども、優先度調査についても平成17年度から、補助金を単体でも出すというふうになっておりますけれども、あくまでも今後の耐震化診断、あるいは耐震化のための設計、耐震補強の工事については継続的な事業化の中で補助金が支出されるということに制度上はなっておりますので、耐震化のみの補助制度というものはないというふうに理解しております。

あと、現時点での基本的な考え方を申しあげて、優先度調査の公表の問題についてもお答えしますが、先ほど申しあげましたとおり、あくまでも対象物件の優先度の度合いを示した調査結果でありますので、今後は耐震化診断、耐震化の設計、耐震化のための補強という格好で進んでいくというふうに理解しておりますけれども、すべて新しい基準のもとに設計基準が変わったので、補強すべきでないという建物はないのではないかとこのように予想しております。

そんなことで、相当な事業費もかかるであろうと、あるいは期間も要するものというふうに理解しておりますので、それらを学校の避難施設として指定されている屋体の問題、あるいは今課題となっている大規模改修の問題などと含めた一体的な施行が可能かとか、あるいは優位性というか、避難所として早急に確保すべきものだというふうに、考えなどを総合的に考えながら事業化あるいは耐震化診断を進めていく必要があるかというふうに考えておりますので、現時点でどの学校が1番か、2番かという考えは持っておりません。あくまでも今後十分に検討した上で、その結論を出していきたいというふうに思っておりますので、関係者との話し合い等についても現段階では答えられる段階ではございません。

あと、優先度調査の公表ということでもありますけれども、今申しあげましたような観点を整理した上で、今後進める必要があるというふうに思っておりますので、優先度調査自体の公表については適当ではないのかなというふうに考えております。以上です。

佐竹敬一議長 この際、暫時休憩いたします。

再開は午後1時といたします。

休憩 午前11時58分

再開 午後1時00分

佐竹敬一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

松田 孝議員。

松田 孝議員 庁舎などの耐震調査については、非常に経費がかかることによって、やはりなかなか先送りされている状況かと思えます。でも、今市立病院、病院関係などに耐震診断の助成がつくような方向性が出てきておりますので、万が一そういうようなものが出てきたときは、きちっとやはり対応できる予算措置をお願いしたいと思えます。

それから、この防災組織の中身について、もう少し議員も一通りの意識を持って対応できる体制をとりたいので、防災計画書、これ議員にもやはりぜひ配付をしていただきたいと思えます。この辺について、市長の見解をお願いしたいと思えます。

そして、やはり自主防災の組織を、もう少し真剣に取り組む体制というのをぜひ考えてもらいたい。人任せにしないで、やはり行政がある程度矛先を向けてもらえないと、やはり各町会長の選定は2年とか3年とか短期間に終わるものだから、なかなか責任持ってその体制に取り組むという状況ではないと思うんです。ですから、その辺やはり行政としてもう少し積極的に生活環境課あたりが指導して、体制づくりをしていただきたいと思っております。

あと、先ほどいろいろ漏れたんですけども、急傾斜の問題です。これ、非常に白岩あたりは深刻な問題なんですけれども、なかなか市の当局は、こういう急傾斜の場合は県でほとんど対応するものだから、余り実態をつかんでいなくて、何か取り上げて前向きな話が出てこないんです。ですから、役所の中でも市民の安全を図るためには、もう少し慎重にやはり対応していただきたいと思えます。

特に、土砂災害区域の場所の設定を見ますと、やはり一つの集落全部が土砂災害地域となっている箇所が2カ所出ているんです、実際は、それでも住宅が建っている。これ、やはり自分自身の問題だと言いますが、ある程度ここらは行政としてチェックをして、やはり危険な地域に住宅が張りつかないように条件整備というか、この辺も農業委員会あたりとも、いろいろ共同でやはりこの状況もつかんでいける状況につくっていけないかなと思っておりますけれども、それもなかなか難しいでしょうけれども、今後の課題としてひとつ検討していただきたいと思っております。

あと、学校の耐震化対策について、具体的にどこも選定されないでしょうけれども、実際活断層が寒河江市に走っている状況があります。ですから、まずその真上、周辺部を中心に、やはり地震に対して、そのための調査でありますから、それをまず優先して進めていただきたいと思えます。これ、結果的に予算の関係もあって、非常に相当長期的な施策になりますけれども、できるだけいろんな事業を活用して、できるだけ早く耐震調査、そして耐震化に進むような方向性をつくっていただきたいと思えますのでよろしく願います。以上で終わります。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 病院の安全対策につきましては、これは入院している患者もございますし、あるいは機械器具等もございますし、薬品等もございますので、重要なものあるいは危険なものを抱えておるわけでございますから、ほかの施設とまた違ったところの防災対策というものを考えていかななくてはならないと思っておりますが、詳細については担当の病院事務長から答弁申し上げます。

それから、計画書の配付、これもこれまで配付していたのではないかなと思いますけれども、担当の方から申し上げます。

それから、自主防災組織あるいは地域の防災対応というようなものにつきましては、これはやはり先ほども申しあげましたけれども、行政だけではなくて、できかねないということもございますし、やはり盛り上がりというものが必要だと思います。その町会ごとのトップがだれになるかと、町会長になるのか、あるいは消防関係の方がなるのか、どうであろうかと思っておりますけれども、それらをやはりしっかりと、地域の中で基礎固めしておくというようなことが必要だろうと思っておりますし、個々の区々でございましょうから、なるべく早い機会にそういう防災担当の自主組織を立ち上げるべく、いろいろな会議を持ってやっていくということしかないかなと思っておりますので、そういう方向に向けて対応してまいりたいと思っております。

それから、急傾斜でも建設しているところがあるとか、あるいは増改築しているところがあるということでございますが、これは法律に基づいたところの対応処置を本人がしてもらわなくてはならない。こちらでは指導しています。あなたのところは危険ですから建てては悪いですよと、増築をしては悪いんですよと、こう言っているわけでございますから、そういう指導の中で土地がない、あるいは行き場所がないということで増改築なり、あるいは新築というようなこともあろうかと思っておりますけれども、十分その場合は自分自身の身の安全、自分のおうちの安全ということを考えて相談されれば、打ち合わせしてもらえれば、こちら側もそれなりの当然指導をするわけでございますから、やはり御本人の気持ち、あるいは心がけというものを、そして法律等々の御理解をいただきたいものだなと、このように思っております。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 病院の安全対策につきましては、これは入院している患者もございますし、あるいは機械器具等もございますし、薬品等もございますので、重要なものあるいは危険なものを抱えておるわけでございますから、ほかの施設とまた違ったところの防災対策というものを考えていかななくてはならないと思っておりますが、詳細については担当の病院事務長から答弁申し上げます。

それから、計画書の配付、これもこれまで配付していたのではないかなと思いますけれども、担当の方から申し上げます。

それから、自主防災組織あるいは地域の防災対応というようなものにつきましては、これはやはり先ほども申しあげましたけれども、行政だけではなくて、できかねないということもございますし、やはり盛り上がりというものが必要だと思います。その町会ごとのトップがだれになるかと、町会長になるのか、あるいは消防関係の方がなるのか、どうであろうかと思っておりますけれども、それらをやはりしっかりと、地域の中で基礎固めしておくというようなことが必要だろうと思っておりますし、個々の区々でございましょうから、なるべく早い機会にそういう防災担当の自主組織を立ち上げるべく、いろいろな会議を持ってやっていくということしかないかなと思っておりますので、そういう方向に向けて対応してまいりたいと思っております。

それから、急傾斜でも建設しているところがあるとか、あるいは増改築しているところがあるということでございますが、これは法律に基づいたところの対応処置を本人がしてもらわなくてはならない。こちらでは指導しています。あなたのところは危険ですから建てては悪いですよと、増築をしては悪いんですよと、こう言っているわけでございますから、そういう指導の中で土地がない、あるいは行き場所がないということで増改築なり、あるいは新築というようなこともあろうかと思っておりますけれども、十分その場合は自分自身の身の安全、自分のおうちの安全ということを考えて相談されれば、打ち合わせしてもらえれば、こちら側もそれなりの当然指導をするわけでございますから、やはり御本人の気持ち、あるいは心がけというものを、そして法律等々の御理解をいただきたいものだなと、このように思っております。

佐竹敬一議長 病院事務長。

那須義行病院事務長 それでは、病院の耐震関係についてお答え申し上げます。

病院の本体部分は、8,500平米の建物であります。それで、いわゆる新館部分が、このうち4,500平米ございますが、これについては平成2年9月の竣工ということで、昭和56年以後の基準に沿って設計建築されておりますので、震度6までは耐えられる設計ということで、それ以上の地震が来ればということもありますけれども、おおむね大丈夫のような形になっています。ただ、本館部分といいますか残りの4,000平米の部分については、昭和48年10月に竣工した分ですので、それ以前の基準になっておりまして、これについては震度5程度までは当時は大丈夫なような形で設計なされているというふうにお聞きしています。

具体的には、例えば宮城県沖地震ということで、昭和53年と平成15年にありまして、その際は、この辺は震度4程度でしたけれども、これについては全く影響がありませんでした。構造上もほとんどが1階建てで、一部2階建てですが、相当頑丈にできているということもありますので、相当程度のものについては大丈夫だというふうに考えているところです。

あと、もう一つは防災に対する訓練等ですが、年間に1回は実際患者さん等も含めまして、火災訓練を兼ねて訓練を1回行っております。そのほかに図上の危機等の訓練ということで、具体的には自家発電の運転等点検をするような形の訓練を行ってありまして、年2回定期的に点検と訓練を行ってありまして、そういう災害に備えているところです。以上です。

佐竹敬一議長 生活環境課長。

有川洋一生活環境課長 地域防災計画書につきましては、市役所の各関係課、それから学校等の関係課各所に配置をしておりますが、その数について、その場所についてはちょっと、詳細については資料がありませんので把握していませんけれども、およそ130部程度配置しております。議会事務局にも配置しておりますので、ごらんいただきたいと思っております。

それから、自主防災組織の立ち上げにつきましては、それぞれの地域から御相談がありまして、その時々で生活環境課として、その立ち上げの方法とかその内容につきまして指導しているところでございます。以上でございます。

佐藤 暘子 議員 の 質 問

佐竹敬一議長 通告番号4番、5番について、16番佐藤暘子議員。

〔16番 佐藤暘子議員 登壇〕

佐藤暘子議員 私は、日本共産党を代表し、直面している幾つかの課題の中から、教育行政、保育行政について市長並びに教育委員長に、順次質問いたします。誠意ある答弁をお願いいたします。

初めに、義務教育国庫負担金の大幅削減に対する市長の考え方についてお伺いいたします。

小泉内閣による三位一体改革は、国からの補助負担金の廃止または縮減、地方交付税の縮小、地方への税源移譲を一体的に、地方分権を進めていくというものでしたが、2004年度政府予算では、国庫補助負担金1兆300億円、臨時財政対策債を含めた地方交付税2兆8,600億円と、合わせて3兆9,000億円が減額されました。それに引き換え、増えた税源額は4,500億円で、削減額の8分の1にすぎません。

寒河江市においても、保育所運営に対する国庫補助負担金が16年度予算で1億円以上減らされ、予算編成に大変苦労されたことは記憶に新しいところです。このような国の政策は、私たちの暮らしや経済に、これまでにないほどの大きな影響を与えています。

国は、思うように進まない三位一体改革を推し進めるために、地方への税源移譲は2年間でおおむね3兆円と、税源移譲の約束をちらつかせながら、地方公共団体に対し、国庫補助負担金改革の具体案を示すよう求めたのです。総額3.2兆円の国庫補助負担金削減案を見ますと、教育関係や社会保障関係が大きな割合を占めていますが、この削減案が全国知事会議で、賛成多数で採択されたことは周知のとおりです。

政府与党が、11月26日に三位一体改革に関する協議会でまとめた内容が新聞報道されていますが、それによりますと2005年、2006年の両年度で、総額2兆8,380億円の補助金負担金を削減するというものですが、このうち地方への税源移譲額は1兆7,600億円で、1兆円余りが税源移譲されないこととなります。

今回問題になっている義務教育費国庫負担金の大幅削減の中身について見てみますと、2006年度までに中学校教職員の給与費を8,500億円削減し、2009年までには小学校分を含めて全廃するというものです。さらに、公立学校の校舎改修や補修などの補助負担金1,418億円を減額するなど、合わせて約1兆円の教育関係予算が削減の対象になっています。05年度については4,250億円を削減し、税源移譲予定特例交付金に加えるとなっていますが、その後については、中央教育審議会の答申を得てからと不透明です。義務教育費が国庫負担から外されてしまえば、財政的に困難な自治体では、児童生徒の教育に大きな混乱が生じることは必至です。

義務教育費国庫負担金は、教育の機会均等を保障し、全国的な教育水準を確保するために、国が財源保障に責任を負う制度です。これを廃止すれば、自治体の多くが財政難に直面しているもとでは、教育予算が削られ、教育水準の低下や自治体間格差が生じるのではないかと心配されます。

義務教育費国庫負担金を廃止しようとする案に対し、市長はどのような考えをお持ちか伺います。

次に、市内各小中学校から出されている要望に対して、どのように対処される考えかお伺いいたします。

寒河江市の各小中学校からは、さまざまな要望が出されています。寒河江市の連合PTAから出された要望書が議員にも配られましたが、通学道路への信号機や地下道の設置、防犯灯の設置など、いずれも児童生徒の登下校の安全や防犯などに欠かせない要望が数多く出されていました。中には、寒河江市だけでは解決できない要望もあり、関係機関ごとに要望書を提出しているようですが、行政当局も積極的に後押しをする必要があると思うのですが、どのようにかかわっているのかお伺いいたします。

また、各学校でもさまざまな要望を持っています。市内の小中学校では、毎年学区内から選出されている議員とPTA、先生方との懇談会があります。その中で出されている要望も、子供たちの学習や学校生活にとって欠かせないものばかりです。

私は、寒河江小学校、陵東中学校の学区ですが、寒河江小学校での懇談会では、学校内を見せてもらいなが

ら要望箇所の説明を受けてきました。その中で、何とか早く対応しなければと思ってきたことが幾つかあります。

一つは、屋上の人工芝の張りかえです。この人工芝は、寒河江小学校が今の建物に建てかえられたとき以来のもので、芝はすり減り丸坊主、ところどころのりがはがれて、生徒が足をひっかけて転んだりしたら、けがをするのではないかと心配な状態でした。

もう一つは、オープンスペースに敷かれているカーペットです。これも建てかえ以来のもので、カーペットのはぎ目がほつれてぼさぼさになっていたり、ここしばらくはクリーニングも予算がなくてできていないとのことでした。このカーペットは生徒たちがくつのまま上がり、しりをついて座り、時には寝ころんだり、給食をこぼしたり、まれにはおもしろをされることもあるとのこと、衛生的には大変問題があるなどと思ったところでした。これまでも何度も要望してきたが、なかなかかなえられないとの学校側の説明でした。

以上のことは、児童生徒の学習や安全、衛生面からも放置すべきではなく、早急に対処すべきと考えます。この種の要望は、各学校にさまざまあると思うのですが、教育委員会はどのように考えておられるのか教育委員長にお伺いいたします。

次に、陵東中学校の要望についてお伺いいたします。

陵東中学校においては、特殊学級に通っている生徒が7名いるそうですが、重度の障害を負っている生徒がいるので、1人の生徒に先生1人が専門にかからなければならない状況があり、大変な状態だそうです。幸い、緊急雇用創出事業という国の補助事業で、補助員をつけてもらっているのを助かっている。しかし、3年間の時限立法で、今年度で期限が切れてしまう。その後の見通しが立たずに困っているという話でした。

特別な指導、援助を必要としている生徒がいる限り、そのことに対処する補助員の配置は不可欠です。緊急雇用創出事業が打ち切られた場合、教育委員会はどのように対処する考えか、お伺いいたします。

次に、児童生徒の防犯対策についてお伺いいたします。

このテーマについては、複数の同僚議員が質問しておりますが、ことしに入ってから児童生徒を対象とした誘拐、殺人、傷害事件などが後を絶たず、その発生範囲も近隣の市町にまで広がり、いつどこで何が起きるかわからないといった不安と心配がつきまとっています。混沌とした政情不安、長引く経済不況の中で、人の心が乱れ犯罪へと走るケースが後を絶たないものと思われそうですが、どのような理由にせよ、人を傷つけたり、命を奪うといった事件を許すことはできません。殊に、無抵抗な児童や生徒が被害に遭うといったことはあってはならないことです。

寒河江は、比較的治安のよいところと言われてきましたが、ここ数年間に児童生徒を対象とした被害や事件はあったのかどうかお伺いいたします。

また、これらの犯罪や被害を未然に防止する対策としては、市民、行政、警察などの関係機関が一体となった意識の啓発や行動の必要性が叫ばれております。

過日、寒河江市教育委員会と寒河江警察署の間に交わされた学校警察連絡連携に関する協定書の写しを見る機会がありました。その趣旨は、少年非行の多様化、深刻化とともに、児童生徒の安全を脅かす犯罪や事故が多発している現状を踏まえ、児童生徒の犯罪被害を防止し、健全育成を図るためとなっておりますが、児童生徒の犯罪被害を防止するというより、もっぱら児童生徒の非行防止に主眼を置いているように見えます。非行を防止し、犯罪に巻き込まれないようにすることも大切なことと思いますが、この協定書の運用に当たっては、児童生徒のプライバシーや教育権への立ち入りなど、注意しなければならない点があるのではないかと思います。教育委員長の考えをお伺いいたします。

また、この間、登下校中の小学生が何者かに誘拐され殺害されるという痛ましい事件や、登下校中に体の一部が刃物で切りつけられるといった事件も発生しています。登下校中のこれらの事件から子供たちを守る対策として、どのようなことを考えておられるのかお伺いいたします。

次に、保育行政についてお伺いいたします。

私は、これまで寒河江市の保育あるいは幼児教育のあり方について、度重なる質問をしてまいりました。都市部を中心とする深刻な保育待機児の増加が問題視されてから、厚生労働省はその対策として、年度当初は保育所定数の115%まで、5月ごろからは125%まで入所を緩和してもよいという改善策を出しました。さらに、年度半ばを過ぎたころからは150%ぐらいまで入所をさせてもよいという大変あいまいな基準になっています。保育所への入所がどうしても必要な人にとっては、一定の効果があり歓迎されているとは思いますが、施設の改善が行われなかったり、保育環境が整わないまま無制限とも言える子供の受け入れをすることは、決して望ましい解決策ではありません。そういった場当たりの待機児対策が、さまざまな問題を引き起こしているのではないかと考えられます。

その一つが、入所児が希望する保育所に入れられないといった問題です。この問題は、昨年12月の議会で遠藤聖作議員が取り上げておりますが、保育所の入所締め切りの時期になって、ことしも同じような苦情が出てきております。例えば、西根に住んでいる人が一番身近にしね保育所には入れない、そのような状況が出てきております。すべての保育所が定数をオーバーしているわけではないと思いますが、入所定数に対してどれくらいの応募があり、調整を必要としているのはどの保育所なのか。またどのような方法で調整を図っているのかお伺いいたします。

また、これまでも何度もお尋ねしていますが、民間の幼児施設との協力共同の子育てについて改めてお伺いいたします。

出生児が横ばいの中で、保育需要はふえている。しかも公立保育所にはある一定の保育所に入所希望者が殺到し、民間の幼児施設は園児の数が激減するなどのアンバランスが出てきています。このことを改め、お互いの特徴を出し合いながら、子育てを担い共存していく。このような関係をどうつくっていくのか。このことは大変難しい問題だと思います。

市長は、平成17年度を初年度とする寒河江市子どもプランの行動計画の中に反映できるよう、関係者との十分な話し合いを持っていくと答弁されておりますが、その後の進捗状況はどのようになっているのかお伺いいたします。

以上、お伺いいたしまして第1問といたします。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 まず、義務教育費国庫負担金の問題から答弁申し上げます。

義務教育費国庫負担金は、教職員の給与に係る経費の2分の1を国が負担しているもので、このたびの三位一体の改革の中において、税源移譲すべきものとして、削減の対象となったものでございます。御案内のように、教職員の給与は都道府県が支払っているもので、仮にこの負担金が削減され、県に税源移譲になったとしても、直接的には市町村への影響はないものでございます。

一方、今進められている三位一体の改革は、国、地方を通じた財政再建と地方にできることは地方にという地方自治の確立に向けた地方分権改革を推進するためのものでございます。国庫補助負担金を削減し、税源移譲を進めることで、国の関与を排し、全国一律、画一的な施策から脱却し、地域の創意工夫にあふれた自由な施策の展開を目指すものでございます。

政府からの要請を受けて地方6団体が取りまとめました国庫補助負担金削減と税源移譲をめぐって、地方と国の各省庁、それに政党をも巻き込んでの激しい攻防がありました。ようやく11月26日に、平成18年度までの改革の全体像が示されたところでございます。

それによりますと、最大の焦点となっていました義務教育費国庫負担金は、地方案で示した8,500億円を、平成17、18年度の2カ年間で削減すると明記されたところでございます。ここに至る過程において、義務教育について国の責任と地方の創意工夫をめぐる激しい対立や、地域間格差などについて大いに論議されたところだと思っております。

このことに関してどのように考えているかということですが、義務教育に関する国の責務は、中央政府だけの義務でなくて、地方公共団体をも包含する意味での国家の責任だと言われております。そして、その事務は県費負担教職員の任命権とその給与に係る事務、いわゆる県の自治事務を除き、原則として市町村の自治事務とされているものであります。

また、義務教育の根幹と言われるものは、一つにはあらゆる地域ですべての人が教育を受けることのできる機会均等であり、二つ目として、学習指導要領などで定める必要最低限の水準を保障する水準の確保、三つ目は全額公費で賄うという無償制であります。このように義務教育の根幹は、基本的には国庫補助負担制度の存続とは別次元のものであり、問題は義務教育に要する財源を地方自治体がどのように確保するかということだと言われております。

今は、義務教育においては、義務教育標準法や学習指導要領により、基本的な教育の内容や、水準を定めることが国の役割と言われており、その水準を守りながら創意工夫を發揮し、地域のニーズに合った自主的、自立的な教育を実施するのが地方の役割だと言われております。

また、義務教育に要する経費は、既にその7割以上が地方自治体の一般財源で賄われているのが現状です。教職員給与を一般財源化することにより、むしろ義務教育に関する地方自治体の責任が住民に対して明確になり、また教職員の配置やクラス編制に関して、多種多様な取り組みが促進されるものと考えられます。このようなことから、財源面における地方の自由度を高め、裁量の範囲を拡大していく必要があり、国からのひもつきとなる義務教育費国庫負担金を地方に税源移譲すべきだと考えております。

問題は、税源移譲の額であります。文部科学省では、改革によって40道府県において削減される額の方が大きくなると試算しておるようでございます。しかし、こうした自治体に対しましては、基本的には地方交付税で措置されることとなっておりますし、全国知事会や市長会などの地方6団体においても、確実な財源措置を要請しており、また市長会々長である私や知事など6名で構成する山形県自治体代表者会議におきましても、先月の17日に地方分権推進のための三位一体の改革を求める緊急アピールの中にそのことを盛り込んだところでございます。

地方6団体が政府からの要請を受け、義務教育費国庫負担金を含めた国庫補助負担金削減と、それに見合う税源移譲を明記した改革案を取りまとめました。そして、8月24日に内閣総理大臣に提出しております。お互いに利害が絡み合う地方が、小異を捨て大同につくとの基本方針のもとで合意形成しております。そういった努力を無にしないためにも、税源移譲はぜひ実現させなければならないものと思っております。

次に、保育所のことでございます。

本市では、平成9年度に策定した寒河江市子どもプランに基づき、着実に子育て支援事業を実施してまいりました。この中で、子育てと仕事の両立支援におきましては、多様化する保育需要への対応をうたっており、施策の方向として低年齢児童の保育や延長保育の充実を目指してきたところでございます。これらの施策の実施に当たりましては、市立保育所と他の市内の幼児教育施設及び認可外保育施設が互いに特性と機能を補完しながら、これらの多様化する保育需要への対応を図ってきたところでございます。

市立保育所の保育サービスの充実を図るため、これまでも延長保育に取り組んできましたが、今年度からは7カ所の全保育所で保育時間を午前7時から午後7時までの12時間保育を実施し、働く親の労働環境の変化に対応しているところであります。

また、高松幼稚園の閉園及び保育需要の増大にこたえるため、今年度たかまつ保育所の増築及び大規模改修工事を国県などの御協力を得ながら実施し、定員を30人増員するとともに、11月1日より市立保育所では、初めてとなりますところのゼロ歳児保育を実施しております。保育サービスの充実や保育定員の弾力的な運用によりまして、市立保育所の入所児童数は平成13年度は約490人でありましたが、平成16年度当初では約670人となっており、180人程度増加しております。なお、中途入所があり、現在は696人が入所しております。このことは、市民の期待にこたえる保育所づくりを着実に実施してきたことへの結果があらわれたものと思っております。

それから、質問のありました平成17年度保育所入所児童の申し込み状況と、入所決定に当たっての考え方でございます。

10月に平成17年度入所申し込みを行った結果、新規に申し込みがあった児童数は183人であり、継続入所者が489人おりますので、合計672人となっております。定員630人に対して入所希望者は672人で、入所率は106.6%となりますが、基本的には入所希望者全員の入所を考えております。全体的には、いわゆる定員の弾力的運用で示されている115%内におさまっており、適正な運営ができる状況にあると考えております。ただし、みなみ保育所及びにしね保育所については115%を超えた申し込みがあり、また各施設の部屋の数や面積が違っていることから、保育内容の充実と子供の安全管理の面から、年齢別定員を設けて定員管理を行う必要性もありますので、若干名について、一部希望外の保育所への入所を打診して、調整をお願いしているところでございます。

これは昨年、なか保育所としね保育所において調整をさせていただいた考え方に沿って、保護者の負担を増大させないことを基本に、2人の入所児童がいる場合は同一保育所への入所を考えております。また、入所申し込みが多いクラスについては、家庭状況等を考慮しつつ、現在個別に調整をお願いしているところでございます。

次に、公立保育所と民間幼児施設の関係でございますが、寒河江市の乳幼児施設は現在のところ、幼稚園が3施設、市立保育所が7施設、認可外保育施設が5施設、それに事業所内保育所が2施設ありますので、合計17施設でございます。入所児童数は、約1,350人で、入所割合を見ると市立保育所が52%、幼稚園を含む民間保育施設が48%となっているようであり、公立と民間でおおむね半々に分け合っている状況でございます。

寒河江市の出生数は、年間約400人でほぼ横ばいに推移することが予想され、今後の保育ニーズは低年齢児において増加することが考えられます。これらの低年齢児保育ニーズには、市立保育所のみでは対応不可能であり、民間幼児施設との役割分担がますます重要になってくるものと思っております。

認可外保育施設における低年齢児の受け入れと、長時間保育の実施については、入所している乳幼児の処遇向上を図るため、県補助事業を積極的に活用し、平成16年度では5施設に対し総額約683万円の支援を行うこととしているところであり、今後とも支援の充実に努め、多様化する保育ニーズにこたえていかなければならないものと考えております。

それから、民間幼児施設との話し合いについてでございますが、現在民間幼児施設の施設代表者と市立保育所の施設長をメンバーとして寒河江市幼児教育連絡協議会がございます。事務局は教育委員会の学校教育課がこれに当たっており、幼児教育に関する研究、研修活動と施設相互の連絡連携を図り、本市幼児教育の振興発展に寄与することを目的として運営されております。協議会は、毎年2回程度開催されており、幼児教育や子育てに関し、そのときそのときの課題について研修や研究を深めることとともに、情報交換の場としての機能を有しているものであり、その役割は十分に果たしているものと理解しております。

互いに特性と機能を補完し合いながら、これら多様化する保育需要への対応が求められていることを踏まえ、寒河江市子どもプランの策定、総点検の折など、市内各保育施設の方々と意見交換の場を設けてきておりますし、現在作業を進めております行動計画の策定におきましても、意見をお聞きする場の設定を行っていきたいと考えているところでございます。

いずれにしましても、子育て世代が安心して産み育てられるような保育基盤の整備と、多様な保育サービスの実現が肝要であり、その中から保護者が選択して利用できるような基盤の充実が必要であると考えております。

私の方からは以上でございます。

佐竹敬一議長 教育委員長。

〔大泉愼一教育委員長 登壇〕

大泉愼一教育委員長 市内各小中学校から出されている要望への対応についてお答えします。

御質問にありました学校からの要望は、大きく分けるとPTAから出される要望と、各学校から出される要望の2種類ございます。

PTAの要望は、各学校PTAを中心に調査を行い、寒河江市PTA連合会で集約され、各関係団体に提出されますが、主に児童生徒の通学等にかかわる交通安全の確保という視点で出されております。

今年度は、市関係6項目、寒河江警察署関係9項目、県関係2項目、国関係1項目、JR関係1項目、土地改良区関係1項目、計20項目の要望がございました。その内容は、道路事情の変化に伴う安全確保のためなどの新規要望が10項目、継続要望が10項目となっております。

市に出されたものにつきましては、市長が受理し、各関係課で新たに調査検討を行い、緊急性のあるものについてはすぐ対応していただくとともに、緊急性が薄いものについては、すぐに取りかかることができない理由を明確にしなが、理解してもらえよう誠意をもって回答しております。

市以外の機関に対する要望については、今年度から寒河江市PTA連合会で直接関係機関に出向き、要望書を提出しておりますが、これらについても市できちんと把握した上で各関係課で関係機関に対して、特に緊急性のあるものを中心に後押ししているところであります。

次に、各学校から出される要望ですが、特に児童生徒の安全確保のために緊急を要するものについてはその都度報告をいただき、緊急に対応しているところです。さらに、1年に1度は各学校からの要望を出していただいております。それをもとに、教育委員会で市全体の学校の修繕計画、購入計画等を年次計画にしながら計画的に対応しております。その場合も基本的には緊急性の高いもの、子供たちの安全確保にかかわるものを最優先に考え、対応しております。

具体的な要望項目についてもお尋ねがりましたが、まず寒河江小学校屋上の人工芝につきましては、これまでも安全上問題がある場合は部分的に応急処置を行ってきているところです。カーペットにつきましては、業者や専門機関とも相談した上で、5年に1度のクリーニング計画を立てて実施しております。しかしながら、実際は低学年の教室などの汚れが激しく、寒河江小学校の場合、定期的に点検を行い、汚れが激しいときには1年おきに実施した経過もあります。これまでの実績を見ますと、少なくとも3年に1回はクリーニングを実施しております。このように必要に応じ対応しておりますので、5年サイクルよりは早まっております。このようなこれまでの経過ですので、十分に対応していると考えるところです。カーペットのほつれ等については、その都度部分的修繕で対応しているところです。

次に、障害児サポーターの件についてお答えいたします。

御案内のとおり、これは山形県緊急地域雇用創出特別基金事業で100%の補助をいただいて実施しているものであり、平成14年から3カ年実施され、今年度で終了する事業であります。

教育委員会では、現在この事業を活用して、情報教育支援事業PCサポーター2名と、特別支援教育の一環として障害児サポーターや、不登校児童生徒対応サポーターとして8名を配置しているところです。

障害児サポーターにつきましては、この3カ年、障害の程度の差が大きい子供たちが対象である特殊学級の担任をサポートしてきて、より大きな教育効果を上げております。しかしながら、先ほども申しあげましたが、今年度で終了する事業でございます。そのことについては、初めから各学校に周知して、理解していただいているところではありますが、ますます多様化している障害児の現状を考えますと、特に特別支援教育にかかわるサポー

ターにつきましては、縮小しながらもぜひ継続しなければならないと考えております。

財政厳しい折ではありますが、市にその分の予算要望を行い、対応してまいりたいと考えております。

最後に、児童生徒の防犯対策についてお答えします。

教育委員会の考えといたしましては、本年9月の定例会で那須議員の御質問にお答えしておりますが、安全な社会を実現することは、すべての人々が生きていく上で、最も基本的かつ不可欠なことであると考えております。まして、学校は本来、子供たちの健やかな成長と自己実現を目指して学習活動を行ったり、さまざまな人と交わったりしながら、社会性を培うところであり、その基盤として安全で安心な環境が維持確保されている必要があることは言うまでもありません。

しかし、残念ながら、今学校内外において、子供を巻き込んだ事件が多発し、大きな問題になっております。これらの事件を防止し、子供たちを犯罪の被害から守らなければなりません。そのためには、まずそれぞれの学校や地域における安全管理体制を整備すること、防犯教育を充実すること、そして教職員や保護者、地域の危機管理意識を向上させることなどが最も大切であると考えております。

本市においては、今年度は凶悪犯罪に至らないまでも、不審者による児童生徒への声かけ事件等の発生が見られますので、事案の大小にかかわらず発生した場合にはファクス等で各学校に緊急連絡し、事案の概要を知らせながら、安全指導の徹底を要請しているところです。警察署にも通報し、登下校時のパトロール強化をしていただいているところです。

各学校においては、児童生徒への安全指導はもちろん、児童生徒の登下校の安全確保等について、学区内の各町会長や、地区防犯協会に協力依頼を行うとともに、地区内にある「子ども 110番の家」や、「子ども 110番の店」からの御協力、さらにはPTAからも必要に応じて御協力いただいているところです。

また、御案内のとおり、去る10月28日、本市教育委員会と寒河江警察署の間で、学校警察連絡制度を発足させました。その趣旨につきましては、御質問の中で述べられているとおりでございます。発足して1カ月余りですが、既に不審者に関する他市町の情報など警察からいただき、市内各学校に児童生徒の犯罪、被害を防止するための安全指導の徹底を呼びかけたりすることができたところであります。

なお、運用に当たりましては、あくまでも児童生徒の犯罪被害を防止し、その健全育成を資するために行うものであり、その際お互いに慎重に、正確で適正な対応を行い、そしてプライバシーの配慮に十分注意しながら、子供の将来を閉ざすことのないよう、それぞれが配慮することとしております。したがって、御質問にありました御心配の2点に関しましては、このようなことはないと考えております。

以上、申しあげましたとおり、行政、学校、地域が一体となった防犯活動が積極的に推進されているところであり、今後とも児童生徒の安全確保のために取り組んでいきたいと考えております。以上です。

佐竹敬一議長 佐藤陽子議員。

佐藤陽子議員 第1問にお答えいただきまして、ありがとうございました。

第2問に移りますけれども、私の質問順序に第2問も質問させていただきたいと思います。今の御答弁は、市長が答えてから教育委員長のお答えというふうになっておりますけれども、私の質問は、質問通告順に第2問も質問させていただきたいと思います。

市長へ、教育費の国庫補助負担金の削減についての考え方をお伺いしましたけれども、私と市長の考え方はちょっと違うような感じがします。市長は、三位一体改革の中で、義務教育の国庫補助負担金が削減されたとしても、それは地方自治体の方には何ら影響がないというふうなお答えであったようです。

それは、県が教職員の人件費の半額を負担しているのだから、寒河江市のような地方の市町村には関係がないというふうなお答えだったんですけれども、今税源移譲と引きかえに、この国庫補助負担金が削減されているわけですけれども、市長が先ほどおっしゃいましたように、税源移譲されても削減率よりも下がらないというところがない、もう税源は移譲されても削減された額の税源移譲はされないというのが大体の都道府県の状態のようです。47都道府県ありますけれども、税収が削減額を上回るというのは、四つでしたか。それくらいの都道府県しかないということで、ほとんどの県は税収が少なくなるというふうなことです。

それで、各県によって税収が少なくて、教育予算がその税収に見合わないというふうなことがあっても、それは地方交付税で措置をするのだから心配ないというふうなお考えのようですけれども、地方交付税全体が減らされているわけですから、その中で教育予算だけは絶対守っていくというふうなことにはなかなかならないのかと私は考えるところです。

ですから、山形県なんかはさんさんプランということで、全国に先駆けて少人数学級を実施しているわけですが、このように教育予算が削減されて、または廃止されてその分を税源移譲すると言われましても、税源移譲する額が少なくなれば、せっかく少人数学級を実施してきた今までの実績が、なかなか実現されにくくなるのではないかとというふうな心配があるわけです。そういうことでは、やはり子供の教育というのは、国の将来未来にとって、何物にもかえがたい大事なことであるということからすれば、義務教育の国庫補助負担金というのは、私は削減するべきではない、これは維持すべきだというふうに私は考えているところです。

それから、今度は教育委員会への質問についての第2問です。

各学校の修繕ですとか、いろいろな要望に対しては、それぞれ緊急度の高いものから予算を組んでやっているんだというふうな答えがあったわけです。私は、具体的に寒河江小学校の屋上の人工芝と、それからオープンスペースのカーペットのクリーニングの件についてお伺いしたんですけれども、この前、私たち寒河江小学校区の議員と学校側とPTAとの懇談会のときに、屋上に上がって、その現場を見せていただいてきたわけですが、本当にひどい状況なんですね。

危険なところは、張って修繕をしているというふうなお答えだったんですけれども、この前私たちが見てきたところでは、またはがれがひどくなってしまっていて、そのはがれたところに足をつっ込んで転倒したりしたら、けがをするだろうなというふうなことをだれしも感じてきたところです。ですから、これは相当予算もかかるのではないかとというふうには思いますけれども、早急にこれは修繕をする計画を立てていただきたいというふうに思います。

また、クリーニングも経過を見て3年に1度はクリーニングをしているんだというふうなことですけれども、あそこを見ても非常に、学校内は掃除が行き届いていて非常にきれいなんですけれども、カーペットの状況を見ますと、こんなところで子供たち1日過ごすのかなと思うと、子供たちが本当にかわいそうだなというふう

うな感じを受けてきました。家庭でなんかでしたら、3年に一遍、5年に一遍のクリーニングで済ませるなんていうことはできないはずなんです。子供たち大勢いるわけですし、あそこで毎日ズックのまま飛んだり跳ねたり寝ころんだりするわけですから、本当に幾ら掃除機をかけてきれいになっているとはいっても、にじみができていたり非常に汚い状態です。

このクリーニングの予算なんていうのは、ほんのちょっとの予算があれば、部分的にでもできるのではないかと。すべて全部をするというのは大変だとしても、部分的に汚れているところは毎年するというような、そういうことはできるのではないかとこのように思います。もう少し、子供たちの勉強する環境、衛生面、そういうことを考えていただきたいなというふうに思いますけれども、予算がやはり厳しいのでしょうか。何か、別なことを後回しにしても、こういうものは先にやっていただきたいというふうに思ったところです。

それから、犯罪対策についてですけれども、いろいろ防犯対策は、地域とか警察とか父母とか学校関係、いろいろなところで一生懸命やっているのだなということはおわかりますけれども、いつ起きるかわからない犯罪に対して、まだまだ注意すべきこと、そしてみんなで一緒に考えていかなければならないことがあるのではないかなというふうに思ったところです。学校警察連絡に関する協定書、この内容についてですけれども、これも子供たちの犯罪を未然に防ぐ、そういうことで警察と学校側とが連絡を取り合いながら、そういう事件や事故が起きないように、子供たちの非行化を防止するためにということで行っているようですけれども、この協定書の中身を見ますと、非常に個人的に何か犯罪を起こしそうな生徒がいるのかなというふうな懸念を持ったんです。

この中に書かれている文言の中で、虞犯性が高い事案というようなことがありますけれども、この虞犯性というのはどういうことだろうと思って、辞書を引いて調べてみたんですけれども、何か犯罪に結びつく法的な犯罪を起こすような疑いのあることをいうというようなことを書いてありますけれども、今問題になっているドラッグとか、性犯罪とか、そういうものがあるのかなのか。そういう危険性があるからこういうふうな内容になっているのかなというふうなことを感じたのですけれども、その点はいかがなものでしょうか。

それから、保育所の入所状況ですけれども、おおむねならせば115%、当初の入所ができる状況だというふうなことを市長は答弁されましたけれども、にしね保育所とかみなみ保育所あたりは殺到するんですね、応募者が。それで、にしねの場合ですと、115%の当初の出発ということになりますと、18人がオーバーになってしまうというふうなことなんですけれども、こういうオーバーした人たちをどのように調整するのか。今市長は、兄弟で申し込みをしている人については、兄弟は優先して入れるというふうなことがあったわけです。

それは、前回遠藤聖作議員もそのことについて質問をして、同じ兄弟は優先させて入れるべきではないかというふうなことを言ったわけですけれども、一定の基準を設けていかないと、毎年応募人数が1カ所に殺到した場合にどのように調整するのかということで、非常に難航しなければならなくなるのではないかとこのように思うわけです。ですから、一定の基準、例えば今おっしゃいましたように、兄弟の場合はそこに優先させて入れるというふうなことで、その地域の住民の方を優先的に入れるというふうな基準を設けるべきではないかというふうに思います。

そこに入れない人についても、やはり住んでいる近くの保育所に入れたいというのが、だれでもが考えるところだというふうに思うんですが、そうした場合には、その地域にある私立の幼児施設、そういうところにも入りやすいような環境をつくっていく必要があるのではないかとこのように思います。

例えば、幼児施設に何で希望しないかという理由に、施設が市立保育所よりも完備していないとか、また市立の場合が保育料が安いとかということがあられるわけですけれども、やはり入れない場合には、その民間の幼児施設にも入りやすいような環境、その施設を改修するための補助金を出すとか、または入りやすい保育料にするために補助をすとか、寒河江市の場合は、国の制度なんかで、そういう幼児施設に対しての補助金を出していると

いうふうに言われておりますけれども、さらに入りやすい環境をつくっていくというふうなことが大事ではないかと思っておりますけれども、その点もう一度伺いをしたいと思います。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 先ほど、義務教育関係の補助負担金の問題で、影響がないというようなことを申しあげましたけれども、給与を支払っているのは県だという分野での特別な影響、そういう分野では影響はないと。全体的に見れば、義務教育制度、これにつきましてはその根幹というものは維持するというようなことをしておりますし、これは国の責任だという考え方をとられるようでございますし、ただ今度の具体的な問題につきましては先送りというようになっておりますので、地方の声が反映するように国なりに物を申していくという考え方でございます。

それから、115%オーバーの場合ですけれども、これは一定の基準云々というようなお話がございましたけれども、兄弟の場合は、これはやはり一緒に、同じ保育所に通わせるということが、これはだれしも考えることでございますし、それ以外につきましては、やはり個々の具体的なケースを見てみないと、一定の基準というのは本当にどの程度までつくれるのか、あるいはそれを一律に当てはめることが妥当かということになりますと、問題も生ずる場合もあろうかなと思っておりますので、御意見は御意見として承っております。

それから、民間保育所、幼児施設と、それから市立の保育所の場合の対応でございますけれども、先ほども1問で答弁申しあげましたように、支援制度というものを取り入れておるわけでございまして、県とそれから市がそれぞれ補助をしてやっているわけでございますので、それらをうまく今後とも活用していかなければならないなと思っております。

佐竹敬一議長 管理課長。

熊谷英昭管理課長 それでは、学校施設の修繕関係について、私の方からお答え申し上げます。

オープンスペースのカーペットについては、小学校の4校に設置してございますけれども、ほとんど8月の夏休み、3月の年度末休みの際にクリーニングをするように実施しております。寒河江小学校についても、毎年それぞれの学年ごととか、そういう関係をしていますけれども、部分的に汚れがひどいところがあれば、クリーニングの仕方を研究していきたいというふうに思います。

あと、人工芝の破損がひどいという話がありましたけれども、転倒箇所などがあれば部分的な補修なども検討してみたいというふうに思います。以上です。

佐竹敬一議長 教育長。

大谷昭男教育長 それでは、私の方から学校警察連絡制度についてお尋ねがありましたので、お答え申し上げたいというふうに思います。

これは、ことしの9月の定例会で、那須議員の質問の中でも若干触れさせてもらいました。あのときは、県の動きについてお答え申し上げたところでありますけれども、今回は、寒河江市の学校警察連絡制度についてお答え申し上げます。

学校と警察との生徒たちの健全育成、それから犯罪被害から守るという意味においての連絡は、前々から学校警察連絡協議会、俗に学警連というふうに申し上げておりますけれども、これが年2回ないしは3回ぐらいの形で、警察署管内を対象に行われてきました。その中では、主に一般的な傾向をお互いに理解する。生徒たち、あるいは犯罪の一般的傾向を理解する。それから、情報を共有する。例えば暴走族の問題であるとか、今問題になっているのはドラッグの問題。私方が現役のころはドラッグはありませんでしたけれども、そういう情報を共有する。その中でお互いに、学校と警察とが信頼関係を結びながらともに子供たちの、生徒たちの健全育成を図るというような制度でございます。現在もでございます。したがって、ただいまお話し申し上げようとしている学校警察連絡制度は、その学警連の歴史の中で築かれてきた信頼の上に立って、さらに現代的な視点から、今の現代的な課題から子供たちを守ろうとする制度であります。

すなわち、先ほど申し上げた一般的な傾向の理解と情報の共有ということはもちろん必要でありますけれども、今そういうことを超えて、非常に想像できなかったような事件事案があるわけでございます。急を要することであったり、そういったことについて、個別にそれぞれが対応していこうと、それぞれが遅滞のないように、過ちのないように対応していこうというのが、この学校警察連絡制度の趣旨でございます。まずこのことを申し上げたいと思います。

そのとき、運用に当たっての配慮事項、もちろんございます。先ほどの信頼の上に立ってということが大前提でありますけれども、やはり先ほど委員長がお答え申し上げたように、学校、警察お互いが慎重に、しかも正確で適正な対応を行わなければならない。もちろんプライバシーに配慮をすること。何よりも子供の将来を閉ざすことのないようにという観点をお答え申し上げました。子供の将来を閉ざすことのないようにということは、子供の将来を思いやるまなざしをお互いが持つ。子供の人生に創造力をお互いが働かせる。学校と警察、相手の立場と方針をお互いに理解する。そして、何よりも一人一人の立ち直りに対して支援をする。こういう視点でございます。

先ほどお尋ねの中その内容に、さまざまなこと、例えばドラッグとか性だとかがございました。そういうものが実際にあるのかということですが、こういう制度でございますので、未来にわたって子供たちを守るという姿勢でありますので、考えられること、考えられるとは嫌ですけれども、懸念されることと申し上げましょう、懸念されることに対する事案をやはり想定しておかなければならない。これが先ほどあったドラッグであったり性であったりでございます。

虞犯というのは前からありまして、やはりまた犯しそうだというのは、やはりお互いに前もって、さっきのような視点で守っていかなければならない。立ち直りを支援していかなくてはならない。そういう視点だろうと思います。本市において、こういうものがあるということでは一切ございません。

以上、お答え申し上げます。

佐竹敬一議長 佐藤陽子議員。

佐藤陽子議員 最後に、市長にお考えをお聞きしたいわけですが、今の教育委員会へのカーペットあるいは人工芝の張りかえ、それにまたさまざまな要望があるわけですが、こういう差し迫って緊急を要するような修理とか、修繕とか、そういうものに対する予算が非常に厳しいのではないかと私は見ているわけですが、今回、来年度の予算編成に当たりまして、子供の教育というのは、やはりどんなに予算が厳しい中であっても必要なものは使わなければいけないというふうに思いますので、その点教育予算をもっと増大して組んでいくというような考え方には立たれないのかどうかです。ぜひ、それをやっていただきたいというふうに思うわけです。

今、教育予算のことを申しあげましたけれども、さまざま保育所の施設なんかも定数をオーバーして入れているために、狭いところにぎゅうぎゅう詰めのような状態で今保育がされているわけです。こういうところの保育所の増改築ですとか、そういうところにもっと予算をつけるべきではないかというふうに思いますけれども、その点で予算編成上考慮すべきだと思いますけれども、市長の考え方を伺いたいと思います。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 教育予算のみならず、緊急を要するもの、あるいは市民の安全安心を守るべきものにつきましては、それは予算はつけておるところでございますし、今後ともその方針は変わっておらないところでございます。

保育所の話が出ましたけれども、たかまつ保育所のように、あれだけの増改築をやって、そして乳児保育もやったというようなことについては、そういう市の考え方、あるいは保育行政、あるいはまたニーズに対するところの対応というようなところの予算措置だったと、このように御理解いただければありがたいと思っています。

内藤 明議員の質問

佐竹敬一議長 通告番号6番について、18番内藤 明議員。

〔18番 内藤 明議員 登壇〕

内藤 明議員 私は、通告しているそれぞれの課題について、市長に質問をいたします。

質問に先立って、誠意をもってお答えいただきますようお願いをしておきたいと思います。

最初に、行財政改革の視点と課題について伺いたいと思います。

さて、2000年4月に分権一括法が施行され、分権改革が具体的に動き出しておりますが、財源移譲の不十分性や、国の関与もあって、地方自治の歴史に一つの画期をなすとした当初の考え方からは、相当の落差が生じております。自治体にとってこうした改革の断行は、住民身近な政策を最も近い地方政府で決定し、実行に移すことができるという大きな意味を持つものであるはずであります。しかしその自治体に分権の理念に基づいた行革を行う勇気と自治責任を確立する体制をつくり得なければ旧態依然ということになってしまいます。

さらには、行政改革の視点から、市町村合併を求める動きも急速に進められ、地方分権と相反するように、政府主導の自治体のリストラも進められるなど、過去において政府自治省が求めてきた地方行革の断行を迫ったものと同じようになってきております。

そして一方では、現在、自治体で進められようとしている行財政改革は、財政危機という側面からリストラや、合理化を前面に押し出しただけの、いわゆる分権の理念とする地方行革からはかけ離れたものになっているという指摘もあります。つまり、財政問題が最重要課題となる中で、財政危機からの脱却だけが優先され、本来あるべき行革の住民主体の行政のあり方を追求すべき視点が損なわれ、分権の理念である行革は後回しという自治体がかかりあるといううわさであります。

こうした現状に対して、私はむしろ財政事情の厳しい今こそ、市民の視点に立ったいろいろな行財政改革を進める好機と考えております。分権時代には分権時代に即した行革の方法があるはずであります。自己責任が問われるとき、能動的な姿勢でみずからの手で行革に着手し、分権自治を目指す改革をなすことであると考えます。

そこでお尋ねしますが、現在当局で行財政改革案をまとめつつあると聞いておりますが、佐藤市長は財政危機と地方分権の推進という視点で、その課題は何とお考えになっているのか、所見を伺いたいと思います。

次に、台風などによる自然災害と最上川寒河江緑地整備事業についてお尋ねをいたします。

先日、ニュース番組を見ていたところ、ことしは民家の近くに出没するクマの数が例年になく多いということで、これまでそんなに多く出ていなかった北陸地方にも相当数が出ているそうであります。そんな中で人的被害も出ているということでありましたが、その理由は、識者によれば、台風による被害でクマの主食となるブナの実がならなかったからではないかということであります。

こうしたことからわかるように、ことしは例年になく多くの台風上陸があり、数で言えば10本ですか、数えることがちょっとわかりませんが、全国各地でこれまでになかったような災害が発生したのは御承知のとおりであります。しかもことしの台風は、これまで余り被害の出ていなかった北陸地方にも大雨による大きな災害をもたらし、その何本かは東北地方も通過をやっていったのであります。

こうした傾向は、気象学者によれば、地球温暖化に伴って台風の威力もさらに大きくなり、日本列島に上陸する台風の数は、ますますふえるだろうとしております。

ところで、私は前にも指摘をいたしました。河川敷の中に大きな財政を投資して、こうした最上川寒河江緑地などのような事業を行うことは、大都市圏ならいざ知らず、疑問があるばかりでなく、行政の長としての市長の識見を疑わざるを得ません。今までにわかっているところでは、事業区域が冠水したのは、羽越災害時とだけ申されておりますが、調査したところでは安全であるというふうに言われておりますけれども、大型台

風や大雨などに見舞われれば、一夜にして藻くずと化すことになってしまいます。これまでになかったような、全国の災害発生状況や気象学者などの専門家による今後の予測を受けて、現在進めている緑地整備事業についてどのような考えを持たれているのか、市長の所見を改めて伺いたいと思います。

最後に、市長在職20年を総括して、佐藤市長の自己評価と反省点はいかようなものかお尋ねして、私の第1問を終わります。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 まず、行財政改革についての質問でございます。お答えします。

住民の行政に対するニーズは、生活レベルの向上とともに質的にもより高度化しまして、さらに国際化や情報化の進展、少子高齢化社会の到来など、社会情勢の変化に伴う新たな住民ニーズも生じてきており、今日の地方自治体は、このような高度化、多様化する住民ニーズに的確にこたえていくことが求められております。

このような高度化、多様化する住民ニーズに対応するためには、常に事務事業の見直しというものを行い、真に必要な事業の取捨選択を行うと同時に、実施方法の効率化を図り、より少ない財源でより多くのサービスを提供できる仕組みを構築することが必要であり、そのために行財政改革を進めなければならないと思っております。これは常に心がけておかなければならないところの永遠の課題だなと思っております。

さらに、御案内のように、国におきましては国の関与を縮小し、地方の自立性、自主性を高めることにより、地方分権を推進するという三位一体の改革を進めております。この改革は、平成18年度までに補助金の削減、地方への税源移譲、地方交付税の改革を一体的に行うものでありますが、地方自治体にとりましては結果的に財源縮小を余儀なくされるものと考えております。

これまで本市においては、新第3次振興計画及び第4次振興計画に基づき、将来の負担と財源のバランスを踏まえて行財政運営を行ってまいりましたが、三位一体の改革という予期せぬことにより、財政が非常に厳しいものになってきております。このような状況の中で、これからはみずからの限られた財源の範囲内において、みずからの責任と判断による効率的な行財政運営を行うことが求められており、行政を効率化していかには住民サービスを行うかが課題であると思っております。

行財政改革大綱を策定するに当たりましては、行政と住民との役割分担や、民間活力の活用という意味も含めた住民との協働を重視しなければならないと思っております。これまで行政が担ってきたものであっても、民間でできるものは民間に任せる、あるいは民間で実施した方がより高いサービスを提供できると思われるものは民間にゆだねるということで、行政のスリム化を図るとともに、市民も自分たちでできることは自分たちで行い、できないところを行政に任せるという考えに立ってもらわなくてはならないかと思っております。行政と民間、市民がそれぞれ主体的に、また一体となって、活力のあるまちづくりに取り組むことが、地方分権時代のまちづくりであり、そのためにもこのような時代に沿ったところの地方財政改革というものを推進していかなければならないと思っております。

それから、台風、大雨がふえたときの河川敷の問題の質問でございます。

台風や大雨が今後ふえると予想される中で、河川敷に緑地を整備することについての所見でございますが、整備をしているところの河川敷は、高水敷となっております。昭和42年8月の羽越災害時の記録的な集中豪雨では冠水しましたが、その後は、台風や集中豪雨の際も冠水していない場所でございます。最上川の沿川でも高台にある冠水確率の低い土地となっております。

ことしの大雨による増水で、最上川長崎水位観測所の水位の一番高かったのが、7月17日でありますが、このとき寒河江緑地のすぐ下流の対岸にある中山緑地は冠水しましたが、当緑地は冠水しなかったところでございます。しかしながら、今後大型台風等の大雨により、予想を超える水位となれば冠水することも考えられるわけですが、これらを想定し、設置した施設の被害を最小限にするため、河川管理者である国土交通省と高水敷設置工作物撤去計画について協議しているところでございます。その中で、トイレとかあずまやとか照明などの工作物は撤去可能な構造のものを設置し、その撤去に要する時間、3時間ぐらいかなと思いますが、その時間や迅速に対応するための体制等について取り決め、実施していくこととしております。その他の取水ポンプ等については、水をかぶっても支障を来さないものでございます。

もしも多目的水面広場が冠水となれば、土砂等も入ることになりますが、御案内のようにこの場所は、最上川の河道が中山町側に大きく蛇行していることから、右岸の方が流れが速く、当緑地側については緩い流れとなり、左岸の堤防に近いほど水がよどむ死水域となっております。このようなことで、大きな石等は入りにくい地形となっております。

これまで37年間冠水しなかったところでございますが、いずれにしましても、万が一洪水ともなれば、水の引いた後においては流木や泥の堆積に対して、撤去するなり洗い流すなりの復旧方法で対応する必要があるかと思っています。このように洪水時に備えた万全な体制を整えながら維持管理を考えておるところでございます。

それから、20年の総括という御質問でございます。

昭和60年1月、私は多くの市民の支持を受け市長に就任いたしました。以来20年を経過しようとしております。在職20年の総括ということでございますが、私は市長としていろいろな事業にこれまで取り組み、仕事をやってきたわけでありますが、着実に発展する寒河江というものの手ごたえを深く感じているところでございます。

まちづくりの指標となるのが人口でございます。世帯人口調によれば、私が就任した昭和60年1月の世帯数は1万66世帯、人口4万2,138人でありましたが、現在の平成16年10月では、世帯数は1万2,570世帯、人口は4万4,308人となり、世帯数では約1.25倍、人口では約1.05倍の伸びを示しており、私は市民の負託にこたえるべく長期計画をもって、あらゆる施策に取り組んできた結果であると思っております。

こうしたことは、5年あるいは10年で成せるものではないと思っております。それは、継続の力でございまして、その間の市民の絶大な支援と協力によるものであると考えております。

また、市民の長い間の願いでありました寒河江駅前中心市街地整備にいたしましても、ようやく具体的に整備事業がスタートしたのは平成4年であり、今年度末には完成を見ることとなりますが、13年を費やしておりますが、百年の大計に立った長期ビジョンにより、近代的な都市空間ができ上がりつつあるのも、やはり20年間市民の方々が私を支えてくれた結果であると思っております。

私は、本市のまちづくりは、将来を見据えたところの基本構想を踏まえた基本計画をもとに、市民の要望も踏まえて計画的に事業を進めてきたところであります。限られた財源の中、着実に事業を実施するために知恵を出し合い、国や県の制度を時期を逃さずに積極的かつ迅速に、また柔軟に活用してきたところによるものと考えております。

平成元年7月、待望の山形自動車道の寒河江 - 北山形間が開通し、平成3年には寒河江 - 仙台間が開通いたしました。さらに、平成4年7月には山形新幹線が開業し、まさに高速交通網の時代となったものでございます。このことは、寒河江市にとっては千載一遇のチャンス到来でございました。これら高速交通網のネットワークを生かした総合観光拠点のチェリーランド整備や新たな企業誘致により、市独自で開発した県内唯一の150ヘクタールの工業団地の整備などを実施してきたものでございます。寒河江工業団地は、高速道路網を生かした西村山地方の中核都市にふさわしい団地であり、就労の場となっております。この団地には、技術向上と交流の場としての技術交流プラザが完成したのは平成5年でございます。その後、最上川ふるさと総合公園が完成し、平成14年には76万人もの入場者数となり、全国都市緑化やまがたフェアの開催は、一躍全国に寒河江の名を知らしめるようになったものであります。

私は、産業振興や交流のまちづくりには、道路網の整備が不可欠と考えております。高速道路と直結した国道112号バイパスの開通は、産業経済に多大な効果をもたらしました。また、市内の道路網整備においては、チェリーランドや中心市街地、工業団地、チェリークア・パークなど、拠点施設を結ぶ道路網の整備を計画的に推進してまいりました。平成6年の若神子跨線橋と先月11月25日開通した西寒河江跨線橋で、これで市内で4本の跨線橋が完成したわけでありまして、市産業の発展に大いに寄与されたものと考えておりますし、また周辺との広域的な交通の流れというものも、あれは広域圏というものが大きくでき上がる、提起しておるものと思っております。

また、駅前中心市街地整備とあわせ、駅舎移転により、新たに姥石踏切が完成したことは、市街地を南北に貫き、新たな都市形成をもたらしたものと考えております。このことは、一連の系統だった一つ一つの事業の積み上げと、事業実施の流れの中で、機を逸することなく実施してきた結果であります。

平成2年6月にはさくらんぼの日を制定し、市民とともに毎年お祝いするなど、名実ともにさくらんぼといえは寒河江、寒河江といえはさくらんぼと、この20年の中で言われるようになりました。

平成6年7月には、二の堰親水公園が完成し、さわやかな瀬音が聞こえる自然を守り、育て、せせらぎに彩られた活力あるまちづくりに対する市民の決意として、寒河江市せせらぎ宣言を行いました。花緑せせらぎを通じ、美しい品格のあるまちづくりを進め、交流から定住へと進んできたのであります。そして、その結果、寒河江みずき団地の整備では、本市はもちろん市外、県外からも分譲の応募が殺到し、現在170区画のうち7区画を残すもののみとなりました。交流から定住へと一つ一つの事業が展開し、そして相乗効果を生み、発展してきたものと思っております。

市民の盛り上げこそが、まちづくりの原動力でございます。神輿の祭典はことしで22回目となりました。神輿に参集する若い衆のかけ声が聞こえこだまする祭りは、ことし初めて寒河江駅の神輿会館に結集したのであります。元気な寒河江を象徴するものでございます。

また、高齢化が進む中、福祉行政の需要の増加、多様化に対応するため、平成8年10月に総合福祉保健センター「ハートフルセンター」をオープンし、保健・福祉・医療の三位一体となった、特にお年寄りの暮らしを全面的に支援する寒河江型ケアシステムの拠点として、また訪問看護ステーションもオープンいたしまして、高齢化社会対策の先駆けを構築したものでございます。

さらに教育面では、市内小学校の改築が進む中、昭和60年以降、個別学習やグループ学習にも対応できる学習スペースを整備する必要があることから、各学校にオープンスペースを導入し、その整備に当たりました。昨年完成した醍醐小学校の改築により、すべての小学校の改築が終了したわけでありまして。

また、生涯学習の拠点施設、生活文化情報の発信基地、さらには人との出会い、交流の場として寒河江市立図書館を平成3年12月に完成することができました。

また、国際交流ではさくらんぼの原産地でありますギレスン市とさくらんぼを通して姉妹都市を実現しましたし、国内では寒河江という名のルーツが、寒川の移住者にあるとする説や、文化的共通性、民間交流などを踏まえ、寒川町と姉妹都市を締結いたしました。

グラウンドワークという市民と一体となった事業についても、これを取り入れることにより地域に合った地域独自の、地域の方の手による公園づくりなどは、協働社会の先駆的役割として定着しようとしております。こうした事業の展開は、着実に進展し、本市のまちづくりが国内外から高く評価され、平成5年の宮崎賞受賞を皮切りに、これまで数々の受賞に輝きました。

私は、評価というものは、みずから評価するものではないと思っております。市民の福祉向上に全力を傾注し、まちづくりを行ってきた結果として他から評価され、結果的には人口の増につながり、工業団地に企業が立地するなど、現在の寒河江市の姿につながったものであると考えております。

去る11月1日、寒河江市制施行50周年を市民とともにお祝いをしました。こうした節目にさらに先の50年、100年を見据えての発展を願ったわけでありまして、気品のある元気な寒河江市民歌の誕生と、市の木、市の花に次いで、このたびを記念し3番目となる世界的に評価を得ている寒河江ギボウシを、市の緑として制定しました。

さらに今後は、先人から受け継いだ本市の美しい自然と清流、豊かな人情を貴重な財産といたしまして、地域の発展の中で後世に引き継いでいかなければならないと考えておるところでございます。以上です。

佐竹敬一議長 内藤 明議員。

内藤 明議員 2問目に入りますが、最初に、行財政改革についてお尋ねをしたわけでありましたが、つまるところ、市民と住民との協働でというような話がございました。住民参加でということを書いたのだからというふうに思っていますけれども、それはそれとして、私はそのとおりだというふうに思っております。

そこで、さらに幾つかの点で伺ってまいりたいというふうに思いますが、先ほども申しあげましたけれども、私はこうした行財政改革を行うときに、先ほども申しあげましたが財政危機ということで、そちらの方だけで取り上げられてしまうのではないかとということで、危惧と申しますか懸念を持っております。

それで、現在のそういう意味では非常時を迎えているわけですが、財政的には非常時を迎えているというふうに言われております。それで、なぜそういうふうになったのかということ振り返る必要があるのではないかなというふうに思っております。

先ほど市長は、予期せぬ三位一体改革などもあってというふうにおっしゃいました。市長も御承知のとおり、三位一体改革だけではないんです。なぜそれを行わなければならなくなったのかということ、やはり行政の長は肝に銘ずべきだというふうに思っております。そういう面での財政運営上のこれまでの反省点、どのようなものがあるのか。市長に率直に伺ってみたいというふうに思います。

それから、行政改革の視点というようなことでお尋ねをしました。住民参加、それはそれで大変結構なことであります。そういう意味では住民と協働でというふうなことは、住民というふうな考え方から、要するに民主度を上げる、つまり従来のものと異なったものが期待されているということだというふうに私は思っております。そういう点からすると、一つは行政に対する透明度、それから説明責任、三つ目が参加、それから4番目が平等であるというふうに思います。これらの四つの要件が、つまり課題は自治体にとって財政が健全であると同様に、またそれ以上に重要な、私はこれからの分権というふうな考え方からすると資質になるというふうに思っております。

そこで、ちょっと伺いたいというふうに思いますが、先ほど申しあげましたように、財政事情の好転というものだけに絞ってはいないのかというような危惧に対して、どのような考え方を持っておられるのか。再度承りたいというふうに思いますし、今申しあげましたこの4点について、透明度、説明責任、参加と平等、こうした四つの要件で、どのような改革がなされようとしているのかお尋ねをしておきたいというふうに思います。

それから、次に、職員管理と組織改革について申しあげます。

最近の情報化社会の到来にあわせて、行政機構は従来のピラミッド型から、何と申しますか、最近の本市の状況なんかを見ますと、少し横出しもあって、少し頭が大きくなってきているというふうに思いますが、フラット型にするなどの組織改変が望まれているというふうに言われます。それはなぜかといいますが、一定の権限を実務担当者に移す、そうすることによって決裁も早く行い、簡素化、効率化が図れる。こういうふうなことが言われております。

行政の責任領域を初めとして組織機構の見直し、あるいは能力別素質を備えた人材を採用するというふうな点で、それを含めた形で的人事や定数管理は行財政全般にわたる見直しに、私は不可欠な基本的な要素ではないかというふうに思っております。それはむしろ広域性の実現、あるいは住民福祉の向上、こうした点からすると、自治体という一つの団体の中で目標としなければならない大きな社会的使命ではないかというふうに考えるわけでありまして。

そういうことで、組織全体の再検討ということで、極めて大きな課題でありますけれども、どのようにお考えになっているのか、改めて御見解を伺いたいというふうに思います。

それから、常に事務事業の見直しというようなことが市長から答弁をされました。前は、スクラップ・アンド・ビルドというふうなことを言っておりましたが、それはそれでいいんですけども、私が見直しする際のその評価、これは一定の基準があってなされるべきだというふうに考えていますけれども、その評価の方法とそれから定期的な考査、これを継続的に行う必要があるというふうに思うんです。

それで、以前にも提起しました事務事業の評価制度を取り入れるべきだということを申しあげましたが、要するに行政は、住民が何を望んでいるかということ把握しなければなりませんし、極めて限られた財源の中で優先順位をつけて、効率的に実現していく努力が常に求められているわけでありまして。いろいろ住民ニーズがあるわけでありましてけれども、どのような優先順位をつけて対応するかを映し出すために、その制度が必要だということでありまして。

行革に、既に積極的に取り組んでいる先進的な自治体では、つまり先ほど私が視点を申しあげましたけれども、その四つの要素を積極的に取り組んでいる自治体では、こうした事務事業の評価なども取り入れて行政の政策目標や成果目標を定めて、目標を認識するとともに、達成度、進捗度を管理することで、行政活動の有効性を数値によって住民に明らかにしております。申すまでもありませんけれども、行政における費用対効果の関係を住民に開示する手法として取り入れております。

行財政改革をいうのであれば、この制度はぜひ取り入れるべきだというふうに考えますが、改めて市長の御見解を承りたいというふうに思います。でなければ、何をもちて見直しをするのかわからないではないですか。

それから、最上川寒河江緑地整備事業についてお話がありました。

羽越災害で冠水したというようなお話がこの前もあったわけでありまして、ことしのような台風が、先ほど申しあげましたけれども大型で、ますます大きくなるであろうということを気象学者は予測しております。また、温暖化に伴ってますます上陸する数がふえるであろうというふうに言われております。幸いにしてといいますが、本県を直接通過した台風は強くなかったわけでありましてけれども、今後そういうふうな点からすると、相当大きな台風が来て、大雨が降ることも十分予測されるわけでありまして。

多分、その事業を採択される際に、何かのぶ厚い補助金総覧などを見て、多分それに飛びついたんだろうというふうに思いますけれども、もう少し検討する必要があるのではないかというふうに思います。これまでに、全国のことしの台風の状況を見ますと、これは何回も報道されておりますからわかりますが、本当にニュースを見るたび超大型と、こういうふうなものがつくわけですね。としますと、これは今後県内を直撃するというのも十分考えられるわけでありまして、山形県だけが安全だなんていうことはありません。

したがって、それはどうしても愚策としか私は言いようがない。これは考え方の違いでありましようから、これ以上は申しあげませんが、大雨が降ることを予測して撤去するなんていうのは、そんなことは大したことではないんですね。本当に予期のできないところに降って、大きな被害がことしは出ているわけでしょう。したがって、現在進めつつあるそうした事業について、しっかりと、慎重に検討して事業を市民参加のもとで決定をする必要があるのではないかということも改めて申しあげておきたいというふうに思います。

それから、市長の在職20年にわたる総括の自己評価と反省点について伺いをさせていただいたのでありますが、いろいろ市民のもとで、協力のもとで、いろいろまちづくりをやってきたということ、年を追って市長の口からお答えをいただきました。残念ながら、反省点はなかったですね。本当に市長、反省点はないんでしょうか。

余り、これは個人的な見解でありますから、というのは、市長の見方を聞いているわけでありまして、私の論評は控えさせていただきたいというふうに思いますが、ただ、先ほど石川さんの質問の中で、中学校給食についての話がありました。どういうふうな心境の変化があったのか私はわかりませんが、これは昨年の12月の定例議会というふうなことでありまして、市長の口から申されましたので、その点だけちょっと伺いた

いというふうに思いますが、検討委員会の結果を受けて、教育委員会は中学校給食を実施しないことを決定して、それを尊重するということが12月議会の中で市長は答弁をされてきたわけであります。確かに、検討委員会からの年月は経過をしております。

しかし、この間何回も何回も中学校給食について、議員からあるいは市民から要望があり、そして市長いみじくも言われました12月議会の一般質問では、教育委員会の結論を尊重するというふうに言われました。その時点から、さほどこの社会的状況は変化をしているとは私は思いません。そういうことで、あるいは去年の答弁に対して私は反省をしているのかなというふうに、1人自問自答しているのですが、市長に聞いてみないとわかりませんがどうしてといいますか、それは結果は結果として私はいいんですが、それは私どもも一緒にやって要望してきたことでありますし、歓迎するところでありますが、しかし先ほど言いましたように、そんなに社会的状況が変化しているとは思いません。

これまでも、いろんな議員がいろんな形で取り上げましたが、社会的変化あるいは食育、あるいは栄養価の問題、体力の問題、いろんなものをもって必要とする根拠を挙げてきました。きょうの答弁を聞いても、そう変わった違いがあるというふうに思いません。とすれば、議員によってこの答弁が違うのか。というよりも、むしろ議員によって差別をつけて答弁をなさるのか。そんなことはないというふうに思いますが、ひとつ市長の本当の心境を教えていただきたいというふうに思います。

以上で2問といたします。

佐竹敬一議長 この際、暫時休憩いたします。

再開は3時15分といたします。

休憩 午後2時59分

再開 午後3時15分

佐竹敬一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

佐藤市長。

佐藤成六市長 お答えします。

何点かがございましたけれども、行財政改革のことでございますが、財政的に苦しくなったから行財政をするのではないかというような御趣旨のように聞き取られる質問でございましたけれども、そういうものではございません。

先ほども答弁申しあげましたように、行財政改革というのは永遠の課題だろうと思っております。常に取り組まなければならないものだと思っております。これは家計においてもそうだろうし、あるいは民間においても当然でございますし、ましてや行政、税金で仕事をやって、それを市民の幸せの中に還元しようとするというものであるならば、いかに生かして使うかということを考えるならば、行財政改革は常にやっていかなくてはならないだろうと、このように思っております。

そしてまた、こういうこの地方分権の中で自立というものが求められ、また私たちも求めておるところでございます。そうするならば、やはり自分たちの市は、自分たちの自治体は自分たちの責任である程度、どのように工夫してどのように持っていくかということは、当然考えるべきことでございまして、そういう意味では行財政改革というのは課題であり、常に取り組むべき問題であろうと、このように思っております。

それから、20年をやっての反省点、反省点と、前にも何回も言われましたけれども、私は市民とともに力いっぱいやらせていただきましたことに対しまして、感謝しておるところでございます。

それから、行政をやるには透明性と説明と、それから参加と公平と、こういうようなことが必要ではないかと。もちろんでございまして、このとおり私は念頭から離れることなく、これはやってきたと思っております。ですからここまで市民の協力を得られ、理解をちょうだいして、ここまで来たのだと思っております。この透明度、説明責任、市民参加、あるいは平等、これは当たり前でございますし、ただ難しいことでございますけれども、これをやはり市政運営の根底というようなことに、いろいろあるうかと思えますけれども、そういう面でのこの4点というものは、私は私なりに頑張って取り組んできたつもりでございます。

それから、職員管理と組織の管理というような話がございました。そして特に能力と資質というようなことを議員はおっしゃいました。そのとおりだろうと思えます。やはり、これから能力制度とか、あるいは評価制度というものが、これも永遠の課題としてこれまでずっと議論されてきておるわけでございますけれども、最近また国、人事院等々で議論されておる問題でございまして、これらを導入というようなこともいろいろ議論されているさなかでございます。

やっぱり能力のある者、そしてまた職員の資質にすぐれている者、あるいは積極的に組織に貢献しようとする者と、そういうものをやはり引き上げるというようなことは当然だろうと思っております。そうでなければただ平等だという面での人事管理というようなものは、かえって職場内というようなものを腐敗する、あるいは停滞していくということになろうかと思えます。それなりに、それに応じたところの対応ということをするということが必要なことだろうと思っております。

組織管理にいたしましても、このように時代が変わってきますから、あるいは業務等々もふえてきたり、あるいは複雑なものになってきますから、そういうことでいかに職員が内部組織としてやりやすくするか、あるいは市民に便利な組織にするかと、わかりやすい体制にするかということは求められてこようかと思っております。そういう面での今度の行財政改革なり等々に絡んできて、この辺も十分これから検討してまいりたいと、このように思っております。

それから、評価ということがございました。これは評価制度というのは、何も具体的にそういう評価基準とか、評価制度というものを改めて設けておりませんが、大きな事業というようなものをやる場合には、それな

りの必要なものを作成して、それに基づいてやっておるわけでございます、こういうような視点というのは、やはり費用対効果というようなことを当然考えることでございます、それからもう一つは市民のニーズの把握、どういうニーズがあるからこれをやることというようなことだと思っておりますし、そしてこれをやった場合に、市の将来の中の市勢発展の中に生きてくるかどうかというようなことを、これも見なくてはならないと思っております。

さらに、地域の活力というものに、将来に生きるということもそうですけれども、地域の活力にプラスになるものかどうかというようなことを、これは評価しながらこの事業を採択する、この事務を選択するというところだと思っております。

それから、寒河江緑地のことについてありましたけれども、これは、これまでも何回となく、この緑地に取り組んできたところの考え方を申しあげておるわけございましたけれども、再度申しあげれば、これからは水面というものをあるいは河川というものを、空間というものを、河川空間というものをあらゆる面で生かしていくと、ほかにスポーツ、レクリエーションというような分野で生かしていくということが必要だろうと思っておりますし、あそこに配置することによりまして、いわゆる相乗効果といいますが、最上川ふるさと総合公園、あるいはクア・パークとの相乗効果というものが出てくるものだろうと思っておりますし、そしてまたそういう施設というものは、県内には少なくともないわけでございますので、県内外のいわゆる基地というようになると思っております。

そしてまた、いろいろな分野での交流というものが激しくなるだろうと思っておりますし、今度スマートインターが今月末、オープンするわけでございますけれども、あれがやることによってまたあの辺の寒河江の付加価値といいますが、当地域の財産的な価値、財産的な価値というよりも付加価値といいますが、非常に私は高まるだろうと思っております。単にあそこの水面広場とか、最上川ふるさと総合公園ということだけではなくて、企業立地に、あるいは寒河江のみならず周辺の町にも大きくよい影響を及ぼしてくるものだと、このように思っております。

また、プロ野球の第2軍の基地となりそうな気配でもあるわけでございますけれども、そういうものが隣に来るといってのことであの一带の利用価値、あるいは何といいますが、相乗効果を出しての地域の活性化に大きくプラスになるんだろうと、このように思っております。

それから、河川敷の建物の建造物のことがございましたけれども、これは河川敷の中の建物の立地基準といいますが、そういうものにのっとって建てておるわけでございますし、それに洪水等が起きた場合のようなものに十分対応できるものとして築造しておるものでございますし、それが割と簡易なものといいますが、そういうもので撤去ができるようなものというようなことで、これは国土交通省との十分連携の上でやっておるわけでございます。

それから、20年間というようなことにまた再度質問がございましたけれども、これはやってきたことの実績というものをずっと述べたわけございまして、何も殊さらに誇張したわけではございませんで、そのままこういうときにはこういう考え方で、そしてこれが今寒河江市の中で、あるいは山形県の中に生きておるんだということ申しあげたところでございまして、市の発展につながるものだったかと思っております。

それから、給食でございますけれども、これは石川議員の質問をとらえまして、私の判断と考えるところを答弁申しあげたところでございます。以上です。

佐竹敬一議長 内藤 明議員。

内藤 明議員 もう少し、質問の中身をとらえてお答えいただきたいというふうに、まずお願いをしておきたいというふうに思います。

行政改革、行財政改革について、私は第1問で申しあげましたけれども、財政が厳しくなったからというふうに受けとめられるがというふうに、市長前置きなさいました。私は決してそんなことを言っておりません。こういう時期だからこそ、それにとどまらず分権に目を向けた改革の視点を持って、地方行財政改革を行うべきだというふうに私は言っているんです。私の言い方が悪かったのか、市長の受けとめ方が悪かったのか、多分私は後者だというふうに思います。もう少しきちっと受けとめていただきたいというふうに思います。

それから、民主度を上げる意味で行政改革はやるべきだというふうな、私は視点を申しあげて、それについて市長は、四つの要素については念頭から考えておって、ずっとやってきたというようなことであります。それはそれで市長がそのとおりでするならば大変結構なことでもあります。しかし、これまで私たち、透明度の点について、説明責任について、あるいは市民参加の点で、あるいは公正公平という平等の点で、いろいろこの議会でも御質問を申しあげてきたとおりであります。市長の言われてきたことが、それを是とするわけではありませんでして、したがってそれをさらに向上させるような改革をすべきだというふうに思って申しあげたところでございます。

ぜひ、そういうふうにお考えになっていただきたい。市長がやってきたことをどうのこうの言っているわけではなくて、そういうふうな前向きな、これからの本当に住民主体の行政というものを考えるとすれば、それを考えなければ今までやってきたなんていうふうに終わらせておいたならば、改革も何もあったものではないと、こういうことなんです。それをさらに、民主度を高めるための要素として挙げたわけですから、具体的にそれを示していくとか、あるいは議員の言うことを、ではもっと検討してみようとか、何かもう少し色のつけた答弁があってもよさそうなんです、やってきたというふうに言われると、改革というのはないですね、もう。その点はぜひ真剣に受けとめていただきたいというふうに思います。

あと、それから最上川緑地公園の問題に関して市長から御答弁がりましたが、あずまやとかなんかだけをとって私、端的に申しあげましたが、それはさほどそんなに大きい問題ではないというふうに申しあげましたけれども、全体をああしたところにそういう大きな事業を、大きな財政を投下してやるのはどうなのかということで申しあげたつもりであります。

あの羽越水害で、1回しか冠水したことがないし、あそこは水がぐるりと曲がっているから上がらないとか、いろいろ言われました。しかしことしのような水害を見て、多分市長と言えども全国的な水害を見て、肝を冷やしたのではないかなというふうに私は率直に思っております。超大型なんて、ここだけは避けてほしいと思うのが、私もそうですから市長も多分そうだったでしょうというふうに思っているんですが、そういう意味では少し肝を冷やしたのではないかなというふうに思っております。内容はわかりませんが、こうしたことが1回あったわけですから、有史以来なんていうのは何度となく多分あったというふうに思うんです。したがって、今後も必ず冠水することがあるでしょうということだけを申しあげておきたいというふうに思います。

それから、私どもいろんな問題を指摘すると、このとおりやっている、やってきた、市民参加もやった、透明性の確保についてもやっている、公正もやったと、こういうふうに言われます。それはそれで市長もやっていることに対して、一々どうのこうの言うつもりはありません。それではもう少し、公正と透明性の確保について議論を深めていきたいというふうに思います。

要するに、一般概念としては、この公正という、あるいは透明性というのはなぜ出てくるかということ、行政を

決定する際に私的なものや独断を疑われるようなことはないようにというようなことであるというふうに思います。要するに、不平等の取り扱いはない。そうするためには一方的な偏った情報ではなくて、いろんな情報を的確にとらえるということが必要かというふうに思います。

それから、透明性の確保については、情報公開のいわゆる度合いといいますが、民主的な考え方からすれば、住民の視点に立った意思決定過程などが明らかにされるような、透明化されるような考えに立つべきだということとであります。行政の手の内は見せないなんていうのは古くさい考え方で、いずれ通用しなくなるというふうに思います。ましてや市民参加、住民参加なんて言う市長であれば、そんなことはまさに通用しないというふうに私は根から思っていますけれども、原則公開とするような視点で改革を踏み込んでなすべきだというふうに思っておりますので、見解を承りたいというふうに思います。

それから、職員管理とそれから組織改革について市長から御答弁がありました。さらに続けたいというふうに思います。

先ほど申しあげましたように、最近の市役所の機構を見ますと少し頭でっかちになっているような気がします。要するに、役付職員が非常に多くなっていることとあります。先ほど横出しというような言葉で言いましたが、相撲で言えば張出大関とか張出横綱とかというふうな、いわゆるそういうふうに私は認識していますけれども、こういう形でいきますと、いずれ部長制のようなものを取り入れなくてはならなくなるのではないかなというふうに思っております。

職員数をふやさないでの組織管理というような考え方からしますと、私は逆行しているように思われてなりません。むしろ高生産あるいは低コストというふうなことで、住民福祉を向上させるというふうな考え方からすれば、何と言いますか、そういうことをやはりきちっと組織を改革して、改めていく必要があるのではないかなというふうに私は思っております。

私はこれはうがった見方もわかりませんが、これはもしかしたら市長の多選による弊害なのかなというふうにも思っておりますけれども、それはもしかしたら私のうがった見方でしょうか。

それから、職員の能力というようなことを、市長がそのとおりだというふうに言われました。市長からそのとおりだと言われるのはめったにないことで、大変私もそういうことでは何といいますが、胸弾んでおるわけですが、ただそこで私の見解を少し述べたいというふうに思いますが、職員の能力と業績の評価については、私は必要であるというふうに思っております。しかし、現在の職場秩序は上下の一方的なもので、要するに職務上の階級制のもとでこの職場において、人間的には服従関係になっているというふうに私は思っております。

しかし、そうはいっても上司が部下を評価するようなものを廃止するわけにはいきませんので、それは管理職には管理職としての責任がありますし、評価が主観的になるという危険性があります。しかしそれは、別の意味で是正をする必要があるというふうに私は思っています。職員も管理職、課長等を評価をする制度を取り入れるべきだというふうに思っているんです。

議場の皆さんは、何をばかなことを言っているんだというふうにお思いいらっしゃると思います。職場の秩序が乱れるのではないかというふうに思っている方もおられると思います。あるいは、課長なんかそんなふうにはされては困るなというふうに、率直に思っている方もおられるかも知れません。管理して、指導し、束ねられている職員が直属の課長を、管理能力を評価するということで、管理職としての的確な判断能力があるのかどうか。職場を統率していくにふさわしいのか。あるいは公正に指導力を発揮しているのかどうか。こういったことを、やはり見きわめられるのではないかなというふうに思っております。

それは、もちろん匿名や何かではなくて、きちっと名前を書いてお互い双方の評価をする。こういうふうな制度を取り入れることによって、職場は働きやすくなるのではないかなというふうに思っているところでありま

す。

それからもう一つ、言ったついでに申しあげます。

職員の採用等、いわゆる人事についてであります。これは前にも何回も申しあげました。有能な職員を採用するには枠を広げる。これは当たり前のことですね。したがって、住所要件はなくす。それは議論の余地はないというふうに思います。ますます厳しくなるこの行政というふうな中で、それは多分市長も議論の余地はないでしょう。要するに、採用してから寒河江市に居住していただければいいのであって、市長いわく住みやすい寒河江であれば、多分採用した他の市町村からの人間も、寒河江に住んでいただけるはずであります。

それから、もう一つ。年齢条件をやはり私は上げるべきだというふうに思います。民間等でいろんな仕事をしてきた人、こういう人をやはり年功序列なんて考えないで、ある意味ではそうした人を職員に採用することが、活性化を図れるのではないかなというふうに私は思っております。

それから、異動についてであります。これも前に言ったかというふうに思います。適材適所というのは、一言でごまかされているといいますが、いい表現なんです。これほど人をごまかしやすい言葉はないですね、というふうに私は思っております。3年ないし5年ぐらいで大体異動するわけですが、私は本人の希望も取り入れて、異動を行ってはどうかかなというふうに思っております。私たち北海道のニセコ町に行政視察に行ったことがありました。ニセコ町の逢坂町長いわく、本人の希望を取り入れて人事の異動をやっているそうです。彼によれば100%とはいかないけれども、80%は希望どおりになっているのではないかというお話でありました。その効果はと聞きましたところ、意欲と責任感が全然違うというようなことありますので、これらについてぜひ市長から御見解を承りたいというふうに思います。

それからもう一つ、人事政策についての市民参加の件であります。

これも、前に申しあげたかもわかりません。採用の人事評議会みたいなものをつくって、要するに市長の人事を補佐する制度といいますが、そういうふうな制度になるというふうに思いますが、例えば採用の際、面接を行うときに、市長とか助役とか、関係する課長も入っているかもわかりませんが、多分やっているというふうに思います。それを既に外部の人にゆだねているところが全国で出てきております。そういう人方は何といいますが、余りとらわれないものですから、こういう人に職員になってほしいということで、物事を正確に判断するといいますが、より公正に判断ができる。少なくともそうすることによって、縁故採用などというような話は聞かれなくなるというふうに私は思っております。

こうしたこと、さまざま取りとめもないといいますが、余りなじみのないことも申しあげましたが、それはこれからの行政をつくっていくために、一つの改革と処すべきものではないかなと。改革として取り上げて対処すべきものではないかなというふうに思っておりますので、ぜひそうした点で市長の御見解を承っておきたいというふうに思います。

それから、20年の総括についてです。

私は、反省点というのは市長にはなかったのかなと、こういうふうに申しあげたのであります。謙虚にいろんなものを、行政を20年間やったわけですから、いいことも悪いことも、失敗したことも成功したこともあるというふうに思います。そうしたことをみずからの口からこういう反省点があったなと、こういうふうに言われるのかなというふうに思いました。しかし、そうした点は残念ながら言われませんでした。

つけ加えて申しあげますが、中学校給食については現在の考え方を申しあげたというようなことでございました。どうしてそうした心境の変化が起きたんですかということ、再度お尋ねをしておきたいというふうに思います。

それから、事務事業評価について、ちょっとさっき忘れしたので申しあげますけれども、一つの制度として

確立しておかないと、やるものとやらないもの、これつまみ食いになってしまうんですね。前にも何かでつまみ食いというふうに言いましたけれども、行政にとって都合の悪いことはやらなくなってしまふんです。したがって、例えば事務事業の評価制度に照らして、例えばクア・パークなんかはどうなのかなとか、こういうふうにいるんな面から、やはりつぶさに検討すべきではないかと申しあげて、今例えばの話で申しあげましたけれども、全部が全部いいことばかりではありません。

そうしたことをやはりきちっと踏まえて、その事務事業評価についても本当に真剣に市長には受けとめていただきたいというふうに考えておりますので、その行革の中での事務事業の評価について、そうした制度をつくるということに対して、改めて御見解を承って、私の3問といたします。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 また3問で、何点かの御質問がございました。

同じようなことを何回も言われましたので、また繰り返しのようになりますけれども、第3問では財政的に厳しいからというようなことに対して、そういうことではなくて、何といいますが、地方分権の時代に考えて、事を考慮しながら行財政改革もやらなくてはならないのではないかなと、こういうまず質問でございますが、これは第2問での答弁のとおりでございます。

それから、また四つの視点とありました。私は、この四つの視点につきましてはそのとおりだと思いますから真剣に受けとめておりますし、これからもそのように取り組んでいきたいと、このように思っております。

それから、緑地のことでございますけれども、前に述べたような観点から計画した事業でございます。

それから、この4点のことですけれども、また2回も繰り返し答弁を求めたようでございますけれども、今言ったように私としては、この点は心して取り組んでおるところでございますし、今後ともその気持ちには変わりはありません。

それから、職員管理でございますか。頭でっかちになったのではないかと、部長制というようなものも考えるのかとかいうようなことでございますし、あるいは能力評価というように何をどう考えるのかとか、あるいは課長評価というようにものも採用することが必要ではないかというようにございまして。

能力評価というのは、非常に難しいのでございまして、これもいろいろ民間におきましては官公庁におきましても、専門的な人事、前の自治省とかあるいは人事委員会とか、そういうところでも取り上げておりますけれども、これというものが非常に出てこない。人間が人間を裁くといいますが、人間が人間を評価するものですから、非常に厳しいということが出てくるわけでございまして、そういうことで自己評価という手法を用いたり、あるいは部下が上司を評価するというようなことまで考えられてきているわけでございまして、勉強させていただきたいものだなと思っております。

それから採用のときの住所要件とか、あるいは年齢条件とかの緩和というような話がございましたけれども、御意見として承っておきたいと思えます。

それから、人事異動のことでございますが、適材適所と。適材適所というようにすることは、非常に言うは易しいけれどもまやかしい面も出てくるのではないかと、こういうような話もございましたけれども、やはり適材適所としかいいようのないものが人事異動でございまして、やはりこれは人をどこに異動する、この人をこちらで使ってみたいとかということで、あるいは本人の御希望もあるわけでございますから、そういう中でいかに組織をうまく動かす、仕事を円滑に運ばすということからいえば、やはり人事異動というように、やはりこれは難しさというものはありますけれども、それによって組織というものが新鮮なものになって、生き生きとしてくるというようなことになって、本人の励み、それが仕事のプラスになっていくということになるような人事異動を考えておるところでございます。

それから、外部の人によるところの面接試験というようにこととか、縁故採用ではないかというようなことを言いましたけれども、外部の人の、これは御意見として聞いておきたいと思えます。それから縁故採用というのは、全然なじみのないことでございます。本市の採用には、全然関係のないことでございます。

それから、給食の問題、それから施策の評価というようにことにつきましてのお話がございましたけれども、これも第2問で答弁申し上げたとおりでございます。以上です。

平成16年12月第4回定例会

散 会 午後3時52分

佐竹敬一議長 本日の一般質問はこの程度にとどめ、本日はこれにて散会いたします。
大変御苦労さまでございました。

平成16年12月2日(木曜日)第4回定例会

出席議員(20名)

1番	佐竹敬一	議員	2番	佐藤毅	議員
3番	鴨田俊・	議員	4番	煤津博士	議員
6番	松田孝	議員	7番	猪倉謙太郎	議員
8番	石川忠義	議員	9番	鈴木賢也	議員
10番	荒木春吉	議員	11番	柏倉信一	議員
12番	高橋勝文	議員	13番	伊藤忠男	議員
14番	高橋秀治	議員	15番	松田伸一	議員
16番	佐藤暘子	議員	17番	川越孝男	議員
18番	内藤明	議員	19番	那須稔	議員
20番	遠藤聖作	議員	21番	新宮征一	議員

欠席議員(なし)

説明のため出席した者の職氏名

佐藤誠六	市長	荒木恒助	役
安孫子勝一	収入役	大泉慎一	教育委員長
	選挙管理委員会		
奥山幸助	委員長	武田浩	農業委員会会長
芳賀友幸	庶務課長	鹿間康	企画調整課長
秋場元	財政課長	宇野健雄	税務課長
斎藤健一	市民課長	有川洋一	生活環境課長
浦山邦憲	土木課長	柏倉隆夫	都市計画課長
	花・緑・せせらぎ		
犬飼一好	推進課長	佐藤昭	下水道課長
木村正之	農林課長	兼子善男	商工観光課長
尾形清一	地域振興課長	石川忠則	健康福祉課長
真木憲一	会計課長	安彦守	水道事業所長
那須義行	病院事務長	大谷昭男	教育長
熊谷英昭	管理課長	菊地宏哉	学校教育課長
鈴木英雄	社会教育課長	石山忠	社会体育課長
	選挙管理委員会		
三瓶正博	事務局長	安孫子雅美	監査委員
	監査委員		農業委員会
布施崇一	事務局長	小松仁一	事務局長

事務局職員出席者

片桐久志	事務局長	安食俊博	局長補佐
月光龍弘	庶務主査	大沼秀彦	調査係長

平成16年12月第4回定例会

議事日程第3号

平成16年12月2日(木)

再 開

日程第 1 一般質問

散 会

第4回定例会

午前9時30分開議

平成16年12月第4回定例会

本日の会議に付した事件

議事日程第3号に同じ

一般質問通告書

平成16年12月2日(木)

(第4回定例会)

番号	質 問 事 項	要 旨	質 問 者	答 弁 者
7	学生議会開催について	今、地方は国の三位一体の改革を受け厳しい財政状況にあり、新たなまちづくりの展開にも少なからず影響を及ぼしている。このような中、よりよいまちづくりを推進するには、これまで以上に市民の協力が必要である。特に次代を担う中・高生も主役となるべきであり、まちづくりへの参加を促すうえでも学生議会の開催が有効と考えるがどうか	4番 煤 津 博 士	市 長 教育委員長
8	住民立案によるまちづくりの推進	私たちの住む寒河江市は様々な特色ある施策を展開し、全国に注目される自治体に成長した。今後さらなる活性化を図るうえで、市民立案による施策を積極的に取り入れていくべきと思うがどうか		市 長
9	政治姿勢について	重ねて、チェリークア・パークなどの土地開発公社への委託の実態と、問題及び財政課題について	17番 川 越 孝 男	市 長

10	環境問題について	多目的水面広場の環境に対する配慮と事業の見直しについて 庁舎内の環境問題について 地球温暖化防止対策に対する対応について 地球温暖化防止対策に対する学校での対応について 環境教育に対する学校での取組について	15番 松田伸一	市長 教育委員長
11	メディアリテラシーについて	小学校や中学校での対応について		教育委員長
12	市政について	行財政改革（案）の進行状況について 来年度予算編成の基本方針について	20番 遠藤聖作	市長

再　　　　　開　　　　　午前9時30分

佐竹敬一議長　おはようございます。

ただいまから本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員はありません。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第3号によって進めてまいります。

一 般 質 問

佐竹敬一議長 日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

煤津博士議員の質問

佐竹敬一議長 通告番号7番、8番について、4番煤津博士議員。

〔4番 煤津博士議員 登壇〕

煤津博士議員 おはようございます。

私は、緑政会の一員として、またこの質問について関心をお持ちの市民を代表し、以下の質問をさせていただきますので、よろしく御答弁お願いいたします。

通告番号7番、中学生、高校生を対象とした学生議会開催についてであります。

本年、寒河江市は市制施行50周年を迎えることになりました。現在の寒河江市は昭和29年8月1日に1町4カ村の合併でなり、全国431番目の市として誕生いたしました。後の11月1日に白岩町、三泉村が新たに加わり、人口4万3,000人の県下第5位の一大都市が出現したと当時の市報さがえに掲載されております。

このように大きな節目に当たるとき、本市において新たな合併に向け1市2町で前向きに検討されてきましたが、法定協議会移行直前にして実を結ぶことができず、新たなまちづくりに自分の持てる能力を傾注しようとしていた私にとって大変残念でなりませんでした。

これを受け、寒河江市では大胆な行財政改革、独自のよりよいまちづくりを念頭に、平成18年度からの実施に向けた第5次振興計画の策定が急ピッチで進められております。しかし、国の不透明な三位一体の改革は、この策定においても大きな影響を与えております。このように厳しい財政運営は当市も例外ではなく、よりよい地域の構築にはこれまで以上に市民参加のまちづくりが重要になってきています。また、少子・高齢化に歯どめがかからない現在、次代を担う子供一人一人が主役となってまちづくりに取り組む必要性も高まってきております。

このように半世紀が過ぎ、新たなまちづくりがスタートしようとしているとき、次代を担う子供たちはこの背景をどのように受けとめ、自分の暮らすこの町の将来についてどのような夢を描いているのでしょうか。

近年、子供の素直な考えや意見を聞き政治に生かすべく、子供議会や学生議会を開催している自治体が大変多くなってまいりました。まさに、子供や学生が一市民としてまちづくりに参画してきております。

その例を一つ挙げさせていただきますと、北海道の札幌市と旭川市の間にある奈井江町では昨年10月、周辺市町との合併問題をめぐる住民投票が行われました。その投票権は小学5年生以上であり、全国で初めて小学生が参加する住民投票が行われたことは皆さんも御承知のことと思います。住民投票に参加した子供たちは、「緊張したけれども投票できてうれしい」「難しかったけれども、大人と同じにできてよかった」と言っております。

奈井江町は昨年3月、子どもの権利に関する条例を定めました。その条例を決めていく過程で、町長みずから小学5、6年生と話し合いを重ね、子供たちは子供たちなりにきちんと判断できるんだと実感したと言っております。今回の投票もそれらを受けて実施されたものでした。私は、子供たちが学校や地域のまちづくりに参加したという経験から、一人の町民として喜びや責任を感じている姿に考えさせられるものがありました。皆さんはどのように受けとめられましたか。

現在、子供たちを取り巻く生活環境は日々変化しております。その変化の速度も戦後の高度経済成長とともに速度を増し、パソコンや携帯電話の急速な普及、IT化に伴い一層加速されております。このような中、子供たちはたくさんの知識や情報を即座に入手することが可能になっており、私たち大人が驚かされることもしばしばです。私たちが子供たちと会話をしているとき、大人の知らないことが話し出されたり、逆にそれらを教えてもらう経験がある方は多いのではないのでしょうか。

感性豊かで素直な子供の声に、大人が先入観なく耳を傾け、意見を尊重し、子供同士がお互いの連携の中から課題解決を自主的に図ることができる場の提供は大切であります。そして、私たち大人はそれらをバックア

ップしてやる必要性もあるのではないのでしょうか。私たち大人が当たり前と決めつけていることが、子供にとっては負担になっていたり、逆に考えもつかないことに着眼し、私たち大人に提案してくれるかもしれないのです。

これまでも国や地方自治体は、教育課題が山積する中、子供のよりよい成長を願い、教育や子育て環境整備などに取り組んでまいりました。学校、家庭、地域が連携して総合的な学習の時間も積極的に活用され、子供たちの個性や感性がはぐくまれ、教科書以外のまちづくりやボランティア活動など社会参加の機会が大変ふえております。また、高校生が町の活性化を図るために独自のアンケート調査などを行い、結果に基づいて研究発表を行っているところもあります。

子供も一人の市民として、自分の身の周りの問題や未来の寒河江のビジョンについて、主体的に意見を表明できるステージの一つとして学生議会は大きな意味を持っていると確信いたします。学生議員としての活動を通して行政や市議会の仕組みを学び、身近な問題から自分たちが暮らす地域や将来のまちづくり等幅広い諸課題について、自由な発想や視点からとらえた意見を発表してもらい、ともに考え、ともに学ぶことは大変意義があります。それらを経験することにより、子供たちが近い将来社会人になったときに、夢と希望を持って寒河江のまちづくりのリーダーとなっていただけなことでも期待できるのではないのでしょうか。

先ほども触れましたが、大胆な改革が必要とされている転換期を迎え、子供からお年寄りまで多くの市民が一つになって知恵を出し合い、よりよいまちづくりに取り組まなくてはなりません。また、それを実現するには既成の概念にとらわれないさまざまなチャレンジが必要であります。次代を担う子供たちに子供たちの目線で、素直で大胆な意見を発言してもらう機会を設け、中長期的に、より快適なまちづくりが展開されるよう学生議会開催を提案させていただきます。これにつきまして、市長並びに教育委員長の前向きな御所見をお伺いいたします。

次に、通告番号8番、先ほどの質問とある意味関連性がありますが、住民立案によるまちづくりの推進についてお伺いいたします。

ここ寒河江は恵まれた自然環境の中で、佐藤市長の斬新で適切なかじ取りのもと、花咲かフェアやフラワーロードの植栽、維持管理など市民と一体となってまちづくりを行い、さまざまな面で全国から視察に訪れるなど注目される自治体となりました。このことは、寒河江に住む一市民として大変誇りであると同時に、今後のまちづくりへの励みともなっております。そして現在、これまで順調に進められてきた駅前開発は、今年度完成の運びとなり全体像が見えてまいりました。

この寒河江駅は、だれも考えつかないような駅舎を移転、駐車場や公園なども整備され、商店街の活性化にも結びつくよう配慮されております。また、寒河江の元気の源になっている神輿をアピールする神輿会館も建設され、寒河江を県内外に大きく発信する拠点となりました。

そして、本年、平日開催となった寒河江神輿祭り、心配された観客数も多く、メイン会場となった神輿会館と駅前は大変なにぎわいとなり、担ぎ手も大いに刺激され大変な盛り上がりを見せました。神輿の祭典の成功を確信した佐藤市長のあいさつは、うれしさがにじみ出るかのように力強く、私の脳裏にしっかりと焼きついております。

このように、市民が元気になるような施策のもと、さまざまな事業が展開されておりますが、今年度整備が終わる寒河江の顔である駅前市街地などを有効に、かつ一層活性化するようなことができないものかと私は考えておりました。

このような折、ことしの9月に会派の行政視察を実施させていただいたのですが、その一つに、観光振興に力を注いでいる北海道の小樽を訪問、研修させていただきました。

小樽と言えば皆様も御承知のとおり、運河を拠点として観光客を誘致しているわけですが、屋台村ができたということを知り、どのようなものか大変興味がわきました。設置場所はアーケード通りの商店街に面しており、その一角の空き店舗を解体してスペースを確保し10軒ほどの屋台が立ち並ぶものでした。1軒の店舗は3

坪ほどで、客が5名から6名しか入店できない小さなものでしたが、その店舗の並ぶ中心に共有のスペースがあり、そこにテーブルとイスを置いて外でも飲食できるようになっていました。また、トイレも仮設でありながら大変きれいな水洗トイレで、私たちの想像していた屋台とは全く異なり、現代風にアレンジされた清潔感漂う素晴らしい屋台村でした。

そこを研修させていただいた私たち議員の大半が、寒河江駅前にもこんな屋台村のようなものができれば、より一層活性化できるのではないだろうかという話題で盛り上がったのでした。屋台村に興味を示した一人である私は、本市在住の青年数人にこのことについて説明し、意見を求めたところ、自分も出店したい、できたら楽しいだろうなどと大変関心を示してくださいました。確かに、屋台村を駅前に出店させるということは、従来の目的から逸脱して寒河江市のイメージとは合わないとい喝されるかもしれません。しかし、新たなまちづくり、寒河江の町の活性化に向けた一施策としては大変引かれるものがあります。

このように、屋台村設置はあくまでも一例であります。新たな発想を市民に問い、行政と手を取り合い実現できるならば、より一層楽しいまちづくりができると考えます。また、ある意味、現下の厳しい経済情勢を受け、新たな産業の創出が望まれていることなどから、新規分野の開拓にも一役買えるのかもしれません。

このようなことから、自分たちが住んでいる寒河江の活性化に向けやってみたいこと、そして現実に展開できる事業などを市民立案型として積極的に取り入れるべきと考えております。そして、自由な発想で真剣に取り組もうとしているものが提案されれば、行政としてもでき得る限りサポートはしなければならぬと考えます。新たな魅力を創造できる寒河江、夢を継続して描ける寒河江であり続けるためにも、真剣に取り組むべき課題であると考えますが、市長の御所見をお伺いいたします。

また、これらの提案など市民の声の窓口を広くするためにも、現在設置されている市政ポストと併用して、寒河江市のホームページから簡単にアクセスできるよう設定すれば有効と考えますが、この件に関しても市長の御所見をお伺いし、第1問とさせていただきます。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 お答えします。

まずは、学生議会の問題でございます。

私のまちづくりに対する基本的な考え方といたしましては、市民の皆さんとの対話を生かし、機会あるごとに多くの方々に耳を傾け、よりよいまちづくりの実現に向けて取り組んでまいりました。

その中には、大人の皆さんの御意見や御希望もありましたし、子供たちの考えや夢、希望を聞かせてもらったこともあり、それを真摯に受けとめ、実現に向けて鋭意取り組んできたところでございます。今、本市がこのような類を見ない発展をしておりますのは、市民の皆さんからの率直な御意見を市政に取り入れながら、まちづくりに生かしてきたおかげと思っております。

議員の御質問にありましたように、今の子供たちは私たちが過ごした時代に比べますと、情報化社会の急速な進展により、たくさんの知識や情報を入手できるようになっているようでございまして、中には大人顔負けの知識や情報を持つ子供もいるようでございます。また、素直な子供らしい一面も持ち合わせておりますし、子供ならではの柔軟な考え方や大胆な意見というものを私は時折聞いております。子供のそうした意見を素直に受け入れてまいりたいと思うところでございます。子供たちが今日の寒河江というものに目を向け、そして将来の夢を語る中で興味や関心の持てるまちづくりということを考える必要があると思っております。

御提案の学生議会の開催ということでございますが、まずは子供の意見、要望をどの場で取り上げ聞くかという観点から申しあげれば、これまで市報において12年間、ヤングトークというコーナーで10代から20代の自由な意見を述べる機会を設けてまいりましたし、さらに時には、市内の小学校において自由研究で得た成果を子供たちが披露し、私や招かれた職員に率直な意見を述べ、それに答えるということもやってまいりました。

議員がおっしゃるように新たに学生議会の開催するということは、子供の意見や考えを聞くまた一つの方法かと思うところでございます。また、実際に開催した他市町の状況を見ましても、主催が市や町であったり、教育委員会であったり、議会とその他の団体の共催であったりとさまざまであるようでございます。このようなことから、議会の開催となりますと学校との調整や開催方法、あるいは開催の目的というものを明確にしなければなりませんし、単なるイベント的なものとして終わることのないように考えなければならない面があるかとも思います。でも、この学生議会という趣旨とするところがうなずけることから、前向きに十分に検討しなければならぬとこのように思っております。

それから、住民立案型としての施策提言の御質問がございました。

私は、市民の皆さんからの市政に対する積極的な提言は、大いに歓迎しているところでありますし、寒河江の町のなお一層の活性化に結びつけるものなら、なおのことであると思っております。

今、市は第5次寒河江市振興計画を、本年度と来年度にかけて策定しようと準備を進めているところであります。地方の新時代に向けた行政の対応、あるいは元気な町、元気の出る安定した生活のできるまちづくりを行ってまいりたいと考えているところでございます。新たな自由な発想により新しい時代を迎え、市民一人一人が夢と希望に満ちた社会を享受できるよう、振興計画に反映させてまいりたいと考えているところであります。

こうした社会を実現するためには、地方公共団体を取り巻く状況というものを踏まえ、実現に向けて推進しなくてはなりません。これからの行財政運営というものは、自己決定、自己責任による自律した市政ということから考えていかなければならない時代となっているわけでありまして、真に必要な事業をみずから選択し、市民と行政との協働により事業を展開していかなければならないものでございます。

そういうようなことから、市民の発想、あるいは企画というものは、特に若い方々から出てくる発想というふうなものは、全く行政では思いもつかないようなものがあるわけでございまして、奇抜と言っているような

ものもあろうかと思えますし、いろいろなほかには見られないようなイベントなどあろうかと思えますけれども、ハード、ソフト、あらゆる面にかかわらず全国的に市というものをアピールできるような、あるいは市を発展させるような、そしてまた地域を変えるというようなものにつながるということも考え合わせるならば、そしてまた現在、グラウンドワークのごとき企画立案という段階から、この発想をもとに地域づくりということが数多く本市にはあるわけがございます。

それにおきましては、行政といたしましてもサポートすれば対外的にも、あるいは他から見た目も信頼というような分野というものがプラスになってくるだろうとこのように思っておりますので、こういう発想、あるいは立案というものがたくさんある中で、市の発展につながっていくようにしたいとこのように思っております。

それで、ホームページのアクセスのことでございますが、現在の市のホームページには提言コーナーなどは設けておりませんが、ホームページのトップには市役所のアドレスがありますので、市のホームページにアクセスすれば、いつでも市に対する提言や御意見というものをメールで送っていただけるようになっております。これまでもホームページのメールを通して、インターネットの持つ利点を生かし、市民の方からはもちろんのこと、市外、県外の方からもさまざまな問い合わせや御意見をお聞かせいただいております。

いずれにしても、いろいろな形の中で寄せられたまちづくりに対する提言や提案、御意見につきましては、今後とも広く積極的にお聞きし、生かしてまいりたいと考えておるところでございます。以上です。

佐竹敬一議長 教育委員長。

〔大泉愼一教育委員長 登壇〕

大泉愼一教育委員長 学生議会の開催についての御質問にお答えいたします。

まちづくりや地域づくりを担うのは人であり、個性的で魅力的なまちづくりを進めていくためには、次代を担う若者の積極的の参画も大切であると認識しております。

現在、市内小中学校の子供たちは、花咲かフェアへの植栽協力や寒河江祭り神輿の祭典への参加、学校前の歩道及びフラワーロードの整備など、さまざまな形で積極的にまちづくりに参画していると考えております。

また、社会科の授業では小学校3年生から寒河江市についての学習が始まり、小学校6年生及び中学校では議会政治について学ぶなど、発達段階に応じた学習活動がなされております。

さらに、総合的な学習の時間などで市役所やハートフルセンター、クリーンセンターなどに出かけて調べ学習をし、市の様子や行政の仕組みなどを学習しております。その際に、子供たちは真剣に見学したり質問したりしながら、自分たちの意見や要望などを出していると聞いております。また、逆に、学校へ市職員を招き、子供たちが質問や意見を出すという活動も行われております。これらの学習活動の発展として、学生議会という形も考えられます。

しかし、これまで御説明申しあげました各学校のそれぞれの活動は、その学校の教育課程に基づいた目的があります。各学校では、目的を明確にした上で教育課程を編成しているわけですので、学生議会の開催を考える場合、まず各教科や総合的な学習の時間とのかかわりなど、学校の教育課程との接点を考えながら、学生議会開催の目的や開催の方法などを慎重に検討していかなければならないと考えているところであります。以上です。

佐竹敬一議長 榎津博士議員。

榎津博士議員 御答弁いただきまして、まことにありがとうございました。

確かに、開催するとなれば大変いろいろな課題もありますし、どのように開催するかという難しいところも考えられます。私は、この議会につきましてはパフォーマンスで終わらせたくないと思っていますし、自分が言った限りはどこまでも一生懸命バックアップさせていただきたいというふうに思っております。

皆様も御存じのとおりだと思うんですが、山形県内でも遊佐町ございますが、今少年議会と銘打ちまして活動しております。あそこは選挙で町長、議員を選ぶという全国にも注目されるような運営の仕方を行っておりますけれども、最初はちょっとパフォーマンスかなと私も思っておりました。しかし、だんだん実を結んできていると思っております。最近では空き店舗を利用して喫茶店の営業を始めました。その営業も当然中学生、高校生が対象でございますから土日の営業となりますけれども、地元の特産品の展示販売や、最近では地元でとれた野菜を展示して、それを販売すると。要はコミュニティーを図る場所の一つとして、町民の憩いの場になっていると聞いております。そして、その売上金を町の福祉団体に寄贈すると、ある意味では経営的な勉強をしているということも見受けられまして、大変意義のあることになってきたなというふうに見ております。

たまたまなんですが、10月の末に谷地高の生徒から私の家に電話がありました。突然だったんですけれども、その内容というのは、今寒河江市は活性化に向けてどのように取り組んでいますかというふうに突然私に聞かれて、どうしてそんなことを聞くんだということを問いかけましたら、山形県内の商業系の高校の研究発表会がありまして、そしてそのグループのテーマは「寒河江市と河北町の活性化について」ということをテーマにしているいろいろ研究しているんだと。それについてたまたま地元にいる議員だったものですから、どういう施策をやっているかということをお聞きしたということでした。

私は知っている限り、いろいろなさっき言った花咲かフェアとかフラワーロード、いろんな部分についてやっていることを話をしたんですけれども、逆にそのような研究発表を行う資料を私は見せていただきたくなりまして、後日その家を訪れ、資料をいただきました。その中には子供たちが真剣に町を活性化するためにアンケートをとってみたい、いろいろなことをやって、自分たちの目線で町の活性化に向けてさまざまなことが提案されておりました。

先ほど、教育委員長が言われましたいろんな総合的な学習とかをやっているのは私も重々わかっております。ただ、この研究発表がやるだけで終わっているんです。いいことをせっかくやっているんだしたら、それをバックアップしてやるのがすごく大事なことでないかなというふうに私は思ったのでした。

私も、この寒河江の町をよりよくしたくて議員にさせていただきました。夢をかなえるには、努力という積み木をこつこつ形にしていくため構築して実現できるものだとは私は常々思っております。せっかく夢を描いて形が見えてきているのに、それで終わらせてしまう。それではやっぱりだめなのではないかなと。やはりちょっとした後押しが実現に向けて子供たちがやる気を起こす、そういうステージを与えてやるべきではないかというふうに思って、今回の質問をさせていただきました。

また、別な角度からは、議会を開催することによって緊張感や、寒河江がなぜフラワーロードで植栽をやっているかというその意味合いもわかっていただけではないか、そんなふうにも思っております。すべての面で寒河江の施策を周知していただいた上でいろんな行事やイベントに参加していく、そういうことが大変大事ではないか、人からしなくてはならないからするのだではなくて、自分が意味をわかっていくということはすばらしく大事なことでないかというふうに思っております。

ただ、難しいのはわかっておりますけれども、私が所属させていただきました青年会議所のメンバーの方も大変興味を示してくださいまして、一緒にやりましょうという話もいただいておりますし、何とか前に一歩前進できるようにお願いしたいと思います。そして、先ほど言った、パフォーマンスじゃないということは、一回でやって成功するとも思っておりません。ある程度継続して形が見えてくるまで、軌道に乗るまで何とかお願い

いしたいと思いますが、この点につきまして市長さんにお考えをお聞きしたいと思います。

続きまして、住民立案型によるまちづくりも同様のことが言えると思っております。市民と知恵を出し合い、佐藤市長の常々言っておられます元気なまちづくりのきっかけになると考えております。

先ほど、例に出してありました小樽の屋台村でございますが、発案者である青年会議所OB会が開設したとのことでした。その開設の過程で行政の協力を得ようと何回も市役所に足を運び、打ち合わせを重ねたということでしたが、やはりさまざまな行政の縛りや手順の多さが立ちはだかりまして、前向きな回答をいただけないまま時間が過ぎ去ってしまったということでした。最終的には行政の協力を断念し、独自に進めた経緯があったようです。

私は、正直ありがちな話だなということでその話を聞きましたけれども、他地域に先駆け新しいことを取り入れてきた佐藤市長でありますので、よい提案があれば、先ほど前向きな回答をいただきましたけれども、そういう縛りばかりにとらわれず、当局とともに前向きな姿勢で対応していただけたらと思いますが、この件についてもお答えいただければ幸いです。以上、第2問とさせていただきます。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 では、第1問の方の学生議会、先ほども申しあげましたように、若い方らの意見というのはいろいろ、我々の考えつかないようなものが出てこようかと思えます。

それを行政だけ聞くんじゃなくて、みんなに聞いてもらって、こういうものを持っているんだよと、今の若い者、今の若い者と言うけれども、こういう考えもあるんだよと、あるいはこういう非常に町のことも考えておるんだよというようなことをみんなに知らしめるということも、それが子供たちの励みにもなるんだらうと思っております。

そういう意味では、前向きに検討させてもらって、ただ一回限りのイベントとかパフォーマンス的なものに終わらないようなものにしていけば、やっぱりやる方でも、参加する子供たちもやっぱりそれなりに気持ちを固めていらっしゃるんじゃないかなと、このように思っております。

それから、住民の企画立案、自由な発想のもとでの考え方をどのように生かすかということでございますけれども、やっぱり先ほども申しあげましたように、何ていいますか、奇想天外といえますか、あるいは夢の多いものといえますか、全く行政の枠をはみ出したようなものが出てこようかなと思っております。

何も、そういう奇抜なものを期待するというものではございませんけれども、行政、あるいは一般の団体というようなもので思いもつかないようなものがやられるということでありましたら、ただそういうことを議員が御心配なされるようにいろいろな縛りがあるんじゃないかとか、あるいは他の団体との、機関団体等とのかわりの中で難しいのではないかなというような御心配をなされておるわけでございますけれども、そういうものはやっぱりみんなの御理解を、協力を得るように行政も中に入って説き話しながら実現されるように、私も前向きに考えてまいりたいと思っております。以上です。

平成16年12月第4回定例会

佐竹敬一議長 榎津博士議員。

榎津博士議員 ありがとうございました。自分もさっき言ったとおり、言った限りは私なりに一生懸命努力させていただきますので、よろしくお願いたします。これで質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

川越孝男議員の質問

佐竹敬一議長 通告番号9番について、17番川越孝男議員。

〔17番 川越孝男議員 登壇〕

川越孝男議員 私は、通告している課題について、市民の皆さんから寄せられた御意見を踏まえ質問いたしますので、市長の誠意ある答弁を求めるものであります。

通告番号9、政治姿勢について。

私は、9月議会に引き続きチェリークア・パークなどの土地開発公社への委託の実態と問題点及び財政課題についてお伺いいたします。

今議会に提案されている平成15年度各会計決算を見ると、一般会計、特別会計、企業会計を合わせた起債残高は418億1,960万円余となっています。また、隠れ借金となりやすい土地開発公社との関係についても、市は土地開発公社が金融機関からの融資に対する37億円の債務保証を決定しています。しかし、市が土地開発公社から買い戻ししなければならない土地の買い取り予定価格及び買い取り時期が明らかにされていません。そこで、大きく分けて三つの観点からお伺いいたします。

一つは、チェリークア・パークに関する件について。二つは、平成12年4月21日付で土地開発公社にかかわる国の通達がなされていますけれども、これらについてお伺いします。そして、三つ目には、市役所駐車場用地に関してお伺いしてまいります。

まず一つ目のチェリークア・パークに関して、3点について伺います。

1点目は、市と土地開発公社との受委託契約のあり方についてであります。実態は、例えばチェリークア・パーク用地整備事業の場合、市の業務委託申請書と土地開発公社の委託業務の受託についてという通知文書だけで、契約書もなく、12万3,000平米の広さで20億円規模の大きな事業の受委託が成立しています。その業務申請書では、肝心の予定委託費及び委託費支払計画については別途協議となっているのであります。そこで、別途協議とされている予定委託費と委託費支払計画について、情報公開条例に基づき開示請求したところ、請求にかかわる情報が不存在のために公開できない旨の通知がありました。当局の説明では、双方の打ち合わせで協議は済んでいるが、公表できる資料はないと言われます。しかし、事業は完了し、土地の一部は既に民間に分譲もされています。そこで伺います。

協議の結果、予定委託費は幾らになっているのか。また、委託費の支払計画はどうなっているのか、示していただきたいと思います。

公表できる資料がないというのは、極めてずさんな対応との批判は免れないと思います。後ほど触れます国の通達に照らしても問題と思われませんが、このことについても市長の見解をお伺いいたします。

中国パールに譲渡された土地は、中国パールとの契約が破綻した現在、市と土地開発公社の契約についても通達に沿って20年の延納契約を見直すべきと思いますが、市長の見解をお伺いいたします。

2点目は、湯坊いちらくやホテル王将に分譲し、契約解除された土地についてであります。登記は寒河江市所有のままになっています。ところが、この土地の実質所有者は土地開発公社であるとしています。当局は土地開発公社から土地を取得し、また両社への処分を決定した平成10年6月19日の市議会の議決内容の削除訂正を平成11年3月30日で再び議決しているので、平成10年5月26日にさかのぼって土地開発公社から市が土地を取得していないことになるので、当然土地開発公社の所有になると言われます。

しかし、この間、寒河江市が取得し、所有した土地だからこそ分譲契約もし、王将や湯坊いちらく、高嶋屋などから預かっていた土地代金の5%相当の契約保証金は寒河江市が没収し、雑入として既に一般会計で使っているのであります。そこで伺います。

法的には問題ないと言われますが、一般論でなく、寒河江市と寒河江市土地開発公社の場合はどうなるのか。開発公社の理事長は助役であります。また、開発公社の設立団体は寒河江市であります。どちらも純然たる民間団体と違う公共団体であります。こういったケースの場合であっても法的に何ら問題ないのか、念のため伺いいたします。

結果的に他人の土地を売買し、契約保証金を没収し、使ったこととなります。たとえ法的に許されるにしても、社会常識的には問題だと思います。もし、悪用されたなら大変なことになりかねません。そういった懸念を払拭するためにも、市と公社の契約を削除し契約がなかったことにするのでなく、契約の変更など別の対応をすべきでなかったのかと思いますが、市長の見解をお伺いいたします。

3点目は、公平の原則に反していることでもあります。平成10年6月議会でも、中国パールへの土地売買契約だけが契約保証金条項がないこと、土地代の支払いを20年間延納が認められていること、5%の土地代の支払いで所有権の移転登記をすることなどの特別扱いが大きな問題となり、総務委員会や総務分科会ではともに否決されたのであります。ところが、本会議で多数で決定されたのであります。

しかし、当時心配されたことが、その後、残念ながら現実起きてしまっているのであります。ホテル王将は1,090万9,000円、湯坊いちらくは546万6,000円、そして高嶋屋は206万1,000円の契約保証金は市に没収となっています。ところが、中国パールに対しては契約保証金はなく、契約時に納めた契約保証金相当額の2,748万8,000円は土地代の一部とされていたことから、倒産による事業の撤退で土地の買い戻しが行われましたが土地代を返還しており、中国パールに対しては何らペナルティ的なものがなく、中国パールと他社では明らかに不公平が生じています。市民の大きな批判的になっているのであります。

さらに、民活用地の取得処分を審議した平成10年6月議会では、中国パールへの契約には契約保証金条項が設定されておらず、契約時の5%は土地代であり、その5%の支払いで移転登記を済ますというものでは、もし万が一、代金が完納される前に倒産などで事業に参加できなくなった場合、土地を買い戻すためには土地代金は返さなければならず、他社の契約と差があるのではないかとただしたのに対し、当時の地域振興課長、現助役が、分譲代金の5%相当額を違約金として支払ってもらう違約金条項を定めているので不公平にはならないと答弁されています。確かに中国パールの契約にだけ違約金条項が設定されていました。

ところが、中国パールの撤退問題が起きた以降の答弁で市長は、契約に基づく買い戻しであって、違約金の請求はできないと言われていました。契約にないことは答えるはずがないとも言われています。しかし、契約内容に契約保証金の定めがないからこそ質問したのであります。

さらに、本来永久保存であるべき市議会の総務委員会や総務分科会の会議録のつづりからそのときの分だけが抜けているのであります。その問題が明らかになった当時の議会事務局長は現収入役だったのであります。そこで伺います。

中国パールにだけ契約保証金が設定されないで、もし土地代が全額納入される前に買い戻し特約による買い戻しとなった場合、他社の契約に比べ不公平になるのではないかとただしたのに対し、当時の地域振興課長、現助役は不公平にならないと答弁されています。どういう理由で不公平にならないと説明されたのか確認をしていただいた上で、改めて市長より答弁いただきたいと思っております。

次に、平成12年4月21日付の土地開発公社にかかわる国の通達について伺います。

通達を見ますと、一つは、市との受委託に当たっては、取引の見通しを十分検討の上、関係法令に従い、買い取り予定時期、買い取り予定価格及び用途を明示した用地取得依頼契約書を書面で締結することとなっています。また、市が土地開発公社と用地取得依頼契約書を締結する際は、予算で債務負担行為として定めておかなければならないこととなっています。

また、公社が取得した土地は、災害復旧など真にやむを得ない場合を除き、買い取ることなく供用開始することや買い取りに要した費用を長期にわたって繰り延べることは、公社の健全な運営を図る観点から不適切であり、改善に努めることとされています。

また、市の依頼で取得した土地で、公社による保有が10年を超えたものについては、次の年度中に公社と協議の上、土地の用途及び処分の方法を再度検討することとなっています。

また、土地開発公社の公的性格にかんがみ、土地開発公社の情報公開についても可能な限り設立団体と同等の情報公開を行うことが求められており、設立団体として土地開発公社の積極的な情報公開が図られるよう努力することとなっています。

などから、これらが適用されるのは通達が出された以降のもので、それ以前のは対象外との声も聞かれますが、以前のものであっても書面による契約はさかのぼってやることができないにしても、その他の事項は適用されるのではないかとと思いますが、市長の見解をお伺いいたします。

健全な財政をつくり上げる立場から、私たちは中長期の財政計画の必要性をこれまで幾度となく訴えてきました。市長は、先の見通しは不確実で、実態との乖離が大きく、効果が期待できないとして3年ごとの実施計画の中で示していきたいと言われてきました。ところが、実態は、開発公社からの土地の買い取り費用についても事業として実施計画にのらない限り位置づけはされていません。したがって、今回の通達を踏まえて、公社からの買い取り時期と買い取り予定金額をはっきりさせ、歳出計画の中に位置づけをする中で、今後の事業の選択がよりの確に行えるようにすべきと思いますが、市長の見解を伺います。

次に、開発公社から賃貸借している市役所駐車場用地について伺います。

契約内容は、地目が宅地で面積298.54平方メートル、賃借料は年額30万6,210円、賃貸借の期間は平成12年9月1日から17年3月31日で、土地の買い取りについては17年3月31日までに一括払いで買い取ることになっています。

また、平成15年度の寒河江市土地開発公社の決算書を見ますと、用地費2,313万6,850円、補償費5,177万3,300円、測量試験費に123万6,386円、諸経費に64万6,000円、支払利息に154万4,665円で合計7,833万7,201円となっています。

ところが、開発公社から用地購入費名目で一括購入した場合、一般会計で市が直接整備する方法に比べ、二重の意味で透明性の低下が問題となります。

その一つは、市で直接整備した場合、予算が議決され、その範囲内での執行となります。二つには、予算審議では各節ごとの審議ができるのに、開発公社からの一括購入では事後承認にならざるを得ないこと。それから、各節ごとの検討が不可能であることなどの問題であります。そこで3点について伺います。

一つは、平成16年度に、今日現在、予算措置がされていません。今後どうされるのか。また、買い取り金額は担当課などの話によると8,300万円ともお聞きしますが、幾らになるのか、お伺いいたします。

二つには、公費支出の透明性確保の立場から、用地購入費名目での一括購入であっても、予算審議に際し積算内訳について説明すべきと思うが、市長の見解をお伺いします。

そして三つ目には、土地開発公社による土地の先行取得の必要性は私も認めます。しかし、特に多額の補償金を要する事業などについては、公金支出の透明性確保からも、丸投げ方式の用地購入費名目での一括購入方式は避けるべきと思いますが、市長の見解をお伺いいたします。

以上、公平、公正、透明性、説明責任、また住民参加、少数意見の尊重という観点から具体的に幾つかの問題点を指摘をし、見解を求めてきました。最後に、市長の基本的な政治姿勢についてもあわせてお伺いいたします。

一つは、行政には差別や不公平はあってはならないのは当然であります。しかし、さきに述べたように、チェ

リークア・パークの契約保証金の問題や代金支払い期間などにおいて具体的に不公平が生じ、なおかつむだな公金の支出が余儀なくされています。これについても以前から議会で再三にわたって指摘しているにもかかわらず、少数意見に耳を傾けずに、人の話を聞かずに強引に進めてきた結果であります。市長はもっと人の意見を聞くべきだと思いますが、市長の見解をお伺いいたします。

そして二つには、公金に対する意識の問題です。市民感覚からすれば今回指摘したような契約、いわゆる契約保証金の免除や土地代金の20年払い、5%の代金支払いで所有権の移転登記などは、個人の場合や自分の会社の場合であったなら絶対にしないであろうというふうに市民の多くは言っているのであります。公金の支出に当たっては、自分自身の金以上にもっともっと厳しく慎重に扱われるべきものであります。市長のこの認識が希薄になっている結果、年々膨大な借金がふえ続け、冒頭申しあげた起債残高 418億 1,960万円になっていると市民は見ているのであります。

再度申しあげますが、公金の支出に当たっては、自分自身の金以上にもっともっと厳しく慎重に扱われるべきものと思いますが、市長の見解を伺って第1問を終わります。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 何点かの質問がございました。

それで、クア・パークの整備事業造成の土地開発公社に対する業務委託の問題でございますが、これにつきましては、平成6年7月8日付で土地開発公社理事長に対し、民活部分についての調査測量業務と用地買収及び土地造成についての委託をお願いしたところでございまして、委託申請書の中には委託費と支払い計画の欄があり、双方とも別途協議と記載しておるわけでございます。

委託内容には、用地の買収及び土地の造成も含まれており、あらかじめ申請書の中に予定委託費を記載することは無理であると思っておりますので別途協議といたしております。

また、支払い計画につきましても、総委託料も予想されていない段階で記載することは無理なことと思っております。そういう内容の業務委託申請について、平成6年7月11日付で土地開発公社より委託業務の受託についての通知があったわけでございます。その通知の中に、委託料等については寒河江市土地開発公社所有地などの原価及び売買価格並びに手数料に関する規定に基づき算定することとなりますので申し添えますということが記載されているわけでございます。

このように、土地開発公社に業務を委託すると、受託の通知の中に委託料等に関することは土地開発公社の規程に基づき算定することとされておりますので、委託申請書には別途協議としているところでございます。

また、別途協議が実際どのようになされたかということでございますが、委託費につきましては、市と開発公社において土地の売買契約書の締結に当たり、土地開発公社から事業費の説明を受け、協議を行っております。

支払い計画の協議の方法であります。売買契約書の中に、代金の支払いについては当然契約書自体に盛り込まれる条項でありますので、協議によりその内容で契約書の作成をいたしましたものでございます。

委託費及びいつまで支払うのかというようなことでございますが、平成10年5月26日の土地開発公社との契約において、2件の契約書を作成し締結いたしました。その1件の契約は、土地代総額は11億9,659万1,327円で、代金の支払いにつきましては、土地の引き渡し完了後土地開発公社に支払う旨としております。

2件目の土地代総額は5億4,975万2,211円であり、代金の支払いについては土地の引き渡し完了後、土地開発公社に支払う旨としております。その支払いについては、平成30年3月10日まで分納することができるというものにいたしました。

それから、王将、いちらくとの契約変更によって、民法上問題はないというけれども、保証金を市が取得しているというのはおかしいんじゃないかというような質問でございます。

平成11年3月23日付で、民活事業者2社から契約解除の文書がありましたので、同月25日、市と土地開発公社との間で土地売買契約の変更に関する契約を締結しました。内容としましては、平成10年5月26日に土地開発公社と締結した土地売買契約から2社分の土地を削除し、売買代金を変更し、削除した分の所有権を土地開発公社に戻したものでございます。

市と2事業者とは、平成11年3月24日に寒河江チェリークア・パーク民活エリア分譲契約の解除に関するところの契約書を締結しました。したがって、2事業者と平成10年5月26日に締結した寒河江チェリークア・パーク民活エリア分譲契約書を、双方合意の上解除したことによる契約保証金は市に帰属したものでございます。

契約は、契約当事者双方の合意に基づいて契約されるものでありまして、その合意に基づきなされた契約は常識的に言っても正しく行われたと思っております。

なお、この契約変更にあっても、地方自治法の規定により議会の議決を得て契約されたものでございます。

それから、中国パールの問題については、公平の原則に反するものではないかと、格差があったのではないかとというようなことについての御質問でございます。

事業者は、新たにスパ事業を展開するようになっておりましたが、本業の事業拡張ではないということで、諸般の事情からして難しいとのことでした。民活連絡会の旅館関係者等の皆さんは、クア・パークの中核施設であるスパ施設なくしては各社とも事業を展開することが非常に難しいと、事業者のスパ施設がどうしてもできるようにしてほしいということでありましたので、クア・パーク全体の総合的な判断のもとに、特に分譲用地代支払いの延納を考えたところであります。

内容としましては、地方自治法施行令第169条の4第2項及び同項第3号を適用しまして、延納期限を20年、契約書では平成30年3月10日までとしまして、利息の規定及び担保の規定も契約条項に規定したところでございます。契約締結の日、平成10年5月26日付で分譲代金の5%の額、2,748万8,000円を土地代の一部として支払っていただいたところでございます。さらに、契約書の第15条で違約金として契約を完全に履行する前に契約を解除されたときは、分譲代金の5%相当額を違約金として支払う旨も規定しております。

なお、この契約についても地方自治法の規定により議会の議決を得て成立したものでございます。

それから、建設省、今の国土交通省の通知の中で、そのかわりについて誠実に履行しておるのかどうか等々についての御質問がございました。

公有地の拡大の推進に関する法律の施行についての改正と土地開発公社関係とのかわりについての質問なわけでございます。

このことについての通達が、御指摘のように平成12年4月21日付で当時の建設省建設経済局長及び自治大臣官房総務審議官名でありましたので、以後における開発公社への委託については、通知にのっとり手続をしておるわけでございます。

それから、買い取りに要した経費というものを長期にわたって繰り延べるというようなことはどうかというようなことがございましたが、公社との契約をした案件について、契約書に規定されている条項より繰り延べしたというようなことはございませんし、今後も契約の内容に反してそのようなことはできないものと思っております。

それから、この通達にございますように、公社が取得した土地で公社の保有が10年を超えること、そういうことについての質問もあったわけですが、通達によれば、土地開発公社による保有期間が10年を超えたものについて、保有期間が10年を超えた年度の次年度中に当該土地開発公社と協議した上で、当該土地の用途及び処分方針を再度検討することとされております。それが、通達によればでございます。

本市においては、市が委託した事業で公社が平成6年10月に取得した用地が1件あり、本年11月現在で10年2カ月を経過しておりますので、通達に基づき、10年を経過した次の年度である平成17年度に、当該土地の用途及び処分方針を再度検討することといたしております。現在委託したもので公社から買い取っていないものの総額は、事業原価残高で約8億円でございます。

それから、土地開発公社の情報公開についてのお尋ねもございました。

公社には公社の特殊性とか実情があるわけですので、設立団体の制度を踏まえつつ、公社の実態に合った制度をつくるべきであると考えておるところでございます。

その通達との関連で、ここの市役所の駐車場の通路用地についてのお尋ねもあったわけでございます。

この用地につきましては、現在開発公社と賃貸契約を結び、市役所駐車場の通路として使用しているものでございますが、行く行くは市道中央12号線として改良しようと計画しているものでございます。

賃貸借期間は本年度末となっていることから、本年度のいつの段階で予算に計上し、買い取るべきかを検討し

たところでしたが、御案内のように平成16年度の予算は地方交付税などの大幅削減で非常に厳しかったことから、当初には盛り込むことができなかつたものでございます。期限までには対応策を検討してまいりたいと思っております。なお、買い取り金額は、開発公社が算定した額によりますと現時点で約 8,200万円となっております。

それから、開発公社に委託すると予算が不透明になるんじゃないかというような御指摘もございました。

大きな事業につきましては、これまでも議会の全員懇談会など開催していただきまして、公社に委託する以前に事業計画を議会にお示してきたところでございまして、今後につきましてはこのような形で説明してまいりたいと考えているところでございます。

また、予算に計上した段階での用地購入費の詳細については、求めがあれば説明をしてまいりたいと思っております。

また、建設省からの開発公社に係る平成12年度の通達によれば、市が開発公社との間で用地取得依頼契約を締結する際は、当該経費を当該年度の歳出に計上するか、債務負担行為として定めることとされておるわけでございます。当然そうした場合は、予算審議の対象となるものでありますので、事前に審議されるものでございます。

それから、市道中央12号線に係る問題でございますけれども、自分のお金以上に十分注意を払って使うべきじゃないか、公金に対する認識が薄れているのではないかというような御指摘もございました。

これまで私は20年にわたりまして、町の活性化と市民福祉の向上を願って、さまざまな事業を実施してきたわけでございます。その中には、多額の経費を要したものもございまして、比較的少ない額で効果を上げたものもございまして、いろいろございまして、事業の実施に当たりましては、寒河江市のため市民にとってよかれと思ったことを基本としてきたものでございます。これは当然のことでございます。

公金に対すところの認識についてでございますが、決して御指摘のような気持ちは持っていないところでございます。申しあげましたように、寒河江市の活性化を図り、そのことによって市民の皆さんが豊かな生活を送り、また市民福祉の向上を目指して、みんなが暮らしやすい環境にしようとして努めてきたところでございます。血税である公金を1円たりともむだにすまいと心がけてきたところでございます。

そしてまた、いろいろ議員から問題を指摘してきたというところに対しましての、市長はそれに沿わなかつたんじゃないかというような御指摘もあつたわけでございますけれども、その一つとしてのクア・パークということだろうと思つても、クア・パーク事業につきましては、これまでも議員懇談会や市議会全員協議会などを開催いたしまして、事業概要や進捗状況について逐一御説明申しあげ、事業を進めてきたところでございます。

このチェリークア・パークの整備というものは、本市のまちづくりと地域の活性化を図るためにはぜひ成功させなければならないとの思いから、ハイウェイオアシスとしての寒河江サービスエリアと、それから最上川ふるさと総合公園や最上川水辺プラザの整備促進を国・県、道路公団等に積極的に働きかけてまいつたわけございまして、念願でありましたこの場所からの高速の乗り入れが、スマートインターチェンジ社会実験として実現されるというようなことにもなつたわけでございます。

これらにつながりができて、いろいろそれらのものが相乗的に効果を発揮して、寒河江はもちろんのこと県内陸部の発展に大きく資するということにつながつていこうかなと思つております。それで、いろいろ事業もイベントもやってきたわけでございます。その最大のものは全国都市緑化フェアの誘致でございますし、各種イベントの開催等でございますし、またソフト面でのPRにも積極的に取り組んでまいつたところでございます。

契約の相手との合意に基づき契約され、議会の議決を得て成立されたものについては、私は政治的に問題はないとこのように思つておるところでございます。

最後に、市の起債残高というようなことについても触れられましたけれども、これまでも何回となくこの場におきまして起債残高等についても触れてきたところでございますけれども、市民の生活とか市の発展につながるようなものの市債の活用でございまして、下水道から始まり、水道始まり、病院もございまして。そしてまた駅前中心市街地と、それから公共サービスと、学校もございまして。

そういうこともありますし、さらにまた国の施策として行われましたところの景気浮揚債とか、あるいは交付税の原資が足りないものですから、何ていいますか、臨時財政対策債とかこういうものも含まれておるわけございまして、そしてまた起債の性格といたしましては、今私たちが使うというだけの社会資本だけではございせんし、将来にわたって子や孫が使うというものを、現時点において起債という形で受益と負担の分担といいますが、平準化といいますが、そういうことでやっておるわけでございます。

起債の内容にもいろいろありますし、そしてまた平準化するという考え方もございまして、あるいはまた、国が起こしてくれというようなものにつきましては、いずれ市に対するところの交付税等で措置するからと、国が責任を持って返すからというようなことの有利なものとか、あるいは起債にありましても、その事業で交付税で見てもらえるような有利な起債というものを選択して活用してきたものでございまして、単に一律に額の云々だけのものでもなくて、それがどのようなものであるか、あるいはそれがどのように生かされているかと、あるいは生かしていくべきかということが大切なのではないかなどこのように思っておるところでございます。

それから、一番目の問題での協議の問題でございますけれども、協議をやったことで民活部分のうち民間事業者分についての契約をしたわけございまして、その協議書には河川部分も含まれておりましたので、まだその時点では河川部分等々が事務が完結していないというようなことございまして、その協議の内容等は一たん開発公社にお返ししたというようなことになっておるわけございまして、河川部分も買い取りするような段階でありますれば全体の協議書が公社より提出されるものだろうとこのように思っておるところでございます。かなりの件数がありましたけれども、これでほとんどじゃないかなと思っております。

佐竹敬一議長 この際、暫時休憩いたします。

再開は11時20分といたします。

休 憩 午前11時01分

再 開 午前11時20分

佐竹敬一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

川越孝男議員。

川越孝男議員 1問目に対して大変丁寧に御答弁をいただきました。しかし、1問目でまだ抜けている部分もありますので、2問目の中でそれらの点について、さらにお尋ねをしながらお聞きをしてみたいと思います。

それで、私、今回こういう問題を質問しているのは、きのうからもいろいろ寒河江市の現状について、課題やなんかないのかというふうなことについても市長の方から具体的に示されてもおりませんでしたし、チェリークア・パーク事業にしても完結をしていない。これから進めていかなければならない極めて大きな事業を抱えているわけです。しかし、その進め方の中で問題点があったとしたならば、それをきちっと整理をしていかないという、また同じ過ちを繰り返すのではないかというふうに思うんです。したがって、こういう問題点は見直しやなんかをしなければならぬのではないかという立場でお尋ねをしていますので、ぜひ御理解をいただきたいと思います。

それで、チェリークア・パーク民活用地全体のことでの予定価格と、それから買い戻す時期については、最後に市長、触れておったわけですが、二つの契約書で買い戻す時期とか金額は決まったというふうに言われているんですけども、実際はのり面の部分などないわけですから、これ億のお金ですね、それだって。原価です。そうですから、売値が、買い取りの予定価格というのは幾らになるのかというのもわからないんです。これもぐうっと上積みされてくるわけでありますから、そういう意味では、国の通達が出た以降、今これだけ半分近い土地が売買されているにもかかわらず、その土地の全体的な値段、市が買い戻しをしなければならぬ予定価格や時期も明示されていないということは、ずさんだというふうな指摘を受けるんじゃないですかというふうに私申しあげたんです、まず。

それから、市のやつで高松駅前のことの土地とか、あるいはチェリークア・パーク、市立病院など、そういうものが原価で8億円というふうな話もありました。これそれぞれ取得をした時期、それから売り戻し、その10年になる、したがっていつになるかですけれども、そういう予定時期、予定価格、支払い計画、これを示していただきたいと思います。

それから、中国パールの土地、これは20年の延納契約、地方自治法の238条の5、8項による、あと施行令の先ほど市長が言った169条の4、2項3号で20年の延納、最高20年まですることができるというふうにはなっています。

しかし、通達が出た以降、国から10年でと、余り長くしてだめだというこの通達との絡みはどうですかということが1点ですね。20年の見直しをしなければならぬんじゃないかと私が言っていることについては、それはこれまでの当局の説明は、その施行令に基づいて20年まで延ばすことができると、売買契約した時点ではそうでした。そして、それは、市が売って、中国パールから金が入って開発公社に納めるから、それは20年だと。中国パールとの契約も20年、開発公社とも20年というふうにしておったわけですが、中国パールとの契約が破綻しているわけです。市に入ってくる方がなくなっているわけです、契約が。それでも開発公社との契約が20年のまま、このまましていつまでいいんですかというふうに私聞いているんです。見直さなければならぬのではないのかと。

平成10年に中国パールと、あるいは開発公社と市が契約した時点には、まだ期限はありませんでした。それ以降、平成12年に国から通達が出ておって10年と、10年以上はだめと、10年以上になったときには11年目でもう一回見直しもしなさいというふうになっているわけですから、市に入ってくる方の契約が破綻しているわけですから見直ししなければならぬのではないかというふうなことで、地方自治法施行令の169条の4、2項3号と国

の通達との関係はどうなるのかもあわせてお聞かせをいただきたいと思います。

それから、いちらくや王将、高嶋屋の契約が破綻になって、契約保証金、手付金は寒河江市に没収となったわけですが、当時遑及をして土地を買っていなかったというふうなことに手続的にしたわけです。確かに議会でもそれを議決しています、私は反対しましたが、したがって、市は人の土地を売って、売買契約して保証金もらっていたのを、それが破綻したから市で金は没収しています。人の土地で銭だけもらっているという形になるわけです。これは法的に通用するといっても社会的にどうなんだというふうなことを聞いたわけですが、市長から見解はありませんでした。

そういうふうなことを、避ける手法もあるのではないかということをお前は当時の議会の中でも、会議録見ていただくとわかりますけれども、言っています、買い戻しの時点でも。そういう市民感情に対して市長はどういうふうに受けとめているんですかということをお聞いている。その辺についても先ほどはありませんでしたので、お聞かせをいただきたいと思います。

それから、中国パールとの土地の売買の関係でありますけれども、議会の議決を得たからいいんだというのは確かにそのとおりです、議会の議決を得ています。しかし、先ほども1問で聞いているんですが、最初の議会にかかったときに、中国パールに対しては契約保証金なかったわけですね。したがって、20年間先まで満額入るといのは、20年間の延納ですから、入る前にもし買い戻し条項で買い戻しをした場合、それ以外の11の契約と違うんじゃないですかと言ったのに対して、当時の地域振興課長、助役は、いや不公平ないというふうに答えているのよ。あのとき買い戻しは買い戻し条項に基づいてするんだから土地は返さなければならない、それ以外の11社は満金たつ前に契約保証金預かっているわけですから、満金たつて初めて所有権の移転になる契約になっておったわけですから、そのときに契約だめになった場合には保証金を没収すると。中国パールにそれがいないから、土地代として入っているものだから、5%の、返さなくてならなくなるんじゃないですかというふうに言ったときに、どういうふうにお説明されたんですか。それを教えていただきたい。

あのときに、今現在起きているような形で中国パールには5%返さなければならない。だから、明らかによそとは格差が出ますよってあなた言わなかったわけ。そして、あのとき説明したのが、違約金の条項を中国パールには設けています。ところが今市長言うように、買い戻しというのは買い戻し特約条項に基づいて買い戻しするわけですから。そして違約金というのは、その契約が解除されたときに違約金もらうというふうな契約になっているんですね。

したがって、明らかに今回のように格差が出るという、中国パールからは土地代返すから、あとは違約金というのは入ってこない。買い戻し条項で買い戻した限りは違約金というのは入ってこないというふうな説明していない。そして、そういう契約をしたこと自体が、議会の議決得てます、それは多数で。しかし、議会の議決を得たからいいというのではなくて、そういう契約をした市当局、市長は市民にそういう損害を与える契約を当時しておったということです。そういうことに対してそういうふうになるんじゃないですかって私指摘したわけですから、改めてその点は、助役もいるわけですから、どういうふうにお答えになったのかお聞かせをいただきたい。

そして、これも買い戻し特約条項に基づいて買い戻しすると無傷で土地は買い戻しできるんだと言っておりました、当時。しかし、私は無傷でないでしょうと。金利を寒河江市が負担していかなければならなくなるわけですからということをお前も言いました。今現在、平成15年度末までで917万3,104円、もう金利、寒河江市が払っているわけですね、今現在。こういう契約になっているわけです。

したがって、本当にこの契約というのはいろんなことを、将来起きるであろうことも想定しながら市に損失を与えないように、いろんな角度から検討して契約書というのは結ぶはずなんですね。したがって、議会にかけられたときに、そういう問題があるという指摘したのに対して、当時、何回も言いますが、助役は格差が今のよう

になるというふうな説明はされていないんです。どのように格差がないということをあなたは説明されたのか、後ほどはっきり答えていただきたいと思います。

それから、通達の関係でありますけれども、その後、ちゃんとしているということですが、通達に基づいて開発公社と市などとの契約はされているというふうなことでありますけれども、駅前あたりなどでもずうっとやっているようではありますが、すべて契約書を結んでいると。例えば単年度で終わらなくて次年度にかかる部分についてはそれぞれ債務負担行為を、そのことについての損失補償じゃなくて、そのことについての債務負担を議決しなければならなくなっているわけですが、議会には今まで全然来てもいけませんので、その辺の扱いなどもどうなっているのかお聞かせをいただきたいと思います。

それから、情報公開の関係、これも実施機関同様の情報公開を開発公社でもするようにということ、国の通達は開発公社でなくて設置機関である市の方にも求めているわけですね、市の方にも。ところが、実際今回やってみて、情報公開、開発公社にもしました。寒河江市で出されている、市では出せる。ところが開発公社では出してもらえない。これは条例が、寒河江市の場合は情報公開の対象となる情報は、寒河江市が保有している情報すべてなんです。

ところが、開発公社の場合は、規則ができた年、その4月1日以降作成した情報というふうになっているわけです。したがって、一つ同じ情報でも市の方からは出るけれども開発公社から出ないという問題、あるいは開発公社が2カ年度にわたって仕事をいろんなところから頼まれたという場合には、半分は情報出せるけれども、こっちは出されないとか、こういうふうな問題が起きていますので、市長は開発公社は開発公社、別法人団体だから、そっちの問題だというふうに言われましたけれども、国からの通達はそうでなくて、設置者側にも求められていますので、具体的に今そういう問題が起きていますので、ぜひ見直しをするようにしていただきたいと思います。

ましてや、寒河江市の開発公社で情報公開条例つくるときには、既に国からその通達が出ているんですね。そして、市の企画課長が開発公社の常務理事なんです。その通達に基づいて開発公社の情報公開の規定をつくる際に、どういうふうに指導というか、国の通達に基づいてなされたのかもお答えをいただきたいと思います。

それから、駐車場用地の関係でありますけれども、原価、開発公社の決算を見ますと、先ほど1問目でも申しあげましたが7,833万7,201円、それが市が買い取る価格は今のところ8,200万円というふうなことがありました。私も開発公社の規程に基づいて算出をしてみたんですが、金額的に大分違うなというふうな.....これはいいです。

用地の工事費は、あそこ駐車場用地の整備した際に開発公社の方では工事費見ていないわけですが、これ一般会計の方でなされたのか、その辺の関係、借りてその土地に工事するというのとの関係、あの当時もあそこを借りるときにもいろいろ議論になりました。工事するのに道路に側溝もないような整備の仕方というのはおかしいのではないかというようなことを言ったら、いや、道路用地にもならない宅地を借りるのだから、ちゃんとしたものもできないんだというふうな話も当時あったんですが、そこら辺の関係で、どのようになって、今後どうしていくのか。先ほど整備するんだというふうな話もありましたけれども、この辺もお聞かせをいただきたい。二重にお金かかるのではないかというふうなことで5年前は指摘をしているんです。その辺の関係について改めてお答えをいただきたいというふうに思います。

以上、特に助役がどういふふうにご答えておったのか、その辺をはっきりしていただいて2問といたします。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 いろいろクア・パークを初めとして、特にクア・パークに対して問題があるのじゃないかなというふうな御質問をこれまで何回、何十回と繰り返されたわけでございますけれども、一連のこれまでの説明、あるいは議会にも提案して議決した時点におきましては十分な説明をしたはずでございます、御理解をいただけないというのは非常に残念でございますけれども、議員が質問なさるわけでございますから、このように私の方でも改めて記憶を戻し、私の場合など特に記憶を戻しながら丁寧に説明させていただいておるわけでございます、その辺は御理解いただきたいなと思っております。

それから、まず一つ、具体的な話でございますけれども、のり面につきましては、この利用・活用というのは今後これは考えなくてはならないなと思っております、どのような、国土交通省とのかかわりもございまして、あの辺一帯の景観を考える場合もありますし、あるいはそれ以外の利用の仕方ということもあろうかと思っておりますので、その辺については今後検討していこうと思っております。

それから、高松駅前とか市立病院の抱えておるところの公社に委託した分がかなりあるんじゃないかということでございます、これも予算との考え方もございまして、あるいは周辺の町の方々とかかわりもございまして、それはこれからも十分検討することで、将来にわたって間違いのないような有効な利用の仕方というようなことを検討していかなければならないと思っております。

それから、中国パールの問題でございますけれども、あのかのときの事態というのは、振り返ってみて皆さん方もおわかりかと思っておりますけれども、突然として降ってわいたといいますが、会社更生法適用ということが出たわけでございます、じゃあどうするかということでいろいろ頭を悩まし、中国パールの管財人等とも話し合いをしたわけでございます、そしてあの場所がもしクア・パークの一環として寒河江市に残れば、これはこれからの一体的な活用というものも考えられますけれども、一民間に渡ってしまったならばどのようなものになるかと、どのように活用されてもそれは市といたしまして文句のつけようがないわけでございます、向こうに最上川ふるさと総合公園あり、あのクア・パークの一番西側の方にも、平塩に行くところにも公園があるわけでございます、その中の一角でございますから、それが民間にどのように利用されるかということになりますれば、それは大変な問題でございますから、（発言する者あり）いやそれは関係あるから言っているわけですよ。

ですから、それを寒河江市のものにするためにああいう契約の仕方ということになったのでございまして、その辺のことを十分理解してもらわなくてはこれはわかりませんよ。それを理解して、それですからああいう契約を結んで、そして契約をして、そして民法上からも商法上からも.....（発言する者あり）

佐竹敬一議長 答弁中でございますので静かに願います。お願いします。

佐藤誠六市長 問題にならないような、そして結んでおるわけでございます、そのとおりの皆さんからも議決をいただき、そして現在のような姿になっておるわけでございますから、まずそれをわかってもらわないと。

それから、王将、いちらくにしましても、これはまず向こうから破棄したものでございますよ。何も市で破棄してくださいとか、やめてくださいと言ったわけじゃない、一たん契約して向こうから破棄したものですから、そういう契約を、そしてその契約の中には、これをももし破棄した場合にはこれこれの条項は守りますと言っているわけですから、ですからそれは商業をする方々とか、あるいは社会上の信義の問題でございます、そのとおり守っていただいたということでございますから何も契約上も問題はないわけでございます。

それから、また中国パールに戻りますけれども、中国パールの施設というのは、第1問でも答弁申し上げましたとおり、中国パールが来なかったならば、これはあそこのスパ施設としての体をなさなくなるんじゃないかということで、土地を分譲した方々が一体として、どうか中国パールに来てもらうということで、そしてまた中国

パールと別の契約をすると。それから中国パール以外の方との別な契約も、それもやむを得ないから中国パールに来てもらおうということ、御理解と御了解を得てやっておるわけでございます、ですから別々にしたことに対して不公平でないかとかということ、を再々申しあげられておりますけれども、そういう事情があって、そのことは前の議会におきましても何回となくお話し申し上げておるとおりだろうというように思っております。ところが、あのように中国パールの商売が非常にうまくなくなったということでの事態をどう收拾するかということに戻るわけでございます。

それから、通達との関係でございますけれども、債務負担しなければならぬような案件というのは駅前に関しては1件もございません。そういうことでやっていないということでございます。

それから、駐車場の整備工事費等々につきましては担当の方から申しあげたいと思っております。私の方から以上でございます。（発言する者あり）

20年後というもので、市でこれを払うということでございますが、今は市が持つておるわけでございますけれども、これを20年も先というのはわからないわけでございますから、これからだれが活用してくれるか、あるいは今度あそこにスマートインターができるとか、あるいは非常に便利がよくなるとか、そういうことになりましたら、あの辺一帯の財産的な価値が、私は利用価値というもの非常にふえてくるだろうと思っております。

それに目をつけてくださって、広い立場からあれを活用したいという方は、いろいろ私も企業等々に話はしておりますけれども、そういう方も出てくるわけでございますから、ですからあのままにしておいて、その方が来たならば、そちらにおいて利用してもらいたいという考え方でございますから何も、あの土地が今は更地になっておりますけれども、将来とも大変な値打ちの出るところの土地となって、寒河江市の活性化にプラスになるということを私は考えております。（発言する者あり）

これまでの契約等につきましては、十分1問で答えておりますから、それで事足りると思っておりますけれども、さらに具体的なことについては助役の方から申しあげます。

佐竹敬一議長 助役。

荒木 恒助役 では、最初に、クア・パークの民間との契約の中で、中国パールとそれから他の民間との違いによることについての御質問が何回もございました。

まず、これについては、これは開発公社から市が取得するに当たっては議会の議決が必要です。それから、市が民間に分譲するにも、これも処分についての議会の議決が必要です。この両方の議会の議決を得るに当たって、おのおのの契約書を議会に参考資料として説明を申しあげております。当然この契約書の内容に従って説明を申しあげているということでございますので、それ以外は何もございません。

ただ、今申しあげていることで、この条項をもう一回、今議論なさっているところを簡単にかいつまんで申しあげますと、中国パール以外の一般の契約書の方は、契約時に契約保証金を5%いただいております。そして、全額金額が納付されますと所有権が民間に移る仕組みになっております。その途中で、先ほど市長が申しあげたとおり、民間事業者から途中で解約、解除したいというような申し出がありました。それによって解除の申し出があったので、この契約書の条項の契約保証金の帰属ということで、民間の方からその解除の申し出があった場合には、解除が成立した場合にはその保証金は市に帰属するというような契約書になっております。

また、一方、中国パールの方でありますけれども、これはいろいろな諸条件があって20年の分納ということにしておりますので契約保証金なるものはございません。それで、分譲代金が先に5%支払っていただいて、所有権も、ある日までというのは決めておりますけれども、所有権を中国パールの方に移したということが実態です。

あと、契約書の内容は同じなんですけれども、一般の方にもありますけれども、買い戻しの特約の条項もございます。それから、こちらには違約金の条項がございます。この違約金というのは、中国パールがすべて履行する前に契約を解除したいということで市の方と合意に達すれば違約金が5%発生しますけれども、先ほど市長が言ったように、中国パールとの内容は当時民事再生に陥ってしまったということで、中国パール自体が解除をしたいというようなことは、もう民事再生で管財人に移っているということで、市はどのようにすればその土地が市の方に戻ってくるかということでいろいろと弁護士と相談した結果、中国パールとの契約書の中の買い戻しの条項、これを適用して市が買い戻しすればその土地は市の方に返ってくるということの御指導がありましたので、その条項を適用して買い戻しを適用したということでございます。

佐竹敬一議長 川越孝男議員。

川越孝男議員 したがって、そういう条件の中で最初中国パールに分譲、処分する、開発公社から取得をするというときそういう条件だった。全く契約書がそういう中身だから私が聞いたんです。中国パールに対して、契約保証金が満額たつ前に所有権移転するわけですから、開発公社のものに5%の金で中国パールの所有権になっている。あとの人は満額納めないうちに所有権移転しないんですから。所有権移転してから買い戻ししなければならないんだから。

したがって、満額納める前に今回起きたような状態になった場合に、よその人が満額納めて所有権移転、中国パールは満額納めない、5%を納めただけで所有権が中国パールのものになっているの。そいつを、その間に何かで買い戻し条項に基づいて買い戻ししなければならないときに差が出るんじゃないですかと私聞いたのにあなたはどういうふうに答えたの、差はないですと言ったべ。

佐竹敬一議長 あと質問時間2分でございますので。

川越孝男議員 あるというふうに言ったのならわかるんです。そのとき、違うようにあなたは言っているんです。それならば、みんなそのとき中国パールとそれ以外のやつと、明らかに違うのだというふうになるのではないかと私聞いたのに対して、あなたは差はありませんと。そして、その理由は何だかという、中国パールにだけは15条で違約金条項を設けていますというふうに言われているんですね。

そして、やってみたら、向こうから解約しない限りそれは発動にならないのだとなっているわけです。そういう不公平が起きるような契約を結んでいて、これに間違いはないというふうになっていると、またこういう経済情勢ですから、20年で売ってください、延納で、そして5%で所有権移転させてください、契約金ものせない契約をしてくださいと言われたときに、だめと言えなくなるでしょうというのよ、これから今度売る人に。したがって、そういう点ははっきりすべきだということを申しあげているんです。改めて、市長の見解をお聞かせいただきたい。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 これまでも何回となく説明しておりますので、この経過というのは議員も存分に知っていらっしゃるかなと思っておりますけれども、まだのみ込んでもらえないというのは残念でございますけれども、ずうっと時系列に、あるいは中国パールとほかの会社との違いというのはなぜあったのか、あるいはそして契約書もどういう契約書を取り交わしたのかというふうなことは整然と説明申しあげてきて、そして議会でも議決をしていただいておりますから、それに対してなおかつどうのこうのとおっしゃられるというのは私は理解に苦しむところでございまして、本当に公平に、公正に、そして整然と、そして理路整然と説明申しあげているところでございますので御理解いただきたいと思っております。

佐竹敬一議長 この際、暫時休憩いたします。

再開は午後1時といたします。

休 憩 午前11時57分

再 開 午後 1時00分

佐竹敬一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

松田伸一議員の質問

佐竹敬一議長 通告番号10番、11番について、15番松田伸一議員。

〔15番 松田伸一議員 登壇〕

松田伸一議員 私は、これまでライフワークとして取り組んでまいりました青少年問題、そして環境にかかわる事柄など、市民の方々から私に寄せられた質問や提言をもとに順次質問をしてまいります。当局の誠意ある御答弁を期待しておりますので、よろしくお願いたします。

私は、学校を出るとすぐ家業である寝具の製作と販売に従事しながら地域の青年団に入りました。青年団では自警活動、盆踊り、八幡宮で行う流鏝馬の馬場のさく結いや奴行列などの地域活動に参加してまいりました。

青年団員だったころ、当時の西村山教育事務所などの呼びかけで、商工業にかかわる青年たちで地域商工業の青年組織の地域発展に結びついた活動の展開が必要だという助言のもとで、商工会から独立した形で寒河江商工青年協議会を商工業を営む青年たちと一緒に立ち上げました。それから数年後、30歳で青年会議所という団体に出会いました。国際的な感覚で物の発想に新鮮さを感じました。会員一人一人が独自の発想で、会員の協力を得ながら、指導力を磨き合いながら国際社会の恒久平和に役立つ活動をする団体に魅力を感じました。その後、商工青年協議会の仲間を中心に、寒河江ロータリークラブの協力や支援を得て寒河江青年会議所を昭和43年に立ち上げた仲間の一人であります。

このとき既に日本青年会議所の課題として、少子化、高齢化、都市化現象や地球温暖化が研究討議のテーマとして挙げられておりました。日常生活からかけ離れた課題の大きさに驚きながらも、私に与えられたテーマは、市民生活から見て地域での青年会議所活動は何をすればよいのかを模索することになりました。

当時の日本は戦後の混乱期から脱却し、東京オリンピック、新幹線の運行開始や万博と高度成長期の真っただ中でありました。

当時の寒河江青年会議所では、地域社会の再開発と地域リーダー的人材の育成に取り組みました。私は社会の開発を課題とした委員会に所属し、西郡の中心都市としての寒河江の課題、山形県内のエリアから見た課題、東北をブロックとしたときの寒河江市の課題、国際社会から見た日本の役割を課題とした社会開発に、青年会議所を卒業するまで携わってまいりました。このようなテーマで学習できたことに今は感謝しております。

青年会議所活動をする中で、まちづくりとは何か、人と人との連携の中で地域社会づくりに何が必要かを実践を通して学んでまいりました。40歳までの12年間で学んだことをもとに地域活動を実践してまいりました。社会教育、子供たちの健全育成、親子読書活動や公民館活動、自然体験学習で環境教育の大切さを痛感いたしました。青少年健全育成アドバイザー、環境カウンセラーや自然体験学習指導者などの公的な機関からの資格を得るとともに、これらの知識と体験を生かし、環境教育、青少年健全育成市民会議などで学んだ事柄を生かしてまいりました。

寒河江市教育委員会で開催している、昭和56年から始めた中学生葉山の集いの野営長を、昭和57年の第2回目から野営長として連続22年間協力させていただきました。この二十余年の間、寒川町との中学生の交流の集いなどの団長としても協力をしてまいりました。

22回を数えた中学生葉山の集いでは、深夜の葉山登頂2回、葉山山頂を越えて肘折温泉までの縦走2回も含まれていますが、この間に直接事業に参加した公民館職員の方たちと体験学習の指導方法、自然との対峙のあり方、中学生たちの悩みや訴えを聞き、動植物のことなど直面する課題について語り合い、教え合い、学び合いました。教える人も教えられる人も同等に学習し合えるのが社会教育の原点であることも気づかされました。このような観点を踏まえ、身近な環境の問題から掲げている事柄について質問をしてまいります。

環境問題について、1番の多目的水面広場の環境に対する配慮と事業の見直しについてですが、現在水面広場として建設されている場所は岩鼻と呼ばれた岩盤地域を下り、右に大きく迂回した地点の左岸の河川敷に建

設されているのですが、現在の河川敷の流域形態になっているのはいつごろからなのか。その前の流水域が、どのような状況になっていたかを事前に調査していたかどうか。調査がされているとすれば、その結果を伺います。

水面広場は、環境負荷の少ない工法で建設が進められると言われておりますが、さくらんぼなどの害鳥と言われるムクドリなどのすみかとなる灌木類も新たに植栽されるようですが、さくらんぼなどに被害をもたらす野鳥がふえることも予想されます。そのような場合の対応を、どのように考えているのかを伺います。

最上川の上流域、吾妻山系や置賜盆地の降雨域と大江町で合流する朝日山系の月布川、朝日川の降雨域には微妙な違いがあるような気がします。ことしのように新潟県にもたらした洪水域も人間の予想をはるかに超えた自然の力であります。いたずらに地形の姿をつくり変えるものではないと考えています。新潟県長岡市を中心として起きた洪水で広い地域への大量の水がとどまった重みが地盤のゆがみを起こし、中越地震の被害になったという地質学者もいます。

多目的水面広場がある程度の姿をあらわし、貯水域をもとの姿に戻すことは不可能であると考えますが、現時点で事業を中止しても水面広場としての機能は果たせることも可能であると考えます。この時点で事業の中止をすることも選択の一つと思いますが、現時点で事業の中止をしてはと思うのですが、現時点での判断をお伺いします。

2番目の庁舎内での環境問題ですが、定期的に庁舎内の空気環境測定状況など調査を実施していますが、庁内で喫煙を禁止する前と禁止した後どのような項目にどのような変化があらわれているかを伺います。

3番目は、京都議定書の発効に伴い地球の温暖化防止策への対応が日本でも本格的に活動が展開されていますが、私も山形県から地球温暖化防止活動推進員として委嘱され活動を展開していますが、寒河江市として具体的な活動目標を立てる必要があると考えますが、どのようにお考えなのか伺います。

4番目になりますが、3番目と同じ趣旨で、学校では具体的にどのような取り組みを行おうとしているのか、今後の進め方について伺います。

5番目、環境教育を学習面でどのように取り組まれているのかを伺います。

最後に、メディアリテラシーについては、以前にも先生方の取り組みについてお伺いしましたが、現在先生方はどのように受けとめ、生徒たちにどのような指導を行っているかを伺い、第1問といたします。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 初めに、多目的水面広場の環境に対する配慮と事業の見直しについての御質問にお答え申し上げます。

最上川寒河江緑地の整備に当たっては、計画の段階から河川管理者の国土交通省と事前に下協議を進めてきているところでございます。その協議の中で多目的水面広場などの施設整備をする上で、降水時における堤防への影響や治水上及び維持管理の問題、下流の上水道取水施設への影響などについて綿密に検討を重ねてきたところでございます。これらをすべてクリアし、現在整備している内容で占用許可を得て工事に着手しているところでございます。

御質問の、現在の流域形態がいつごろからというようなこともありました。国土交通省の資料によれば、明治34年に初めての河川の測量が行われ、治水地形分類図というものが作製されており、それを見ますと当該地の流域形態は現在と変わっていないところでございます。

また、現在の皿沼地内の堤防は治水事業として、国が昭和21年から33年にかけて築堤しております。近年では昭和48年に修正測量が行われており、これらの経年記録、資料から見ても、最上川寒河江緑地の場所はほとんど形態に変化がなく、最上川の川辺まで古くから先祖代々にわたり受け継がれ、畑として耕作されてきたところでございます。

それから、ムクドリなどの弊害はどうかというような御質問でございます。

新たな植栽により、さくらんぼ被害ももたらす野鳥がふえるんじゃないかということでございますが、最上川寒河江緑地内の植栽計画に当たっては、河川敷であることから国土交通省が定める河川区域内における樹木の植栽基準に基づき植栽することになっております。この基準の基本方針として、樹木が洪水時における水位上昇等治水上の支障とならないよう、また利水上及び河川利用上支障とならないよう、そして良好な河川環境が保全されるよう適切な植栽を行うものとされており、高木、低木などの植栽について許容植樹密度や植樹間隔など詳細に定められております。整備に当たっては、この基準をもとに気候風土等の地域性、さらに生態系の保全、良好な景観形成等の環境機能、それから樹木の生態的な特性を十分考慮し、樹種を選定し計画しているところでございます。

堤防の腹付け盛り土の区域には、桜回廊として連なるようオオヤマザクラを主体とした高木を植栽することに計画しております。多目的水面広場周辺には、水辺空間の景観形成となるようオオムラサキツツジ、レンギョウなどの低木の植栽を考えております。グラウンド、芝生広場周辺については広場でもありますので、夏の暑い時期に日よけとなるようオオヤマザクラなどの高木の植栽を考えております。

植栽を計画している桜は、野鳥の止り木になりやすいものではありませんが、グラウンド、それから芝生広場周辺に現在計画している植樹密度は、この場所を畑として耕作していた当時のさくらんぼ、柿、リンゴの木が数多く植栽されていたときと比較するとかなり低くなるものでございます。したがって、野鳥のすみかになり、果樹への被害ももたらすほどではないと思っております。

それから、中止に対する考えというようなお尋ねがございました。御案内のように、最上川寒河江緑地は市民のさまざまなスポーツ、レクリエーション、自然との触れ合いの場として整備をするとともに、中学・高校生のジュニアクラスの全国大会や東北大会及び県内の国体予選などを誘致し、宿泊や観光面などでの交流人口の拡大を図りながら経済活性化を促すものと考えております。また、隣接するチェリークア・パークや最上川ふるさと総合公園との一体的な利用や相乗効果、最上川フェスタなど広域的なイベントによる地域活性化、さらには中学・高校生などのカヌー競技の向上を図る施設として考えております。そのために多目的水面広場の規模は長さが600メートル、幅が120メートル、水深が1.5メートルを計画しているところでございます。

このようなことから、市民のスポーツ、レクリエーションや本市の経済及び地域活動の活性化という最終的

な目標を達成するために必要な現事業を、途中で中止するという事は考えられないことをごさいます、また考えていないところをごさいます。

それから、庁舎内の空気環境測定についての質問がありました。お答えいたします。

庁舎内の空気環境測定につきましては、測定場所を定め、浮遊粉じんの量、それから二酸化炭素及び一酸化炭素の含有率、温度、相対湿度などの項目について2カ月に1回、定期的を実施しております。

そこで、庁舎内の禁煙前と禁煙後の空気環境の変化についてであります、空気環境測定の項目の中で喫煙と関連があると考えられる浮遊粉じんの量、二酸化炭素及び一酸化炭素の含有率の3項目について前年同期との比較で申し上げます。

まず、禁煙にすることによって最も影響が出ると言われる浮遊粉じんの量につきましては、庁舎内禁煙後において大幅に減少した数値を示しております。二酸化炭素につきましても、庁舎内禁煙後の含有率がかなり低くなっております。一酸化炭素につきましては、禁煙前後とも含有率の数値は出ておりません。このように、庁舎内禁煙を実施したことによりまして室内の空気がきれいになり、来庁者からは大変喜ばれておりますし、職員においても衛生的な職場環境の中で仕事をすることができていると思っております。

私の方からは以上です。

地球温暖化防止に対する対応を申し上げます。

地球が温暖化すると、洪水や干ばつなどの自然災害がふえたり、海面の上昇により砂浜や低地が水没したり、気温の上昇に適応できない動植物が死滅したり、病害虫が増加するなどして穀物生産が大幅に減少して、世界的な食糧危機に陥るといった深刻な影響もあると言われております。

地球温暖化を防止するには、世界各国の協力が必要であるということから、1992年に国連の気候変動枠組み条約が採択され、同年の国連環境開発会議、いわゆる地球サミットで世界中の多くの国が署名を行い、1994年に条約は発効いたしました。これを受けて第1回目の締約国会議がドイツのベルリンで開催され、温室効果ガスの排出抑制や削減のための目標を定めることが決められました。

1997年に開催された第3回締約国会議が地球温暖化防止京都会議で、21世紀の地球の将来を決定する非常に重要な会議になりましたことは御案内かと思ます。この第3回締約国会議で京都議定書が採択されました。この中で日本の温室効果ガスの総排出量を2008年から2012年の間に、1990年のレベルから6%削減するとの目標が定められました。

この温暖化の原因は、主に人間の活動によって二酸化炭素などの温室効果ガスがふえているためと言われております。地球温暖化にとって最も大きな影響を与えていると言われていた二酸化炭素は、石油などの化石燃料を燃やすことによって大気中に放出されます。工業化社会や自動車、エアコンなどの普及、大量生産、大量消費、大量廃棄はエネルギーの消費と温室効果ガスの発生を促すとされております。

そこで、市といたしましては、市民の日常生活の中での省資源行動など家庭でできる温暖化対策として、冷房温度は28度以下に下げない、それから暖房温度は20度以上に上げないこと、必要のない電気器具のコンセントを抜いて待機電力を削減する、車のアイドリングストップを行う、車の利用を自粛するなど省エネルギーの取り組みを働きかけております。

また、市で委嘱している廃棄物減量等推進員には、地域のリーダーといたしましてコンポスターや生ごみ処理機による生ごみの減量化の普及啓蒙、そしてまた食品トレー、牛乳紙パックの店頭回収によるリサイクル推進運動の啓蒙、消費生活研究会には地球にやさしい消費活動を活動目標に買い物袋持参運動によるレジ袋の削減、再生商品の使用などに取り組んでいただいております。

さらに、子供会や小学校PTAに呼びかけまして、新聞紙、段ボールなどの古紙類や古い布などの集団資源回収を実施して資源の有効活用を推進しております。

市役所としましては、エコスタイルの取り組みとして、ノーネクタイ運動や冷房温度の設定に組み込み省エネルギー活動を推進したところをごさいます。

今後も、市民の皆さんに家庭でできる省エネルギーの取り組みを働きかけてまいりたいと考えておりますが、先般ロシアが京都議定書批准書を国連に寄託して、来年の2月に発効することになったことを受けて、政府は一昨日の30日に温室効果ガスの削減目標のあり方を抜本的に見直すとの方針を固めたとの報道がありました。今後、温室効果ガスの主要なものとなっている二酸化炭素の削減について、より細かな取り組みのあり方が示されると思われますので、今後の取り組みを検討していくことになると考えております。

また、温室効果ガスを減らすには、二酸化炭素を吸い取る場所の緑を大切にすることも必要と考えております。本市は自然環境、居住環境、歴史的・文化的環境を総合的にとらえながら「花と緑、せせらぎで彩る、環境に配慮した美しいまちづくり」を進めてまいりました。今後とも環境に配慮し、緑あふれる、活力あるまちづくりを展開してまいりたいと考えているところでございます。以上です。

佐竹敬一議長 教育委員長。

〔大泉愼一教育委員長 登壇〕

大泉愼一教育委員長 まず、地球温暖化防止対策についての学校の取り組みについてお答えいたします。

地球温暖化防止については、環境教育の一環として市内各校において積極的に取り組みがなされております。まず、現在の取り組みの内容の一部を紹介いたします。

ある小学校では、国語科の授業「地球環境について考えよう」の中で、地球に重大な影響を与えつつある地球温暖化の問題を取り上げました。そして、自分たちで調べたことを壁新聞の形にまとめ、二酸化炭素の増加を防ぐため自分たちに何ができるかを話し合っております。また、別の小学校では、理科の授業「物が燃えるとき」の中で、二酸化炭素の排出が地球温暖化に及ぼす影響などについて学習し、防止対策について話し合い、まずは自分たちでできることをという考えで、小まめに電気を消すことから実践しております。

中学校においては、社会科、理科の中で二酸化炭素を減らすための工夫について学習し、家庭科ではごみをふやさないこと、車の利用を考えることなどを学び、実践しているところです。このように現在、市内各小中学校において積極的な活動が行われていますので、今後につきましても授業やその他の活動の中で地球温暖化防止に対する理解が深まり、意識が高まるような取り組みが進められていくこととなります。教育委員会といたしましても、各校の学習成果の発信や学校間の交流の調整など各校の活動を支援していきたいと考えております。

続いて、環境教育について申し上げます。

環境問題は、各方面において取り組むべき重要課題であり、市内各小中学校においても環境教育として各校の特色を生かした取り組みが積極的に推進されているところです。御質問の環境教育を学習面でどのように取り組んでいるかについて三つに分けてお答えいたします。

一つ目は教科学習です。小学校の理科、社会科では、公害、リサイクル、ごみ問題、資源の有効活用などを取り上げて指導しております。また、その内容を受けて図画工作の時間にエコマイバッグづくりなどの活動も行われております。ほかにも国語科や家庭科等でも関連した単元があり、多様な学習活動が展開されており、これは中学校においても同様なことが言えます。

二つ目は総合的な学習の時間です。前述の各教科の学習成果を生かしながら、総合的な学習の時間では学年の活動テーマや個人の研究テーマに基づき、河川水質調査、水生生物の調査、酸性雨調査、松葉の汚れ調査などの活動を行っているところです。また、醍醐小学校のホタル学習など、地域の特色を生かし、地域と連携した環境教育の取り組みもなされております。

三つ目は特別活動などの時間です。

各教科や総合的な学習の時間に学んだことを実践する場面として、地域のクリーン作戦やごみ拾い活動、アルミ缶プルタブ回収、道路清掃などの活動を行っています。

これら三つの学習に共通して言えることは、児童生徒の意欲やアイデアを生かしながら主体的な学習活動になるよう配慮している点です。今後も、このような特色ある環境教育が推進されるよう教育委員会として支援していきたいと考えているところです。

次に、メディアリテラシーについて申し上げます。

テレビやインターネットなど、さまざまなメディアによって大量の情報が流通している現況は今後一層進展すると予想されます。このような社会の中で生きていく児童生徒にとって、メディアの特性を理解し、目的に合わせて選択、活用する能力、あるいは情報について批判的に吟味評価し能動的に選択できる能力、いわゆるメディアリテラシーは不可欠な能力であります。本市教育委員会といたしましては、寒河江市教育研究所の中に平成16年度より情報教育に対する研修部会を新設し、コンピューターを操作活用する能力であるコンピューターリテラシーの向上や情報モラルについて研修するなど情報教育の充実に努めております。このような活動

を受け、市内各学校では教師がメディアリテラシーの育成を重要なことと受けとめ、さまざまな活動がなされております。例えば、国語科の授業においては、新聞各社の読み比べを通して新聞記事の表現にも相違点があることを学習したり、社会科の授業において正しい情報を収集する方法について学んだり、またある小学校ではNIE実践校として全学年で新聞を活用した学習に取り組んでおります。

今後もメディアは、質・量ともに急速かつ劇的に変容していくことが予想されます。こうした急激な社会の変容に耐え得る個人の主体的な判断能力を育成する重要性を再認識し、情報教育に関する研修の充実に努めてまいります。以上です。

佐竹敬一議長 松田伸一議員。

松田伸一議員 答弁ありがとうございました。

河川敷の多目的水面広場の主体的な活動方法、利用方法などお話しいただきましたけれども、私の考えと少し違いまして、今のイベントの開催とかはどうしても行政主導のような気がしてなりません。

私、先ほど榎津議員の質問にもありましたけれども、青年会議所活動の中で一番重要視したのは民意を大切にすることです。それで、青年会議所の活動の中で一つの事業を起こす場合は、まず調査をします。そしてその中で起案をします。そして計画実施、それから振り返るということを繰り返す手法で事業を進めなさいということなんですけれども、まずその河川敷にこれからできる新しいグラウンドとか、それから水面もあるわけですが、その中で市民全体がどのような活動ができるのか、どういうふうな利用方法を期待しているのか、そういうふうなことが今まで一度も行政の方では調査とかそういうふうなものなかったように思います。

地域の要望として出ているのは、広場としての活用と具体的な方法ではなくて、そういうふうな方法だったと思いますけれども、この前最上川ふるさと公園の中に新しくスケートボードの活動の場ができましたけれども、それなども県の方で若者たちの意見を取り入れながら、あれを計画した経緯があるように聞いておりますけれども、そういうふうなものをこれからどう進めていけるのか非常に心配であります。

国体の予選とか、そういうふうなものもジュニアクラスの実施するといいますが、国体に出場するとかそういうふうな人たちの底辺拡大につなげたいということなんでしょうけれども、そういうふうな果たして願望している生徒たちがどの程度いるのか、そんなことも考え合わせて事前に調査して、計画するのが本来の進め方だと思っています。現在、試験的に湛水される場所であれば、子供たちの遊園地としての広場としての活動なども十分考えられましょうし、河川敷特有の風対策などもこれからどういうふうになっていくのか、この前質問しましたけれども、風対策とか横風、果たして来るのかどうか。

それから、明治37年以降はそういうふうな河川の流れが変わっていないというお話でしたけれども、私がああ周辺の周辺を見ますと、明治30年代、今からですと大体100年ぐらいになるわけですが、100年を経過したような樹木の姿が見られない、それは何度かああの地域が冠水した証拠ではないかなと思っているんですけれども、そういうふうな事柄を考え合わせると、ああの地域にああのようなものをつくるのは非常に、自然負荷を考えない無謀な事業だなどと思っているわけです。

それで、もうあの程度できたんですから、あの程度をまたもとに戻すということは、また同じような経費がかかるわけですので、その点で現在の事業を中止して、そしてまた新しい方法を模索する方法もあるのではないかと考えておりますので、その点の考えをお伺いしたいと思います。

それから、庁舎内の空気の汚れぐあいが大幅に改善されたと言いますが、その大幅というのはどの程度の大幅なのか、例えば100あるとすれば50でも大幅だと思いますけれども、そういうふうな言葉の表現ではなくて、後からでもいいですから数字的な表を、わかれば提出していただきたいと思います。

それで、私は庁舎内のたばこの喫煙のことについて質問するのは、私自身たばこを吸わないんですけれども、今、ここの庁舎では庁舎外にたばこの喫煙所を設けているわけですが、私、常に目にするのは、1階の出入り口の方の喫煙場所ですが、そこでたばこをお吸いになっている方々が非常に気の毒に見えます。これからますます外部が寒くなってくるわけですし、急激な寒さの中で、そしてたばこを吸うことによって血管の収縮なども図られると聞いておりますけれども、そういうふうなことの病理的な弊害も起きてくる心配を私はしております。それで、できれば庁舎内に喫煙場所を設けてやるのが、ここで働く人たちの福利厚生にも大きく、公的な影響があるのではないかと考えます。

それから、あの場所は非常に人目にさらされるわけですが、人目にさらされることによって精神的な圧迫、精神衛生上も決してよい影響はないのではないかと思います。よりより職場環境をどういうふうにするかということも、やはり喫煙する人たちの声も聞いて何とか工夫して、庁舎内で安心してたばこの吸える場所をみんなで考える必要があるのではないかと思いますので、喫煙場所の改善についてどうお考えなのか、お伺いいたし

ます。

10番の3番目ですけれども、ほかの市町村では温暖化に対して非常に敏感に反応しておりまして、寒河江では非常に出おくれぎみだなと思っているんですけれども、民間の学習、学校でも一通りの学習はやっているようですけれども、独特な学習方法などもまだまだ模索する必要があるのではないかなと思っています。

地球の温暖化の功罪を今市長さんが申されましたけれども、そのほかにもさまざまあるわけです。一番心配されているのは、微生物の異常発生とか、BSEとかそういうふうなもの、デング熱とか、微生物の種を保存するために新たな活動の場を探して人間に近いところまで細菌が侵略して、そして思わぬ病気とか、私たち人間で言えば病気になるわけですけれども、そういうふうな生活の場を微生物が求めて、すぐそこまで侵略してきているのに、私たちは全然気がついていない。それが地球温暖化という一つの大きなキーワードがあるわけです。

そういうふうなことを、私たちがもう30年も前に青年会議所では取り上げて、温暖化に対して取り組んでまいりましたけれども、全く今ごろになってそれに気づいた。私自身もそうですけれども、気づいて急いで対応を探ろうとしても、もう取り返しのつかないところまで来ていると。そんなことを考え合わせると、やはりもう少し地球温暖化ということ、私たちの生活の目に見えないところで起きている変化に対して敏感に反応する必要があると思います。それは私たち一人だけではなくて、みんながそういうふうな感覚で物事を考えないと大変なことになると。

新潟県の中越地震の水が長い間、その地域にとどまって地盤を引き下げ、重力をかけて、その弾みで地震が起きたという途方もない空想のような話ですけれども、それも一つの要因として十分考える必要があると。そんなことを考え合わせると、何の変哲もない、ただ最上川の川の水を数メートル移すだけだとおっしゃるかもしれませんが、それがこの地域で活断層が非常に危ぶまれているところで100メートル、600メートル、その中に水が入る重さが、私、計算できませんけれども、そのようなことが果たして地震を招く引き金にならないとだれが言えるのか、絶対ないと言えぬのか、そういうふうなことを考え合わせて流域の変化のことをお尋ねしたんです。

そういうふうなこと、水の重みというのはさまざま地震に関連しての説があります。黒四ダムができたときに松代の群発地震が発生しました。これも水の重みで地殻の変動を起こしたと言われています。それが果たして当たっているかどうかわかりませんが、学説としての一つの問題として提起されております。そんなことを私は心配をしているわけです。それで、その湛水池を、水をためる領域を少なくして地震の起きるチャンスを少なくするというのも私たち現在生きている人たちの役割だと私は信じておりますし、それを阻止しなければならないと思っているわけです。

4番目の学校の方の取り組みですけれども、やはり学校の方で一通りやっているということはよく理解できますけれども、学校で学ぶ人間の数と、それから社会に出てから、一応学習し終わった段階で一般市民の学習もこれからは大切になるのではないかと考えます。そんな意味で、メディアリテラシーとあわせて、成人、一般の社会人に対する啓発運動というかそういうふうなものも一つの運動として起こす必要があると思っています。そういうふうなことを考え合わせて、メディアリテラシーとそれから地球温暖化、そういうふうな面で教育委員会の考えを、社会教育面での取り組み方、それから地球温暖化に対する図書の資料の充実とか、そういうふうな面でも図る必要があると考えておりますので、その辺もあわせて、これからどのようになされるのかお伺いいたしまして第2問いたします。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 お答えいたします。

私は、市政執行のキャッチフレーズといえますか目安とするところに「花、緑・せせらぎ」ということを掲げておるわけございまして、それに沿ったところの市民の方々の御理解を得た運動と、あるいはまちづくりというものがここまで来たなどこのように思っております。

そういう中でせせらぎ宣言をしたり、あるいは寒河江の緑を制定してもらったりしたわけでございます。ですから、自然環境、動植物、それを大切にするという気持ちは、私はもう人後に落ちないかこのように思っておるわけございまして、また一方、寒河江市の持っているものを、資源というものをいかに生かして市民の幸せや、あるいは市の発展につなげるということを考えるということも必要だろうとこのように思っておるわけでございます。

ですから事業を推進する場合には、市民の意向を聞きながら、そしてまた行政としての、執行部としての考え方というものを十分出し合って、そしてそれを御理解を得てしてきたところございまして、最上川寒河江緑地にいたしましても、あの河川敷というものはこれまでも、市の計画がある前にも事実上使用されておったわけございまして、あれを有効に使うための市民の要望というようなものが大きく出されたわけでございます。それにふさわしいものは何かという模索した結果、現在の計画となったということでございまして、ただ単に私市長が一人で考えてここまで来たというものではございませんで、資源を生かす、あるいは市民の要望にこたえる、将来のスポーツ、レクリエーションのあり方というものはどうなるべきかということを考えて現在の計画に、そして事業に当たっておるとございまして、御理解は得られておるとこのように思っております。

そしてまた、あれがあそこにあるところの最上川ふるさと総合公園とか、あるいはクア・パークと一体的なものとなって、これが相乗効果をあらわすだろうとこのように思っておりまして、スケートボードの話もございましたけれども、あれもやっぱり最上川ふるさと総合公園をあそこに、県に事業を起こしていただいた、そして私たちがあれを寒河江の財産ということで、地域のためにも市民のためにも、あるいは県民のためにも生かすということでのスケートボードも出てくるわけございまして、あらゆるスポーツ、あるいはレクリエーションの場ということ、あるいは憩いの場ということになっていくだろうとこのように思っております。

それから、喫煙の場所というような話がございましたけれども、いろいろ庁内から意見を聞いて、また課長会議等に諮りまして、ああいう対応というものでよかろうということになってきておるわけございまして、まずはこれから、もしも寒いところでたばこを吸う、あるいはほかの人目ということもなお一層配慮するということも考えないわけではございません。

それから、地球の温暖化の問題でございますけれども、地球規模で議論されておるわけでございますし、あらゆる科学技術が発達した中で後戻りはできないような環境の中にあるかとは思いますが、そういうことでは地球そのものが壊されていくという危惧はみんな持っておるんだろうとこのように思っておりますが、これをどう戻していったら、青い地球をここに戻すかというようなことは世界全員として考えなくてはならないことだろうと思っておりますし、また国民、市民一人一人の心の問題としてこれを問いかけて、これを温暖化防止につなげていかなくてはならないと思っております。ですからこそ、細かいようなことございまして、それが積み重なって温暖化防止ということになるかとこのように思っておりますので、大上段にかぶってやることもありましょうし、一人一人の心、一人一人の活動の中で取り組むことによって少しでも温暖化を防ぐということも大切なことだと、このように思っておりますので、市といたしましても行政的な分

野、あるいは庁舎中での取り組みということには、いろいろ工夫と知恵を凝らしてやっているところがございます。

佐竹敬一議長 教育委員長。

大泉愼一教育委員長 地球温暖化の問題も情報リテラシーの問題も、非常に重要な問題だというふうに思っております。

社会教育の中でも、やっぱり一般の人の意識の醸成といいますか、そういうふうなものを図っていかなければならないというふうに思っております。特に温暖化の問題に関しては、社会人と学校の生徒との格差が大分あるのではないかとこのように考えております。したがって、一般の人の醸成が非常に大切なのではないかと考えております。具体的には教育長の方からお答えいたしたいと思っております。

佐竹敬一議長 教育長。

〔大谷昭男教育長 登壇〕

大谷昭男教育長 今委員長が答えたことにすべて尽きるように思いますのでちょっと躊躇したんですが、先ほど主に学校の中ではどういう学習活動が行われているのかということでお答え申し上げました。そういう観点で学校教育の中での環境問題、地球温暖化の問題、こういったことに対する基本的なスタンスと、そしてそれをどう将来に結びつけるような配慮をしているかという観点で御説明申し上げたいというふうに思います。

環境問題にしても地球温暖化にしても非常に大きな課題であることは、先ほど市長も申し上げたとおりであります。ちょっとオーバーな言い方をすれば、人類の未来にかかわってくる重大な意味を持っているものというふうな認識は、今全世界的になされているんじゃないかなというふうに理解しております。現代文明が起こさせたものでありますし、現代文明の生活に本質的にかかわってきた問題だということでございます。

そういう問題ですが、殊小学校、中学校という発達の段階の子供たちにとっては、やはりあくまでも身の回りの事象から、しかも具体的な現象の中から、それが本質とどう因果関係でかかわっているのかということ、理屈を言ってもだめですから、じゃなくてそういう体験を通して理解してもらい、そしてそれを体験的に学びながら本質と結びつけていく、そういう論理を、あるいは意識の構成を、あるいは態度の育成を図っていく。そして、さらにそれだけじゃなくて、身近な活動に結びつけていく。それが例えばプルタブの回収であったり、あるいはごみ拾いであったり、買い物袋を自分たちのものとしてつくるというふうな活動であったり、それがどういうふうにかかわっていくかということは先ほど申し上げた因果関係でございます。

こういうことでなされているわけですが、そこには当然、将来社会人となっていく子供たちの社会性を育てる、そしてそれに対して主体的に立ち向かえる人間を育成しようという願いが込められております。今新たに成人も含めて、私たちも含めた一人一人がどう立ち向かっていくかが求められている。

先ほどの、メディアリテラシーとのかかわりで非常に難しい問題ですが、さまざまな情報を私たちがどういう目で選択し、解釈し、批判するか。これがメディアリテラシーの本質だと思います。そういう面を一人一人が持てる、それをどう大きな流れとして組織化していくか。これは学校、地域、あるいは寒河江市、あるいは県、そういった大きな広がりになっていくことが一番本質なんじゃないかなというふうに思います。あるべき姿を、私たちが寒河江市の教育も考えねばならないというふうに申し上げましたけれども、できたらそういうところの方で本質的な議論がなされればなという気を、少しロマンですので考えています。以上です。

佐竹敬一議長 松田伸一議員。

松田伸一議員 ありがとうございます。

河川敷の件では堂々めぐりのようですので、庁内の喫煙場所ですけれども、私が言うのではなくて、ここにときどき訪れる来庁者が非常に喫煙者の姿を見て感ずることが多い、同じ時間に訪れる人はいつも同じ人が吸っていると、あの人は年中たばこばかりのんでいるということにつながっているんです。そこを御理解願いたい。私はそういうふうなことを言われると非常に心外で、職員の皆さんには申しわけないと思っているんですけれども、ぜひ人目につかないところで安心して、そして吸っていただける、そういうふうな職場環境が私は必要だと思っていますので、皆さんどう考えるかわかりませんが私はそう考えておりますので、その点の御配慮をお願いしておきます。

それから、温暖化については非常に大きな問題でありますけれども、これは人類避けて通ることができない大きな関門です。

そこで、この温暖化に対する学習会が各地域で開かれております。そしてまた、地球温暖化防止推進員、市の職員たちがこぞって推進員になる市町村もあります。そういうふうな他の市町村の温暖化に対する意気込みを拝見すると、やはり寒河江市でも地球温暖化防止推進員に何人かが、市の職員とは言いませんけれども、一般市民で防止推進員になりたいというふうな機運づくりをぜひお願いしたい。

それから、メディアリテラシーは非常に難しい問題だと言われておりますけれども、難しい問題だからこそ物事を正確に判断する能力を持った人々を多く地域につくらないと、これから一つの問題を解決するにも大変なことになる。

それから、青年会議所の話になりますけれども、青年会議所ではそういうふうな五つの段階で事業を進めてまいりました。様津君も提案しました学生による議会、子供たちによる議会、それは民意を吸い上げる一つの方法です。そういうふうなことを考え合わせ、ぜひそういうふうなことの実現方向で努力していただきたいと私もお願いしておきます。

私は、一般質問でこの席からの発言は終わるわけですがけれども、平成3年から議員として務めてまいりました。13年間、市議会議員として務めさせていただいて、私を議場に送って下さいました方々、それに最初に私が座った席は3番でその席でしたけれども、それから現在は最後列にもうなっていましたけれども、最後列で最高齢という立場です。今期は仮の議長さんまでさせていただきまして大変感動を覚えております。それに安孫子市美夫議員の追悼の演説なども機会を与えていただいたことに感謝しております。

この13年の間、厚生常任委員長とか建設常任委員長、文教経済常任委員長など務めさせていただきました。途中で退任することになりましたけれども、議運の委員長まで任を預かったことに対して非常に感謝しております。こういうことができたのも皆さんの御支援のおかげだと思っています。特に市議会事務局の皆さん、そして各課長さん、多くの市職員と市民の皆さんの協力と御支援があったからこそ、ここに立ってこういうふうな発言ができる機会が得られたと思っております。これから少しでも寒河江市の発展につながるものと信じております。これからはこの議席からではなく新たな市政展開の道筋を切り開くように挑戦する覚悟を決めました。これからも変わらない御厚情をお願いいたしまして、最後の質問を閉じさせていただきます。ありがとうございました。

(拍手)

遠藤聖作議員の質問

佐竹敬一議長 通告番号12番について、20番遠藤聖作議員。

〔20番 遠藤聖作議員 登壇〕

遠藤聖作議員 ただいまの松田議員の質問の後で大変やりにくいわけでありませうけれども、環境問題をライフワークとして活動してこられた松田議員らしい質問で、非常に識見の高い質問でありました。大変感銘をいたしております。

それでは、一般質問の最後の質問者でありますけれども、市長にとっても一般質問に対しては任期最後の答弁になるということで、ぜひ集中して答弁をいただきたいと思います。

私は、日本共産党と通告してあるテーマに関心を持っている市民を代表して、以下、佐藤市長に質問いたします。

最初に、行財政改革について伺うものであります。

今、市民を取り巻く状況は、失業やリストラ、企業倒産が人ごとではない、いつ自分に降りかかってくるかどうかという心配が日常的に起こっています。また、退職定年が非常に若齢化しているという、あるいは途中定年で、55歳ぐらいで定年で、賃下げがされて再雇用されるというような現状など、いわば過酷な現実が吹き荒れています。また、商業者、工業者にとっても、大変長く続いている不況、消費不況の影響で売り上げの減少などが続いておりまして経営環境が一段と悪化していると。

こうした中で、小泉内閣が配偶者特別控除の廃止や定率減税の廃止、あるいは高齢者の医療費の負担増、介護保険制度を見直して負担をふやす、あるいは年金の支給開始年齢を繰り下げる、またそれに課税をするなど矢継ぎ早な決定がなされておりまして、最近、今また政府税調は消費税の税率の引き上げを避けることはできないという答申を決めるなど、国民に負担と犠牲を押しつける税制改正を強行しようとしています。こうしたときだからこそ、地方自治体の役割として、政府に追随するのではなくて、一段と市民の暮らしと営業を守る防波堤になってほしいと願うものであります。つまり、現在策定中の市の行財政改革案についても、自治体まで市民に負担や犠牲を強いるような内容のものになってはならないと考えるものであります。そうした観点に立って、以下、通告した内容に従って市長に質問を行います。

第1に、行財政改革を進めるに当たっての基本的な視点をどこに置いているのかを改めて伺いたいと思います。

2点目として、行財政改革案の策定に取りかかっているわけでありませうけれども、その進め方、組織体制、どのような人員や職員で構成され、どのような手法で進められているのかを伺いたいと思います。

3点目として、その案をどの段階で市議会や市民に対して提示をするのかということでありませう。できるだけ早く案を提示して、市民の意見を集約する必要があると考えますが、あわせてその決定に至るまでの手法、9月議会でもお伺いしておりますけれども、その手法をどのようにしようとしているのか伺いたいと思います。

特に、行政のひとりよがりの決定を避けるためにも、市民がこの行財政改革に関してどのような意見を持っているか、寒河江市のホームページの活用やモニターの委嘱、あるいはアンケートの徴集などの手法を多面的に採用する考えがあるのかないのか、改めて伺いたいと思います。

次に、来年度の予算編成の基本的な方針について伺いたいと思います。

今議会でも何人かの同僚議員がこの問題を取り上げていますけれども、政府は三位一体の改革や地方分権、地方の自立などと言いながら、実際には補助金や交付税削減に大なたを振るっています。そして、一方の税財源移譲については遅々として進まず、地方自治体は交付税の激減に対して2年連続、予算すら組めない、そういう事態に直面しているのが現実であります。

今年度の寒河江市の予算も、投資的経費を大幅に削減し経常的経費を確保しましたけれども、財源確保とい

う点では今年度以上に来年度は深刻さを増すのではないかと考えています。そこで、以下、市長に伺います。

1点は、来年度予算編成についての市長の基本姿勢、考え方であります。既に事務段階ではその作業にかかっていると思いますけれども、私は市の施策や予算の中心が、市民生活や福祉が充実し、所得が少しでも向上するようなものにならなければならないと考えますけれども、市長の考え方について伺いたいと思います。

次に、市民の願いの強い要求について、市長はどのような判断基準でその採否を決めているのかを伺いたいと思います。このことに触れまして、中学校給食問題について伺います。

この問題について、私たちは十数年余にわたって当局に早期実施を求めて、ありとあらゆる角度からその必要性を指摘をし、また市民の声を届けてきたことは同僚議員も御承知のことです。昨年12月定例議会では、中学校給食をすすめる会が市民1万5,000名余の実施を願う市民の署名を添えて請願書を提出したのに対して、当局及び市長与党は愛情弁当論を論拠に反対討論までして不採択に追い込み、またことしに入って3月定例議会でも同様の請願が出されたのに対して、情勢に変化はないのに、また同じ請願を出すなどというのは議会軽視だとしてまともな議論すらなされず不採択にされたことは市民の記憶、議員の皆さんの記憶にも鮮明に残っていることであります。

このように、実施も調査もしないとかたくなに中学校給食問題に否定的な態度をとり続けてきた市長と、その与党の議員との間で、昨日の一般質問の中で既定方針の唐突な変更とも受け取れるやりとりがありました。政治はタイミングの妙だなどという発言もありましたけれども、私はそうは考えません。

それは、今月実施される市長選挙で中学校給食の可否が大きな争点として浮上してきていることと深くかわりがあるのではないかと。そして、そのことを市長自身も与党の議員の皆さんも強く意識したからこそ、これまでの態度を一変させるような質問と答弁がなされたのではないかというふうに思います。

しかし、政治は住民こそが主人公です。市長や議員はその願うところによって行動し、実現のために誠実に対応すべきものであって、決して政治の妙だなどと言って市民の願いを政治の駆け引きや、みずからの保身のための駆け引きに利用しようとしたり、もてあそびではならないと思います。そこで、この際、市長の真意を明確に伺いたいと思います。中学校給食の実施に向けて当局のこれまでの方針を転換するという市長自身の意思があるのかどうか、答弁を願いたいと思います。

転換するというのであれば、事は簡単であります。この間の経緯を踏まえれば民意は明確であります。来年度予算に中学校給食実施に向けての調査費を計上し、直ちにその取り組みを開始すべきであると考えます。このことについての市長の見解を伺いたいと思います。

さらに、中心市街地に公衆浴場を建設する問題、このことについても多くの市民から私たちは訴えられ、ぜひ実現してほしいと言われていました。このことについても、過去、議会では何人かの議員が取り上げていますけれども、遅々として進んでいないのが現実であります。このことについても、行政を担当する、市政を預かる市長の英断が必要なのではないかと思っておりますけれども、見解を伺いたいと思います。

次に、事業の取捨選択の方針について伺いたいと思います。これも3月議会、そして9月議会と連続して私は伺っています。投資的事業のあり方です。直近の9月定例議会では私の同じ問題の質問に対して市長は、行財政改革の検討委員会の中でおのずとその基準というものをつくっていかなければならない問題だと述べています。それもそのとおりだとは思いますが、市長自身がこの問題についてどういう考えでいるのか伺いたいと思います。

さらに、市民への負担転嫁を極力避けることについて伺いたいと思います。来年度予算編成に当たって、使用料や手数料、あるいは国保税、介護保険料や利用料などを見直す、あるいは引き上げる考えがあるのかどうか伺いたいと思います。

最後に、深刻化している市債の償還計画について伺います。

政府の交付税削減は何としても食い止めなければならない、そういうことは言うまでもありません。そして、まだ削減額、あるいは交付税総額が決定していません。そこに自治体の長として最後の頑張り強く求めたい

と思いますけれども、当然にして今のまま行けば大幅削減は避けられない情勢であります。こうした中で累積している市債の償還は、今後長期にわたって市民の手で行われることになりまして、その絶対額を確実に徐々に減らしていく、このことが至上命題であります。その決意と方策について伺いたいと思います。以上で第1問といたします。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 まず、行政改革の方からお答え申し上げます。

私は、行政というものは常に効率的でなければならないと考えており、高度化、多様化する市民ニーズに対応するため常に事務事業の見直しを行い、真に必要な事業の取捨選択を行うと同時に実施方法の効率化を図り、より少ない財源でより多くのサービス、より高いサービスを提供できるよう努めていかなければならないものであると思っております。そのために行財政改革等を進めなければならないと考えるわけでございます。加えて、これからの地方自治体は補助金や地方交付税への依存から脱却し、みずからの限られた財源の範囲内において、みずからの責任と判断による効率的な行財政運営を行うことが求められることから、財政的視点を重視して行財政改革大綱を策定していかなければならないと思っております。

さらに、地方分権の時代におきましては、これまで以上に住民と行政が一体となってまちづくりを進めていかなければならないと思っており、民間ができるということは民間に任せる、また民間で実施した方がより高いサービスを提供できると思われるものは民間にゆだねるという方針で、住民との協働というものを重視して行財政改革大綱を策定していかなければならないとこのように思っております。

それから、その進行状況でございますが、行財政改革大綱策定に当たりましては、全庁対応で事務事業の見直しと改革内容を検討する考えでございまして、6月に市長を本部長とする行財政改革推進本部のもとに、大綱の素案作成等を行う行財政改革検討委員会を設置いたしまして、さらに専門的、具体的に検討するために委員会に三つの部会を設けたところでございます。

部会は庁内全課等の主査、係長級の職員37名で構成し、検討委員会は企画調整課長、そして庶務課長、財政課長と各部会の長で構成しております。また、市長の諮問に応じて本市の行財政改革の推進に関する重要事項を調査審議する行財政改革推進委員会の設置を規定しておりまして、識見をお持ちの方々を委員に委嘱して行財政改革大綱案について調査審議していただくことになっております。

行財政改革大綱策定は、今申しあげました組織で行っておりますが、事務局体制としましては、6月に企画調整課内に行財政改革推進係を設置し、職員3名体制で大綱策定に関する事務を担当させておるところでございます。

それから、大綱策定までに至る手法、そういうことでの御質問がございました。

行財政改革大綱案については、国の三位一体の改革の工程をも踏まえ、行財政改革検討委員会及び部会において行財政改革大綱の素案を作成し、それを行財政改革推進委員会に諮問いたしまして調査審議していただく考えでおります。そして、行財政改革推進委員会からの答申をいただき、行財政改革推進本部の開催、議会全員協議会での説明、議会に対する行政報告という予定を考えております。

市民や議会の意見との御質問でございますけれども、現在第5次振興計画についても策定作業を進めており、その基本構想策定のためのまちづくり各層座談会等を開催する予定でございますので、その中での行財政改革についても御意見を聞いてまいりたいとこのように思っております。

また、市報と市のホームページを活用するなど随時情報提供に努める考えでございまして、各種団体の会合においても機会あるごとに行政改革の一端を述べ、御意見、御要望を聞いてまいりたいと考えておるところでございます。そしてまた現在も聞いております。さらに、行財政改革推進委員会について、構成メンバーや定数についての見直しも行ってはどうかなとも考えておるところでございまして、推進委員会において市民の広範な御意見を踏まえた活発な議論がなされるものと期待しておるところでございます。

それから、議会の御意見につきましても、これまで同様議会から行財政改革推進委員を選出していただきたいと思っておりますけれども、議会の御意見が行財政改革大綱に十分反映されるように、議会の中でも行財政改革を検討する場を設けるなどをしていただければ、議会と一体となって行財政改革を進められるものと考え

ております。このようなことから、市民、そして議会の御意見を踏まえ、御理解をいただきながら行財政改革大綱というものを策定するというところでございます。

また、モニターとかアンケートでございますけれども、これも審議会あたりの意見というものを聞きながら検討してまいりたいとこのように思っております。

次に、予算編成に絡んでの御質問が何点ございました。

現在、日本の経済、ようやく明るい兆しが見えてきたものの、依然として税収が減少したままでございまして、加えてふえ続けるところの社会保障費などによりまして、国・地方とも非常に厳しい財政運営を強いられている状況にあるところでございます。

特に、地方においては大きな財源でありますところの地方交付税が行政のスリム化の名のもと大きく削減されており、また国の景気浮揚策に合わせ各自治体において実施してきた社会資本整備に伴う公債費の増により一段と厳しさを増してきております。本市における状況も例外ではなく、平成16年度においても厳しい予算編成を余儀なくされたところでございます。

こうした中での平成17年度予算の編成ということになるわけでございますが、まず縮小する財源に合わせた厳しい予算ということにならざるを得ないと思っておりますが、厳しいからといって何でもかんでも削減一辺倒の予算を組むのもいかがかなとも思っているところであります。これまでも厳しい中でも、将来を見きわめながらチャンスとタイミングを見計らい、また市民ニーズや時代のニーズをつかみながら、めり張りのきいた財源配分を行いまして、市民に夢と希望を与えられるもの、そしてまた町の活力が感じられるものとしてきたところでございます。

予算編成に当たりましては、現状を認識することは特に重要なことだと考えております。本市の現状を見るに、厳しい経済情勢の中で民間企業の経営も一部を除き、全般的に苦しくなっているのではないかなと考えております。このようなことを踏まえれば、予算編成に当たりましては、商工業などの地元企業の育成につながる施策や、あるいは農業の振興につながるものなどこういうものを実施いたしまして、市民が豊かさを享受できるような手だてを講じていく必要があるのではないかと考えておりますし、厳しい財政の中でどれだけの財源を振り向けられるかわかりませんが、少ない財源の中で少しでもそういった方向に有効に生かしていけたらなとこのように思っております。

それから、市民からの要望に対しましては、私はいろいろな会合等に出席して、市民の方々とお会いしまして直接お話をする機会がございます。そんな折、いろいろな要望なり願いをお聞きするわけでございますが、できるだけこたえるように努めてきたものでございます。しかし、現実的にはすべてをかなえるということとはできないわけで、必要性や有効性、緊急性など、また町の活性化や市民福祉の向上につながるものなども考慮に入れながら判断しているところでございます。こうしたことから、今回の補正予算にも計上しているところでありますが、市民生活に身近な側溝や用悪水路の整備、それに市道の舗装などに対しましても、2,000万円を追加補正したところでございます。

中学校給食についてのお尋ねもございましたけれども、先日答弁申し上げたところでございます。

それから、事業の取捨選択についてでございますが、予算の執行に当たりましては、最小の経費で最大の効果を上げることが基本でございます。御案内のとおり、三位一体の改革により財政状況は今後一層厳しさが増すと予想されることから、実施する事業につきましては、これまで以上に厳選して取り組まなければならないとこのように思っております。限られた財源を有効に、そして効果的に活用していくことが大切ではなかろうかなと思っております。効果ということを考えれば、市民サービスにつながるもの、あるいは市の発展、そして市の活性化につながるものを基本としていかなければならないと思っております。

そういう意味で、事業の選択については、基本的には総合的な視点からの事業の必要性、特に将来のあるべき都市像をにらんでの事業、あるいは今を逃しては実施が困難になる事業、こういったことを考慮に入れて選択していかなければならないとこのように思っております。現今の厳しい現状をかんがみれば、今後はさらに

精査に精査を重ねて事業を選択していかなければならないと思っております。このような考えはソフト事業、ハード事業を問わないものでございますが、特に投資的事業につきましては、既に着手している事業はその必要性から実施しているものでございまして、完成を待つ市民の期待にこたえるためにも、引き続き実施していかなければならないと思っております。

新規事業につきましては、極力抑制しなければなりません、そうした中におきましても、先ほど申しあげましたが、町の活性化を図る観点から、また市民のニーズにこたえる上からも事業の優先度を決めて、また緊急度も考慮に入れながら対応してまいりたいと思っております。

それから、駅前の温泉の質問がございましたが、これは御案内のように、区画整理事業の中で一私企業としてやられておったものでございますが、この方が温泉権を放棄して別なところに仮換地されたわけでございまして、そしてその方は今後温泉を建設し、運営する考えは全然持っておりません。このことにつきましては何回もここで申しあげたとおりでございます。

そのことから、じゃあだれがそれを建設し、だれが運営するというようなことにつきましては、駅前の方々、商店街の方々がいろいろ今御腐心をしながら検討を重ねておるわけでございますので、それを動向を見ながら市としてやるべきところは市として考えていくということでございます。

それから、使用料などの引き上げについてでございますが、施設の使用料や戸籍抄本などの手数料につきましては、その額については市の条例で定めているものでございますが、設定当時のままのものや情勢の変化によって改定しているものなどさまざまでございます。受益と負担の原則をもとに、設定当時においてそれぞれ額を定めたものでありますが、今後においてはよその状況なども勘案して、全般的な見直しについても視野に入れていく必要があると思っております。

国民健康保険税につきましては、平成16年度において保険税率の改定を見込んで予算を編成したところでありますが、平成15年度の決算見込みで基金の急激な減少は回避される見通しとなったことから、医療分については基金対応とすることとし、改定を平成17年度に見送った経緯がございます。

それから、介護保険でございますけれども、平成12年度からスタートしたわけでございます。保険料の見直しは3年ごとに実施されることになっておりまして、平成15年度において介護認定者の増加や介護給付費の増加が見込まれたこと、また介護保険給付費準備基金の積立額などを考慮しまして約13%引き上げたところでございます。次の改定時期は平成18年度となりますが、近年の認定者や給付額の増加や制度の見直しなどにより、平成18年度での引き上げは避けられないものと考えております。

それから、利用料になりますが、負担割合が制度的に決められておるものでございます。国民健康保険については平成14年10月に改定されましたが、3歳未満は2割、3歳から70歳未満までは3割、70歳以上は1割負担となっており、介護保険の利用料については利用者の1割負担となっておりますが、なお介護保険制度につきましては、現在、国で大幅な見直しを検討しており、どのような改定になるのかは現段階では不明確でございます。御案内かと思います。

それから、市債の償還計画についてでございますが、市民の要求や願いをかなえるとともに、快適な都市空間の形成や町の活性化を図るために、これまで市民生活に身近な側溝整備や道路の舗装を初め、これからの50年、100年を見据えたところの駅前中心市街地整備事業など多くの事業を実施してきたところであります。御案内かと思います。こうした社会資本整備につきましては、負担は建設年度だけが負うべきものではなく、後世においても利用されることから、市債を活用するなど負担の平準化を図ってきたところでございます。

また、御案内かと思いますが、市債の中には減税補てん債や、それから臨時財政対策債などのように国の施策によって借り入れするものもありまして、これらは後年度において元利償還金が交付税措置されるものでございます。

また、公営企業会計、いわゆる水道事業とか、あるいは病院事業などの企業会計や公共下水道などの特別会計でございますが、これら公営企業会計に係るところの市債につきましては、基本的には使用料や保険料で償還さ

れるものでございまして、税金をもとに償還しなければならないものとしましては、普通会計、本市では一般会計と駅前中心市街地整備事業特別会計を合わせたものでございます。平成15年度末のこれらの残高は約 250億円となっております。これらの償還につきましては、借入時の償還期間や借入利率などによって年度ごとに償還額が定められており、それに基づいて償還しているものでございます。残高を減らすには繰上償還の実施と新たな借り入れを償還元金以下にすることに尽きると思います。

繰上償還につきましては、政府資金は保証料が必要で現実的でないことから縁故債について行うこととなりますが、これまで積極的に償還に努めてきておりまして、平成4年度からの償還総額は35億円に上ります。その結果、現在残っているのは3%台以下のものだけとなっております。繰上償還するには、その残高と財源が一致しなければなりません。できる限り償還に努めてまいりたいと思っております。

また、新たな借入額につきましては、9月議会におきましても答弁申し上げておりますが、平成16年度予算で投資事業を厳選した結果、元金償還額を5億円余り下回っており、その分、残高が減っていくものでございます。今申しあげましたように、今後とも引き続き事業を厳選し、残高の増嵩を避けたいと考えておるところでございます。以上です。

佐竹敬一議長 遠藤聖作議員。

遠藤聖作議員 十分な答弁がなかったものもあって、答えにくいのかなというふうに思ったりしますけれども、やっぱり質問には誠実に答えていただきたいと。特に通告の中でも、市民の願いの強い要求について市長の判断基準を伺うというふうに通告もしてありまして、当然のごとく市長の視野の中に入っている問題ではないかというふうに思いますので、2問ではきちっとお答えをいただきたいと。

行財政改革については、何度も何度も言っていますので言い飽きた面もありますけれども、やっぱり広く市民の声を聞く。市長は階層別の座談会をするとか、いろんなことを言いますけれども、具体的な内容を教えてほしいと質問では言っているわけで、どのような形で今進めているのか、そしてやろうとしているのか、その全体像がいまひとつ見えてこないんですね。それをこれからの進め方も含めてお答えいただきたいということになります。

特に、自立の道といいますが、自治体の自主的な経営、進め方というふうな観点で行政運営をやっている自治体がふえてきておりますので、そこでのいわゆる行財政改革の取り組みは極めてユニークなものがたくさん出ています。これは全国の自治体のホームページで見るとわかりますけれども、9月議会でも紹介しましたけれども、名古屋市の例とか、非常に市民に開かれた行財政改革の案づくりをやっています。これは行政マンの専売特許ではないということなんですね。そういう意味では率直に、どこをどうしていったらいいんだろうということを市民に問いかける、そういうところから始めてもいいのではないかとというふうに私は考えて9月の議会では提案をしたわけですが、一向にそのことについての反応がないので改めて伺いをしたい。

時として行政は、ひとりよがりになりがちなもの、そこをチェックするのが市民の役割、あるいは議会の役割でありまして、そういう点でも、より初期の段階から市民に開いていく、あるいは議会に情報を開示していくと、進行状況を開示するというような取り組みが必要なんだということを言いたいわけですが、ぜひそのところを御理解いただきたいと。

次に、予算の問題ですけれども、確かに私も言いましたし、市長も言っているように、大変な時代に入ってきておまして、どこの自治体も同じような状況にありますけれども、特に市長就任から、寒河江の場合、昭和60年ですけれども、起債の残高が50億ちょっとだったんですね。当時の一般会計の予算が70億だったのかなというふうに思いますけれども、起債残高が一般会計の決算額よりも少ないと、そういう時代が何年か市長就任後続きました。

ところが、今では年々上昇して倍以上になっています。その額も途方もない、さっき市長言いましたけれども、金額になっておまして、企業会計も合わせますと400幾ら、さっき川越君言いましたけれども、市民1人当たり100万円前後の借金額になっている。これはやっぱり、金利関係除いても、投資的な事業がかなりの部分を占めているというふうに、石川議員の質問に市長が答弁しましたように、川越君の質問かな、議員の質問にも答えたと思うんですけども、さまざまな事業をこの間やってきました。その結果の累積した借金だというふうに私は思いますけれども、これは一朝一夕に返せないですね。

ですから、9月でも3月でも提案しましたように、新たな借金を返す借金よりも少なくすることを一つの基準にするというぐらいの毅然たる決意がないと減りませんね、これは。それで、ことしはやったというふうに市長は言いますが、これは当分の間の一つの方針とする必要があると思います。非常に市民も行政もつらい時代に入るとは思いますけれども、そういう決意を持って臨むという姿勢を打ち出す必要があるのではないかとというふうに思います。

事業の取舍選択の問題でも、やっぱりこれはどうしても抽象的な言い方になるのかなというふうに思いますけ

れども、ちょっと気になったのは、今を除いてはできない事業もあると、だからやるというふうな発言もありました。これは今を除いてはできないというのは多分補助事業ではないかというふうに思います。補助金がつくからやると。そういう考え方でこの間やってきたのが、いわゆる公共事業の全面受け入れとかそういうのにつながっていき発想になっているわけで、そこはぜひ改めてほしいというふうに思います。特に最上川緑地整備は半額を国土交通省が負担するという事業でありまして、こんなおいしい話はないというふうに飛びついたのでないかなというふうに思いますけれども、その結果、さまざまな形で予算額を膨らませて、事業枠を膨らませて、いわば国土交通省のおめがねにかなった事業として、一種の浪費型の事業になっていったのではないかと。本来寒河江市が単独で計画した場合はあんなふうにはならないですね。そういう意味では、今やらなければならない事業、いわゆる補助事業に飛びつく政治スタイル、政治手法はもう時代おくれだというふうに私は思っています。ぜひそういう点ではそここのところを考え方を改めていただきたいと。むしろ松田伸一議員が言いましたように、市民の声を聞いて判断をする、そういうふうに姿勢を改める必要がある。

このことについては、全国の地方自治体の県レベルでも町村レベルでも既に取り組みられていますけれども、国の補助基準に合致すると非常にふくあいな大きい広い道路とか、幅員の大きい道路をつくらなければいけないとかさまざまな制約があって、それに伴って地元負担も膨大になっていくということで、地方に任せてくれと、これがいわゆる三位一体改革の中の権限移譲の中心的部分なんですね。補助金なんか要らないと。それに見合う金を交付してくれれば自分たちで必要な幅員の道路、必要な農道などをつくるんだというのがこの三位一体の核心なんですね、地方自治体側の。ですから、補助金があるからやるとかという発想はもう時代おくれなんだということを自覚していただきたいなというふうに思います。

それから、市民の願いの強いもの、給食、あるいは公衆浴場でありますけれども、いや、給食をやってくれるならば、それは大変大歓迎で、私も諸手を挙げて賛成なんですけれども、どうも選挙に引っかけた節があると。市長はそんなことないよというふうに言うかもしれないけれども、まだ言っていないので、それぜひ、市長はこれまでいろんな機会をとらえて教育委員会の主張とほぼ同じ主張をしてきました。昨年12月でも同じようなことを、いわゆる弁当、中学校の現行給食、いわゆるミルク給食は変えないと市長自身の口からはっきりと答弁をしています。それから3月議会にも同じようなことがあったわけですが、ほとんど時間がたっていない。しかも、環境の変化、あるいは教育状況の変化などというのも昨年12月やことしの3月から大きな変化は何もないのではないかとというふうに思っています。（「そのとおりだ」の声あり）

ですから、昨年12月にいろんな角度から議論しましたように、いわゆる弁当論者の中心的な論拠は、いわゆる教育状況の変化、環境の変化にもかかわらず弁当が一番いいんだと、給食なんかは必要ないんだというふうなのが主張の核心だったわけでありまして。それに市長は同調して、そのとおりだというふうな答弁をしています。今回、非常に唐突に検討しましょうと、教育委員会にそのことをお願いするというふうな発言をするようになった動機、あるいはいきさつが触れられていないので、市民の目から見れば非常に唐突な感じがするし、わけがわからないですね。政治家としての節操を疑うようなことも考えられます。そういう意味では、ぜひそこら辺のいきさつを明らかにしていただきたい。

ちなみに、もうこれは風聞で聞いているんですけども、市内の何力所かで御婦人方との会合の中で市長は、住民の方から給食に市長が反対しているから給食はならないんだというふうに聞いているが本当かというふうに聞かれて、大筋の話の中身ですけども、教育委員会の答申を受けてただしゃべっているだけで反対はしていないというような趣旨の話をしているというふうに伺いました。これは市長選挙に向けてのいろんな取り組みの中での一コマだったらしいんですけども、それは事実かどうかお伺いをしたい。

次に、駅前に公衆浴場の設置というのは、なか湯がなくなったために公衆浴場が必要なのだということなんで

すね。これはあの近辺の高齢者の方々が、なか湯に依存して暮らしをしてきた方が非常に多いのです。沸かし湯の内風呂がある家庭でも、温泉ですので温泉の効用に期待をして愛好していた方々がおられます。そういう意味では中心市街地の活性化の起爆剤の一つにあの浴場がなり得る、そういう戦略的な位置づけを行政としてやるべきでないかということを考えているわけです。

駅前開発に 147億円投じたわけで、公衆浴場の一つぐらい公設民営で設置するなどということは極めて簡単なことでないかと、あんまりいきさつごちゃごちゃ考えないで、私が市長だったら大英断下してやりますけれどもね。そういうことなので、民間でやっていたから、また民間でやらなければいけないなどという論理に、いつまでもこだわって物事が進まないのではないかというふうに思います。大変担当者は苦勞しているようでもありますけれども、ぜひそういう方向に一歩行政がイニシアチブをとって踏み出すということが、あの問題では必要なのではないかというふうに思っておりますので、このことについても市長の考え方を伺って第2問とします。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 行政改革でございますが、これまでもそうですけれども、今ほど行財政改革というのが求められている時代はないかなと思っております。

昨日も答弁申しあげましたけれども、地方分権時代の中で地方自治体は自立の道をとということを通り抜け、そしてまた求めていかななくてはならないものでございますし、特にまた、国・地方を通じての税財源の改革、いわゆる三位一体という中でより以上、地方自治体の自立を促進していかななくてはならないということならば、やはり自分の足で立つということならば、それは自分の収入といいますが、財源というものもふやしていかななくてはなりませんし、そしてまたやりくりをすると、一般家庭で言えばやりくりをして、どのようにしてやっていくかということが必要なわけございまして、そういう意味では市民の声も聞き、あるいは市民の御理解もちょうだいするということが必要だなとこのように思っております。

そしてまた、行政だけじゃなくて、いわゆる民間の部門もこれも考え合わせなくてはならないとこのように思っております。お互い両立しながら、そして寒河江の発展なり、より市民の所得向上という方に向けていかななくてはならないというような大きな視点での行財政改革だろうと思っておるわけでございます。

それで、私はあらゆる会合に出ましたし、あらゆる団体との接触というものもやっておるわけございまして、そういう中でこの行財政改革の必要性なり、あるいはそのためにこちらからの情報なども開示しながら、提示しながらお話を、意見を聞いておるところでございます。

それから、予算の関係でございますけれども、起債残高がふえておるのじゃないかなと、1人当たり何万というようなことのお話でございますけれども、1問でも答弁申しあげましたように、本来は使用料とか手数料で賄うべきところの企業会計も含めて皆十把一からげに話されては、これも議論されては困る話でございますし、あるいはまた国の施策としてやられたということ、これも一からげにしてこういう理論の展開をなされるということも、不確定な、あるいは間違ったところの情報を市民に提供するというのもいかなものかなとこのように思っておるわけでございます。

そしてまた、こういう起債というものは、御案内のように生きているところの資産に変わるわけございまして、そしてそれが税収入の増につながっていきます。市民の幸せ、そして所得の増というものにつながっていくわけでございます。ですから、起債の使い方というものにつきましては、これまでも十分心して事業を選択してきたところございまして、ただ多いからとか、数の問題ではないと。いろいろここまで寒河江が人口も伸び、そしてまた雇用の増大も図られてきたというのも、こういうものを生かしてきたからこそあるんだということ、十分御理解いただかなければならないとこのように思っております。

それから、ただ国の補助事業があったから飛びついたのではないかなというような話でございますけれども、私はそういうことはこれまでやってきたときはございません。寒河江市に合致したのも、寒河江の町の将来に生きたものを、これが補助事業のメニューとしてあるならばそれを使ったということだけでございまして、国からどうのこうの言われたから、あるいは先ほどの議員のおっしゃるように国の、何ですか、人気とりのためにというようなことでは毛頭ございませんから、それはとんでもない言いがかりというものだろうと思っております。そういう考え方で事業を執行した、あるいは事業を採択したというものではございませんから、その辺を御理解願いたいと思っております。

それから、やっぱりチャンスとか、それからグッドタイミングと、これはあるかと思えます。こういう時期に来ているからこういうことを考えた方がいいかなと。これは後ろ向きじゃなくて、5年先、あるいは10年先のことを見て、あるいは100年先を見て考えるということ、そしていつやるべきかというようなことをやらなくては

ならないというのが政治だろうと思っております。ただ補助金が欲しくて、補助金があったからそいつを使ったんじゃないかというようなことは毛頭ございませんので、それは議員のひとりよがりの私に対するところの御意見だろうとこのように思っております。税収入を伸ばすというようなことを考えるならば、あるいは今言ったように将来のことを考えるならば、やるべきことはやる、やったということでございまして、それが寒河江の発展につながっておるといことだろうと思っております。

それから、給食の話も再度出ましたけれども、教育委員会の所掌でございますし、そして12年前、2年半もかかって市民の代表者の方々がいる議論を出して、そしてまた教育委員会が決定したことでございますから、それは尊重しなくてはならないということはずうっと私は思ってきたところでございます。それでこういう問題につきましては、さらに広い、教育全体とか、広い範囲で議論すべきことだなとこのように思いましたので、そういう審議会といいますか調査委員会というものを設置してはいかがかなということを教育委員会に要請しておるところでございます。

それから、なか湯の問題でございますけれども、第1問で答弁したとおりでございまして、あったものがなくなるということにつきましては、あるいはこれは皆さんそれぞれそういう、何ていいますか、考えをお持ちになるわけでございますけれども、今後これをどのようにしていくかというようなことは、これまた地域の、駅前中心市街地の活性化の中にどう生かしていくか、あるいはだれがそれをやるかとかというようなことは大切な問題でございまして、それでなくとも今は事業を起こすというようなことは非常に難しい時代であるということ、ですから真剣に議論しておるわけでございます、駅前の方々と一緒に私もこれまでも骨を削って検討してきたところでございます。これからもその気持ちには変わりはないし、努力はするつもりであります。

佐竹敬一議長 遠藤聖作議員。

遠藤聖作議員 ああ言えばこう言うのかみ合わない議論にどうしてもなってしまうんですけども、行政改革について、市長がいろんな団体や人と会って話を聞いているということを私は聞いているんじゃないくて、寒河江市の組織体として、いわゆる公開できる情報としてどういうふうに市民の声を吸い上げるのかということを知っているんですね。市長は、大変あちこち出入りしてできるんでしょうけれども、やっぱりそういうものではないんですね。

市長がかわっても行財政改革は進めなければいけないし、一つの市としての方針を決める際は、もう少し広範囲な市民の声が吸収されて、そしていわゆる磐石な行革方針を持たなければいけないということからの質問をしているわけでありまして、どうもそのところがかみ合わないわけですけども、そしてその会合等については全部公表していくとか、聴取した内容については公表していくとか、ホームページに掲載するとかそういうふうにして共有財産にしながら物事を進めるということがなければならぬのではないかとこのように私を主張しているわけでありまして。

予算についても、何カ月か何日かかるかわかりませんが、ごろっと変わった市長の態度について伺っているわけで、12年前の話を聞いているんでないんです。昨年12月に市長はこういう答弁をしています。佐藤暘子議員の市長に対する質問に対して市長自身の答弁は、何だかんだ言いながら家庭の役割の大切さ、将来にわたっての生きる力をはぐくむ等々言いながら、そのことを改めて認識し直して、中学校給食については現行方式と考えるものでございます。前回の答申から10年ほどたった今日、現行方式だからこそできるさまざまな役割や機能は、むしろ以前にも増してより重要となっていると考えておりますと、これ市長の答弁なんですよ。教育委員長の答弁ではないんです。

こういう答弁をつい最近までしていた市長が、この前の答弁では、12年前と情勢が違ったと、12年前にさかのぼって時代を逆行してあのような答弁をしているわけですから二枚舌と言われても仕方がないんじゃないですか。無節操、政治家としての信念のなさ、これはやっぱりだれが見てもそうですよ。いや、やってくれるならいいんです。ところが、そうではなくて、今度は教育委員会に責任を押しつけて、教育委員会に検討してもらいたいなどというふうに、教育委員会も大変だと思うんですけども、教育委員長はさすがに信念があって見解は変わらないということをきのう確認したんですけども、そういうふうに言っていましたので、これどうなのか、単なる選挙のためのいわばニュースづくり、あるいは争点そらしなのかなというふうに私は思っています。

この問題については、そのほかの問題もそうですけれども、一切合財が一つの争点として市民に問われる、そういうことだと私は思っています。その場しのぎのことでなくて、きちっとみずからの20年の政治の総括も含めまして、あるいは私たち自身が提案している、あるいは提起している問題も含めまして一切合財をさらけて市民の中に問いかける、こういう作業がこれからなされなければならないだろうというふうに思っていますので、これ以上言ってもしょうがないので質問は終わります。

平成16年12月第4回定例会

散 会 午後3時12分

佐竹敬一議長 以上で一般質問は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

大変御苦労さまでございました。

平成16年12月8日(水曜日)第4回定例会

出席議員(20名)

1番	佐竹敬一	議員	2番	佐藤毅	議員
3番	鴨田俊	議員	4番	煤津博士	議員
6番	松田孝	議員	7番	猪倉謙太郎	議員
8番	石川忠義	議員	9番	鈴木賢也	議員
10番	荒木春吉	議員	11番	柏倉信一	議員
12番	高橋勝文	議員	13番	伊藤忠男	議員
14番	高橋秀治	議員	15番	松田伸一	議員
16番	佐藤暘子	議員	17番	川越孝男	議員
18番	内藤明	議員	19番	那須稔	議員
20番	遠藤聖作	議員	21番	新宮征一	議員

欠席議員(なし)

説明のため出席した者の職氏名

佐藤誠六	市長	荒木恒助	役
安孫子勝一	収入役	大泉愼一	教育委員長
	選挙管理委員会		
奥山幸助	委員長	武田浩	農業委員会会長
芳賀友幸	庶務課長	鹿間康	企画調整課長
秋場元	財政課長	宇野健雄	税務課長
斎藤健一	市民課長	有川洋一	生活環境課長
浦山邦憲	土木課長	柏倉隆夫	都市計画課長
	花・緑・せせらぎ		
犬飼一好	推進課長	佐藤昭	下水道課長
木村正之	農林課長	兼子善男	商工観光課長
尾形清一	地域振興課長	石川忠則	健康福祉課長
真木憲一	会計課長	安彦守	水道事業所長
那須義行	病院事務長	大谷昭男	教育長
熊谷英昭	管理課長	菊地宏哉	学校教育課長
鈴木英雄	社会教育課長	石山忠	社会体育課長
	選挙管理委員会		
三瓶正博	事務局長	安孫子雅美	監査委員
	監査委員		農業委員会
布施崇一	事務局長	小松仁一	事務局長
	事務局職員出席者		
片桐久志	事務局長	安食俊博	局長補佐
月光龍弘	庶務主査	大沼秀彦	調査係長

議事日程第4号

第4回定例会

平成16年12月8日(水)

予算特別委員会終了後開議

再開

- 日程第 1 議第64号 西村山広域行政事務組合と寒河江市との事務委託に関する規約の一部変更について
- ” 2 議案説明
- ” 3 質疑
- ” 4 委員会付託
- 休憩
- 再開
- ” 5 認第 3号 平成15年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定について
- ” 6 認第 4号 平成15年度寒河江市駅前中心市街地整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- ” 7 認第 5号 平成15年度寒河江市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- ” 8 認第 6号 平成15年度寒河江市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- ” 9 認第 7号 平成15年度寒河江市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- ” 10 認第 8号 平成15年度寒河江市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- ” 11 認第 9号 平成15年度寒河江市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- ” 12 認第10号 平成15年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計歳入歳出決算の認定について
- ” 13 認第11号 平成15年度寒河江市財産区特別会計(高松、醍醐、三泉)歳入歳出決算の認定について
- ” 14 議第56号 平成16年度寒河江市一般会計補正予算(第3号)
- ” 15 議第57号 平成16年度寒河江市駅前中心市街地整備事業特別会計補正予算(第1号)
- ” 16 議第58号 平成16年度寒河江市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- ” 17 議第59号 平成16年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- ” 18 議第60号 寒河江市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について
- ” 19 議第61号 寒河江市都市計画税条例の一部改正について
- ” 20 議第62号 寒河江市農業委員会委員の選挙区及び定数に関する条例の一部改正について
- ” 21 議第63号 寒河江市水道事業の設置等に関する条例の一部改正について
- ” 22 議第64号 西村山広域行政事務組合と寒河江市との事務委託に関する規約の一部変更について
- ” 23 請願第11号 地球温暖化防止のための森林吸収源対策の確実な推進を求める意見書提出に関する請願
- ” 24 請願第12号 年金制度に関する意見書提出方請願
- ” 25 請願第13号 郵政事業民営化に関する意見書提出についての請願

- " 26 請願第14号 WTO・FTA農業交渉に関する意見書の提出を求める請願
 - " 27 請願第15号 「食料・農業・農村基本計画」の見直しに関する意見書の提出を求める請願
 - " 28 請願第16号 西村山地区における中学校教科書採択に関する請願
 - " 29 請願第17号 教育課題解決のための一層の条件整備の推進と、教育基本法の見直しについて慎重審議を求める、国に対して「意見書」の提出を求める請願
 - " 30 陳情第3号 教育基本法「改正」ではなく、教育基本法に基づく施策を進めることを求める意見書を政府等に提出することを求める陳情
 - " 31 陳情第4号 法務局職員の増員に関する陳情
 - " 32 委員会審査の経過並びに結果報告
 - (1) 総務委員長報告
 - (2) 文教厚生委員長報告
 - (3) 建設経済委員長報告
 - (4) 予算特別委員長報告
 - (5) 決算特別委員長報告
 - " 33 質疑、討論、採決
 - " 34 継続審査案件上程
 - (1) 陳情第2号 緊急地域雇用創出特別交付金の継続・改善を求める陳情
 - " 35 委員会審査の経過並びに結果報告
 - (1) 建設経済委員長報告
 - " 36 質疑、討論、採決
 - " 37 議案第10号 地球温暖化防止のための森林吸収源対策の確実な推進を求める意見書の提出について
 - " 38 議案第11号 郵政事業民営化に関する意見書の提出について
 - " 39 議案第12号 WTO・FTA農業交渉に関する意見書の提出について
 - " 40 議案第13号 「食料・農業・農村基本計画」の見直しに関する意見書の提出について
 - " 41 議案第14号 緊急地域雇用創出特別交付金の継続・改善を求める意見書の提出について
 - " 42 議案説明
 - " 43 委員会付託
 - " 44 質疑、討論、採決
- 閉 会

平成16年12月第4回定例会

本日の会議に付した事件

議事日程第4号に同じ

第4回定例会日程(その2)

平成16年11月29日(月)開会

月 日	時 間	会 議		場 所
12月 8日(水)	午前9時30分	予算特別委員会	付託案件審査	議 場
	予算特別委員会 終了後	本 会 議	追加議案上程、同説明、質 疑、委員会付託	議 場
	本会議休憩中	総務委員会	付託案件審査	第2会議室
	総務委員会 終了後	本 会 議	議案・請願・陳情上程、委 員長報告、質疑・討論・採 決、継続審査案件上程、委 員長報告、質疑・討論・採 決、議会案上程、議案説明 委員会付託、質疑・討論・ 採決、閉会	議 場

委員会付託案件表(その2)

委 員 会	付 託 案 件
総務委員会	議第64号

再 開 午前9時47分

佐竹敬一議長 おはようございます。

ただいまから本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員は、ありません。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議運営につきましては、11月24日及び12月6日に開催されました議会運営委員会で審議されております。

本日の会議は議事日程第4号によって進めてまいります。

議 案 上 程

佐竹敬一議長 日程第1、議第64号西村山広域行政事務組合と寒河江市との事務委託に関する規約の一部変更についてを議題といたします。

議 案 説 明

佐竹敬一議長 日程第2、議案説明であります。

市長から提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 議第64号西村山広域行政事務組合と寒河江市との事務委託に関する規約の一部変更について御説明申し上げます。

西村山広域行政事務組合交通災害共済見舞金の支払いを西村山広域行政事務組合に一本化することに伴い、所要の変更をしようとするものであります。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、御可決くださるようお願い申し上げます。以上です。

質 疑

佐竹敬一議長 日程第3、これより質疑に入ります。

議第64号に対する質疑はありませんか。遠藤聖作議員。

遠藤聖作議員 これは年掛けの共済、交通災害共済のことだとは思いますが、こういうふうにしますと、これまでそれぞれ当該自治体の所管課に届け出をすれば、審査の上、交付になるというふうなことだったんですけども、今度は広域事務組合に一本化されることによって、寒河江の近くの人はいいいんですけども、周辺の自治体の住民は、一々バオに、フローラに出かけてこなければいけないということになるのかなと思いますけれども、そこら辺の配慮はどのようになされておるのかですね、お伺いをしたいと思います。

佐竹敬一議長 企画調整課長。

鹿間 康企画調整課長 この支払いのあり方について、これまで特にほとんどの市町村は口座振替なんですけれども、河北町だけが現金をしていたというふうなことで、これを取りやめようと、そして総体的にあり方を考えようということで、今回の変更になりまして、で、一本化することによって口座へ振替が可能になったというふうなことで、来年の4月1日から実施しようということになったわけでございます。よろしく申し上げます。

佐竹敬一議長 遠藤聖作議員。

遠藤聖作議員 そうすると、申請はそれぞれの自治体の窓口で受け付けると。そして支払いだけは、口座振替ということで一本化したという意味なんですね。そういう意味というふうに理解していいんでしょうか。

佐竹敬一議長 企画調整課長。

鹿間 康企画調整課長 そのとおりでございます。（「わかりました」の声あり）

佐竹敬一議長 ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委 員 会 付 託

佐竹敬一議長 日程第4、委員会付託であります。

このことにつきましては、お手元に配付しております委員会付託案件表のとおり、所管の委員会に付託いたします。

委員会付託案件表

委 員 会	付 託 案 件
総 務 委 員 会	議第64号

佐竹敬一議長 この際、暫時休憩いたします。

休 憩 午前 9時52分

再 開 午前10時30分

佐竹敬一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議 案 上 程

佐竹敬一議長 日程第5、認第3号から日程第31、陳情第4号までの27案件を一括議題といたします。

委員会審査の経過並びに結果報告

佐竹敬一議長 日程第32、委員会審査の経過並びに結果報告であります。

総務委員長報告

佐竹敬一議長 最初に、総務委員長の報告を求めます。10番荒木総務委員長。

〔荒木春吉総務委員長 登壇〕

荒木春吉総務委員長 総務委員会における審査の経過と結果について、御報告申し上げます。

本委員会は、12月3日午前9時30分から市議会第2会議室において委員6名全員出席、当局より助役及び関係課長等出席のもと開会いたしました。

本委員会に付託されました案件は、議第60号、議第61号、請願第12号、請願第13号及び陳情第4号の5案件であります。

順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、議第60号寒河江市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑を申し上げます。

委員より「組合との協議の経過を伺いたい」との問いがあり、当局から「組合とは2回交渉を持っている。交渉の結果、支給方法について今年度に限り一括支給となります」との答弁がなされました。

委員より「扶養親族は税制上と同じなのか」との問いがあり、当局から「扶養親族については、条例に規定されている扶養親族で、税と同じということではありません。例えば扶養親族の大学生が支給地域以外で生活している場合は該当しないこととなります」との答弁がなされました。

議第60号については、ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第61号寒河江市都市計画税条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、これを終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、請願第12号年金制度に関する意見書提出方請願を議題とし、担当職員による請願文書朗読の後、審査に入りました。

主な質疑、意見の内容を申し上げます。

委員より「前回の請願と趣旨的には同じだが、年金法の実質的な強行採決ということを受けてやり直せということで、その趣旨に沿って意見書を国に上げるということなので、ぜひ採択すべきと思う」との意見がありました。

委員より「前回の請願と同じ趣旨ではないかと思っており、そのときは不採択となっている。今回の年金改革のベースにあるのは、財源問題で、給付と負担のバランスをとったということから、今の段階で最良の年金改革と思っており、請願内容の最低保障年金制度は年金をかけない方にも年金を支給するという一方で、年金をかけない方が出てきて、制度そのものが崩壊しかねない。このような請願の内容には反対の立場です」との意見がありました。

委員より「国民の多くはこの年金制度そのものに対し、大きな不満を持っている。年金にかかわりのないところに流用されている問題など、議論なしに、給付と負担のかかわりの中だけで法案を通していくのはいかかなものか。全体の年金を一本化するような形で将来を見据えた抜本的な改革をすべきだと思う。議論を深めて、不満を少しでも緩和する制度にすべきなので、ぜひ採択して、意見書を提出していただきたい」との意見がありました。

委員より「今回は最低保障年金制度をつくるということになっている。やはり財源の問題に触れていないし、

これまでかけてこなかった方にも年金制度をつくるべきということは、年金をかけている方はどうなるのか。財源的にも不可能と思うし、年金をかけて初めて年金が成り立つという見解から、私はこの請願には反対です」との意見がありました。

委員より「今現在、税収は上がらない。国の予算は厳しいという状況で、最低保障年金制度を導入すれば、どこから財源を持ってくるかという心配がある。国と地方が一緒になって借金の改革をしようとしているときに、借金をふやしてしまうことは反対です」との意見がありました。

委員より「基本は憲法に基づく福祉制度、社会保障制度である。もう1回原点に帰って見直すべきだという基本姿勢に立って見ていくべきなので、こういう意見書を上げて議論を尽くす必要があるので、ぜひ採択してほしい」との意見がありました。

委員より「基本的に今回の請願に反対です。年金制度は互助制度であって、今回の年金制度改革は、給付と負担のバランスのとれた最良だと考えている」との意見がありました。

請願第12号については、ほかに御報告するほどの質疑、意見もなく、質疑、意見を終結し、討論を省略して採決の結果、賛成少数で不採択とすべきものと決しました。

次に、請願第13号郵政事業民営化に関する意見書提出についての請願を議題とし、担当職員による請願文書朗読の後、審査に入りました。

主な質疑、意見の内容を申し上げます。

委員より「郵政民営化については、経済財政諮問会議が4分野に分割した方が経済的な効果があるとし、閣議決定されている。将来にわたって民営化は進むべきと思っているが、利用者に対しての利便性という視点が今回の民営化で欠けている。利用者の立場に立った中身の請願であり、採択して国の方に意見を申し上げるべきと思うので、採択に賛成します」との意見がありました。

請願第13号については、ほかに質疑、意見もなく、質疑、意見を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって採択すべきものと決しました。

次に、陳情第4号法務局職員の増員に関する陳情を議題とし、担当職員による請願文書朗読の後審査に入りました。

主な質疑、意見の内容を申し上げます。

委員より「この陳情書も前に出ている。今行財政改革の中で抑制の方向にある。その中で、法務局だけ増員ということはできないのではないかという感じがする。司法書士や土地家屋調査士の増員なども考えられており、相談業務などはそちらの方で対応できると思う。全体としては増員には反対で、この陳情は不採択と考えます」との意見がありました。

委員より「市議会でも一時採択したことがあり、基本的に毎年出てくるということは、現場は深刻であると思うので、単に書面で判断するだけでなく、現場で調査することも必要ではないか。足を運んで確かめた方がいいと思う」との意見がありました。

委員より「これまでも現地視察をしており、不採択となっているので、現地まで行く必要はないと思う。今、民間企業はリストラしている中にあり、状況的には国家公務員を減少しているときで、社会情勢からかんがみてここだけが増員ということはあり得ないと思うので、今回の陳情に対しては反対の立場です」との意見がありました。

委員から「住民サービスに基本的視点を置かないと、論理がおかしくなる。一律な考え方はあてはまらないのではないかと。行政サービスに携わる方がサービスが低下すると言っているのだから、見たり、聞いたりするのは必要と感じる。継続審査にしていきたい」との意見がありました。

委員から「現場は実際何回か行っている。お客も並んで待っている状況というものないし、その中で業務が進められていると感じている。現場の状況は理解しているので判断できる。民間などいろいろなところで人員削減されている中で、増員は認められないことなので、この陳情は反対の立場です」との意見がありました。

委員から「他人の声に耳を傾ける。実際に足を運び、議会というのは敏感であるべきと思うし、正面から向かっていく姿勢が必要と考える。採択するしない以前の問題だ」との意見がありました。

陳情第4号については、ほかに御報告するほどの質疑、意見もなく、質疑、意見を終結し、討論を省略して採決の結果、賛成少数で不採択とすべきものと決しました。

次に、本日付託になりました1案件について、本委員会は、12月8日午前9時54分から市議会第2会議室において、委員6名全員出席、当局より助役及び関係課長等出席のもと開会いたしました。

本委員会に付託されました案件は、議第64号の1案件であります。

議第64号西村山広域行政事務組合と寒河江市との事務委託に関する規約の一部変更についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑を申し上げます。

委員より「今回の議決の進め方について、広域議会で議決をしてから参加自治体の意向を確認するやり方の順序でよいのか」との問いがあり、当局から「これまでに倣って、西村山広域行政事務組合の議決後、地方自治法の規定に基づき、各地方公共団体の議会の議決を経るものであります」との答弁がなされました。

議第64号については、ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、総務委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

最後に訂正します。報告の中で、請願第13号の議題の名称を間違えました。請願第13号郵政事業民営化に関する意見書提出についての請願に訂正願います。

文教厚生委員長報告

佐竹敬一議長 次に、文教厚生委員長の報告を求めます。石川文教厚生委員長。

〔石川忠義文教厚生委員長 登壇〕

石川忠義文教厚生委員長 文教厚生委員会における審査の経過と結果について、御報告申し上げます。

本委員会は、12月3日午前9時30分から議会第4会議室において委員7名全員出席、当局より関係課長等出席のもと開会いたしました。

本委員会に付託になりました案件は、議第59号、請願第16号、請願第17号、陳情第3号の4案件であります。順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、議第59号平成16年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「今年度は国保税の改正はなく、基金を取り崩して対応しているようだが、17年度についてはどのように考えているか」との問いがあり、当局より「基金については、今現在、1億8,200万円ほどの残が見込まれますが、最近の医療費の伸びが非常に大きくなってきており、17年度については、上げざるを得ないのではないかと考えております」との答弁がありました。

委員より「収納率が悪いように思うが、今回の補正は決算段階での収納率を見ながら計上しているのか。また、現在のところの収納率はどのくらいか」との問いがあり、当局より「年度予算として収納率も考慮しながら補正を組んでおります。収納率は現年度分見込みで94.3%程度です」との答弁がありました。

ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第59号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、請願第16号西村山地区における中学校教科書採択に関する請願を議題とし、担当書記による請願文書朗読の後、委員から要請があり、紹介議員から補足説明を求め、審査に入りました。

主な意見等について申し上げます。

委員より「これまできちんと実施されていることを改めて請願する必要はないのではないか」との意見がありました。

委員より「これは現行制度を続けてさらに今西村山でやっている教科書採択制度を広く市民に周知してほしいということなので、この請願に賛成です」との意見がありました。

また、委員より「今やっていることをわざわざ出す理由がわからない。真意がつかめないので、妥当であるとは判断できない」との意見がありました。

委員より「今後この制度を徹底してもらうためにも必要なことであり、採択すべきと思う」との意見がありました。

途中、休憩を挟み意見交換を行い、審査を再開しましたが、ほかに御報告するほどの質疑、意見等もなく、質疑等を終結し、討論を省略して採決の結果、請願第16号は賛成少数で不採択とすべきものと決しました。

次に、請願第17号教育課題解決のための一層の条件整備の推進と、教育基本法の見直しについて慎重審議を求める、国に対して「意見書」の提出を求める請願を議題とし、担当書記による請願文書朗読の後、審査に入りました。

主な意見等について申し上げます。

委員より「この請願事項の中の「慎重に進めること」とは、どういう意味なのか、教育基本法の改正はするなということなのか、見直しも含めて慎重審議なのか、どちらなのか紹介議員に伺いたい」との意見があり、

紹介議員より「この請願はその両方の意味があると理解しています。見直しについて、すべきかすべきでないかということについては、請願者とは、詰めておりません」との発言がありました。

また、委員より「今教育基本法の改正の必要性についてかなり言われているが、この請願が基本法を変えなければならないということを前提にしてのものかどうかが問題であり、そのところがつかめないのに、賛成できない」との意見がありました。

委員より「教育基本法改正について今いろいろ議論されているが、改正に賛成、反対の二つの議論がある中で、慎重に方向性を決めて議論すべきという趣旨なので、改正に当たってどうするかとの話になったときに、慎重審議してほしいということなので、この請願は採択すべき」との意見がありました。

ほかに御報告するほどの質疑、意見等もなく、質疑等を終結し、討論を省略して採決の結果、請願第17号は賛成少数で不採択とすべきものと決しました。

次に、陳情第3号教育基本法「改正」ではなく、教育基本法に基づく施策を進めることを求める意見書を政府等に提出することを求める陳情を議題とし、担当書記による陳情文書朗読の後、審査に入りましたが、質疑、意見等もなく、質疑等を終結し、討論を省略して採決の結果、陳情第3号は賛成少数で不採択とすべきものと決しました。

以上で、文教厚生委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

建設経済委員長報告

佐竹敬一議長 次に、建設経済委員長の報告を求めます。11番柏倉建設経済委員長。

〔柏倉信一建設経済委員長 登壇〕

柏倉信一建設経済委員長 建設経済委員会における審査の経過と結果について、御報告申しあげます。

本委員会は、12月3日午前9時30分から議会図書室において委員7名全員出席、当局より関係課長等出席のもと開会いたしました。

本委員会に付託になりました案件は、議第57号、議第58号、議第62号、議第63号、請願第11号、請願第14号、請願第15号の7案件であります。

順を追って、審査の内容を申しあげます。

初めに、議第57号平成16年度寒河江市駅前中心市街地整備事業特別会計補正予算（第1号）を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第57号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第58号平成16年度寒河江市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申しあげます。

委員より「下水道台帳整備委託料が20万円の減額で、マンホールポンプ清掃の賃金が20万円の増額は、入札差金が出たためなのか」との問いがあり、当局より「マンホールポンプ6カ所のうちの1カ所が、特に目詰まりや異物混入があり当初予定より費用がかかり、たまたま予算的に合ったということです」との答弁がありました。

委員より「管渠布設工事の箇所について」の問いがあり、当局より「鳥、落衣あたりを予定しています」との答弁がありました。

途中休憩を挟んで意見交換を行い、会議を再開しましたが、ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第58号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第62号寒河江市農業委員会委員の選挙区及び定数に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第62号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第63号寒河江市水道事業の設置等に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第63号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、請願第11号地球温暖化防止のための森林吸収源対策の確実な推進を求める意見書提出に関する請願を議題とし、担当書記による請願文書朗読の後、審査に入りましたが、質疑、意見もなく、質疑等を終結し、討論を省略して採決の結果、請願第11号は全会一致をもって採択すべきものと決しました。

次に、請願第14号WTO・FTA農業交渉に関する意見書の提出を求める請願を議題とし、担当書記による請願文書朗読の後、審査に入りましたが、質疑、意見もなく、質疑等を終結し、討論を省略して採決の結果、請願第14号は全会一致をもって採択すべきものと決しました。

次に、請願第15号「食料・農業・農村基本計画」の見直しに関する意見書の提出を求める請願を議題とし、担当書記による請願文書朗読の後、審査に入りましたが、質疑、意見もなく、質疑等を省略し、討論を省略して採決の結果、請願第15号は全会一致をもって採択すべきものと決しました。

訂正します。先ほど、議第63号に関して、議第62号は全会一致をもってというふうに報告しましたが、議第63号に訂正させていただきます。

以上で、建設経済委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

予算特別委員長報告

佐竹敬一議長 次に、予算特別委員長の報告を求めます。14番高橋予算特別委員長。

〔高橋秀治予算特別委員長 登壇〕

高橋秀治予算特別委員長 予算特別委員会における審査の経過と結果について、御報告を申し上げます。

本委員会は、11月29日午前10時21分から本議場において委員19名全員出席、当局からは市長初め助役、収入役及び関係課長等出席のもと、開会いたしました。

本特別委員会に付託になりました案件は、議第56号平成16年度寒河江市一般会計補正予算（第3号）であります。

議第56号を議題とし、議案説明を省略して、質疑に入りました。

主な質疑を申し上げます。

1. 「市で16年度中に土地購入の契約をしているもので、予算措置になっていないものはどのくらいあるのか」との質疑があり、当局より答弁がなされました。質疑を終結して、各分科会に分担付託を行い、一たん散会いたしました。

次に、本日12月8日午前9時30分から本議場において委員19名全員出席、当局からは市長初め助役、収入役及び関係課長等出席のもと再開いたしました。

議第56号を議題とし、各分科会委員長よりそれぞれの分科会における審査の経過と結果について報告を求めた後、質疑、討論、採決に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第56号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上をもって、予算特別委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

決算特別委員長報告

佐竹敬一議長 次に、決算特別委員長の報告を求めます。18番内藤決算特別委員長。

〔内藤 明決算特別委員長 登壇〕

内藤 明決算特別委員長 決算特別委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本特別委員会は、12月6日午前9時30分から本議場において委員18名全員出席、当局からは市長初め、助役、収入役、監査委員及び関係課長等出席のもと開会いたしました。

本特別委員会に付託になりました案件は、認第3号、認第4号、認第5号、認第6号、認第7号、認第8号、認第9号、認第10号及び認第11号の9案件であります。

9案件を一括議題とし、議案説明の後に監査委員報告を受け、質疑、討論、採決に入りました。

最初に、認第3号平成15年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定について、質疑を求めました。

主な質疑を申し上げます。

1．フローラさがえテナントの収入未済額の実態について、1．チェリークア・パークの温泉給湯の使用料について、1．固定資産税免税点の件数と面積について、1．チェリーランド関係の土地代、光熱水費、使用料の歳入額について、1．ごみの減量化対策の経費とその内容について、1．不用品の登録制度のあり方について、1．県議会議員選挙の予備費流用の事由と公営選挙の拡大について、1．住基カードの発行件数と所見について、1．人間ドックの検査項目の拡大について、1．老人福祉センターの温泉配湯管の管理について、1．駅前の土壌汚染の調査状況について、1．花・緑・せせらぎ推進費の予備費流用について、1．最上川ふるさと総合公園の管理委託費について、1．さくらんぼ期間中と年間の市内観光客数について、1．民間委託料の使用者負担分等経費の積算の有無について、1．チェリークア・パーク内における元中国パールの土地にかかる市の支払金利相当額について、1．チェリークア・パークの民活連絡協議会の開催について、1．チェリークア・パーク内の歩道の除雪の維持管理費について、1．熊野川の水質検査について、1．消防施設警鐘台の管理について、1．市指定文化財の保護のあり方について、1．教育費小学校管理費の需用費の不用額について、1．花・緑・せせらぎ推進費委託料の内訳についてなどの質疑に対し、当局よりそれぞれ答弁がなされました。質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、認第3号は多数をもって原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認第4号平成15年度寒河江市駅前中心市街地整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を求めましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、認第4号は全会一致をもって原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認第5号平成15年度寒河江市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を求めましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、認第5号は全会一致をもって原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認第6号平成15年度寒河江市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を求めましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、認第6号は全会一致をもって原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認第7号平成15年度寒河江市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を求めましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、認第7号は多数をもって原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認第8号平成15年度寒河江市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を求めましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、認第8号は多数をもって原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認第9号平成15年度寒河江市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を求めました。

主な質疑を申し上げます。

1. 介護保険対象者の待機者の状況についてなどの質問に対し、当局から答弁がなされ、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、認第9号は多数をもって原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認第10号平成15年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を求めましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、認第10号は全会一致をもって原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認第11号平成15年度寒河江市財産区特別会計（高松、醍醐、三泉）歳入歳出決算の認定について質疑を求めましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、認第11号は全会一致をもって原案のとおり認定すべきものと決しました。

以上をもって、決算特別委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

質疑、討論、採決

佐竹敬一議長 日程第33、これより質疑、討論、採決に入ります。

認第3号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより認第3号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、認第3号は原案のとおり認定することに決しました。

認第4号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより認第4号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、認第4号は原案のとおり認定することに決しました。

認第5号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより認第5号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、認第5号は原案のとおり認定することに決しました。

認第6号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより認第6号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、認第6号は原案のとおり認定することに決しました。

認第7号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより認第7号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、認第7号は原案のとおり認定することに決しました。

認第8号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより認第8号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、認第8号は原案のとおり認定することに決しました。

認第9号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより認第9号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、認第9号は原案のとおり認定することに決しました。

認第10号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより認第10号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、認第10号は原案のとおり認定することに決しました。

認第11号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより認第11号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、認第11号は原案のとおり認定することに決しました。

議第56号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議第56号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を

求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第56号は原案のとおり可決されました。

議第57号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第57号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第57号は原案のとおり可決されました。

議第58号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第58号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第58号は原案のとおり可決されました。

議第59号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第59号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第59号は原案のとおり可決されました。

議第60号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第60号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第60号は原案のとおり可決されました。

議第61号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第61号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、議第61号は原案のとおり可決されました。

議第62号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第62号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第62号は原案のとおり可決されました。

議第63号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議第63号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第63号は原案のとおり可決されました。

議第64号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議第64号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第64号は原案のとおり可決されました。

請願第11号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより請願第11号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択であります。本件は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、請願第11号は採択することに決しました。

請願第12号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより請願第12号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は不採択であります。本件は原案について採決いたします。本件は原案を採択す

ることに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手少数であります。

よって、請願第12号は不採択とすることに決しました。

請願第13号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより請願第13号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択であります。本件は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、請願第13号は採択することに決しました。

請願第14号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結し、討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより請願第14号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択であります。本件は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、請願第14号は採択することに決しました。

請願第15号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより請願第15号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択であります。本件は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、請願第15号は採択することに決しました。

請願第16号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより請願第16号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は不採択であります。本件は原案について採決いたします。本件は原案を採択することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手少数であります。

よって、請願第16号は不採択とすることに決しました。

請願第17号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより請願第17号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は不採択であります。本件は原案について採決いたします。本件は原案を採択することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手少数であります。

よって、請願第17号は不採択とすることに決しました。

陳情第3号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより陳情第3号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は不採択であります。本件は原案について採決いたします。本件は原案を採択することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手少数であります。

よって、陳情第3号は不採択とすることに決しました。

陳情第4号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより陳情第4号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は不採択であります。本件は原案について採決いたします。本件は原案を採択することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手少数であります。

よって、陳情第4号は不採択とすることに決しました。

継 続 審 査 案 件 上 程

佐竹敬一議長 日程第34、継続審査案件上程であります。
陳情第2号を議題といたします。

委員会審査の経過並びに結果報告

佐竹敬一議長 日程第35、委員会審査の経過並びに結果報告であります。

建設経済委員長報告

佐竹敬一議長 建設経済委員長の報告を求めます。11番柏倉建設経済委員長。

〔柏倉信一建設経済委員長 登壇〕

柏倉信一建設経済委員長 建設経済委員会における継続審査案件の審査の経過と結果について、御報告申しあげます。

開会に先立ち、協議会を開催し、意見交換を行い、本委員会を11月25日午前11時32分から議会図書室において、委員7名全員出席のもと開会いたしました。

本委員会に付託されております案件は、さきの9月定例会において継続審査となりました陳情第2号緊急地域雇用創出特別交付金の継続・改善を求める陳情の1案件であります。

陳情第2号を議題とし、陳情書の朗読を省略し、審査に入りましたが、質疑、意見もなく、質疑、意見等を終結し、討論を省略して採決の結果、陳情第2号は全会一致をもって、採択すべきものと決しました。

以上で、建設経済委員会における継続審査案件の審査の経過と結果について御報告を終わります。

質疑、討論、採決

佐竹敬一議長 日程第36、質疑、討論、採決に入ります。

陳情第2号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより陳情第2号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択であります。本件は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、陳情第2号は採択することに決しました。

議 会 案 上 程

佐竹敬一議長 日程第37、議案第10号から日程第41、議案第14号までの5案件を一括議題といたします。

議 案 説 明

佐竹敬一議長 日程第42、議案説明であります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第10号から議案第14号までの5案件については、会議規則第37条第2項の規定により、提案理由の説明を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、提案理由の説明を省略することに決しました。

委 員 会 付 託

佐竹敬一議長 日程第43、委員会付託であります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議会議案第10号から議会議案第14号までの5案件については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決しました。

質疑、討論、採決

佐竹敬一議長 日程第44、これより質疑、討論、採決に入ります。

議会議案第10号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議会議案第10号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議会議案第10号は原案のとおり可決されました。

議会議案第11号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議会議案第11号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議会議案第11号は原案のとおり可決されました。

議会議案第12号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議会議案第12号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議会議案第12号は原案のとおり可決されました。

議会議案第13号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議案第13号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

議案第14号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議案第14号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

閉 会 午前11時28分

佐竹敬一議長 以上で、本定例会の日程は全部終了いたしました。
これにて平成16年第4回定例会を閉会いたします。
大変御苦労さまでございました。

寒河江市議会議長 佐 竹 敬 一

会議録署名議員 鴨 田 俊 一

同 上 新 宮 征 一